

官報

号外 昭和二十五年四月二十七日

○第七回 衆議院會議錄第四十二号

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)

議事日程 第四十号

午後一時開議

第一 臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律案(星島二郎君外九名提出)

第二 自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第三 更生緊急保護法案(内閣提出、参議院送付)

第四 保護司法案(内閣提出、参議院送付)

第五 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 臘虎臘肭臘狐臘取綿法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、輸出農林水産物検査所の出張所設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、参議院送付)

●今日の会議に付した事件

議員請暇の件

電波法案(内閣提出、参議院回付)

官報号外 昭和二十五年四月二十七日

衆議院會議錄第四十二号 議員請暇の件 電波法案(参議院回付)外一件

放送法案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律案(星島二郎君外九名提出)

特別鉱害復旧臨時措置法案(内閣提出)

日程第二 自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案(内閣提出)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

住宅金融公庫法案(内閣提出)

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(星島鶴吉君外十三名提出)

飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時十八分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) お諮りいたします。池田勇人君から、米国財政經濟事情觀察のため四月二十五日から五月二日まで八日間請暇の申出があります。これを許可するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて許可するに決しました。

電波法案(内閣提出、参議院回付)

放送法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) お諮りいたします。この際議事日程に追加して電波法案の参議院回付案及び放送法案の参議院回付案を一括議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

電波法案の参議院回付案及び放送法案の参議院回付案を一括して議題といたします。

電波法案

右の貴院から送付された内閣提出案

は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年四月二十四日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

(小字及び一は参議院修正)

電波法案の一部を次のように修正

正する。
(手数料の徴收)

第三百三條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める手数料を政令で定める期日に納めなければならない。

納めなければならない者	金額
一 第六條の規定による免許の申請をする者	三千円
二 第十條の規定による落成後の検査又は第七十三條第一項の規定による検査を受ける者	
イ 船舶局	
空中線電力五十ワット以下のもの	三千六百円
空中線電力二百ワット以下のもの	六千円
空中線電力二キロワット以下のもの	八千円
空中線電力十キロワットをこえるもの	一万三千円
放送をする無線局	
空中線電力五十ワット以下のもの	六千円
空中線電力五百ワット以下のもの	一万円
空中線電力十キロワット以下のもの	一万九千円
空中線電力十キロワットをこえるもの	二万二千元
その他の無線局	
空中線電力五十ワット以下のもの	四千円
空中線電力二百ワット以下のもの	七千円
空中線電力二キロワット以下のもの	九千円
空中線電力十キロワットをこえるもの	一万五千元
三 第七十三條第一項の規定による検査を受ける者	
イ 船舶局	
空中線電力五十ワット以下のもの	千八百円
空中線電力二百ワット以下のもの	三千円
空中線電力二キロワット以下のもの	四千円
空中線電力十キロワットをこえるもの	六千五百円
放送をする無線局	
空中線電力五十ワット以下のもの	三千円
空中線電力五百ワット以下のもの	五千円
空中線電力十キロワット以下のもの	九千五百円
空中線電力十キロワットをこえるもの	一万一千円
その他の無線局	

空中線電力五十ワット以下のもの	二千円
空中線電力二百ワット以下のもの	三千五百円
空中線電力二キロワット以下のもの	四千五百円
空中線電力二キロワットをこえるもの	七千五百円

三	第十八條の規定による検査を受ける者（第七十一條第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第七十一條第一項の許可を受けた者を除く。）	五千円
四	第三十七條の規定による検査を受ける者	二万円
五	第四十一條の規定による無線従事者国家試験を受ける者	五百円
六	第四十五條第一項の規定による免許の更新を申請する者であつて同條第二項に該当するもの	百円
七	免許状又は免許証の再交付を申請する者	百円

放送法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年四月二十四日

衆議院議長 佐藤 尚武

参議院議長 幣原喜重郎

衆議院議長 幣原喜重郎

（小字及び一は参議院修正）

放送法案の一部を次のように修正する。

（業務）

第九條 協会は、第七條の目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 全国的及び地方的放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用すること。
- 二 国際放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、又は政府の施設を使用すること。
- 三 放送番組を編集すること。
- 四 放送の進歩発達に必要な研究

施設を設置すること。但し、協会の研究活動は、放送番組又は放送技術に密接に関連するものに限る。

2 協会は、前項の業務の外、第七條の目的を達成するため、左の業務を行うことができる。

- 一 放送番組編集上必要な劇団、音楽団等を維持し、養成し、又は助成すること。
- 二 協会が放送することを主たる目的とする公開演奏会その他の催を主催し、又は後援すること。
- 三 放送の普及発達に必要な周知宣伝を行い、出版をし、及び放送の受信に関し公衆の相談に應ずること。
- 四 放送番組編集上必要な文芸、音楽、美術及び学術の著作権を取得し、使用し、又はその使用を承認すること。
- 五 放送に必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

六 放送番組編集のため、ニュース及び情報を収集し、並びにこれを他人と交換すること。

七 委託により放送受信用機器を修理すること。

3 協会は、前二項の業務を行うに當つては、営利を目的としてはならない。

4 協会は、放送受信用機器若しくはその真空管又は部品を認定し、放送受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

5 第二項第七号の放送受信用機器の修理業務は、電波監理委員会が、定期的にを行う調査により、〇放送を受信する者が放送受信用機器の修理業者を利用するのに著しく不便を認め、又はため必要と認めて指定した場所に限り、行うことができる。

（業務報告の提出）

第三十八條 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の業務報告書を受領したときは、これに意見を附して、内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を国会に提出しなければならない。

（広告放送の禁止）

第四十六條 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組に必要であつて、且つ、他人の営業に關する広告として著作者〇の氏名又は名称〇を放送するために必要と認められる場合に於ては、これを妨げるものではない。

（罰則）

第五十四條 協会の役員又は職員がその職務に關して賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 協会の役員又は職員にならうとする者がその担当しようとする職務に關して請託を受けて賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、協会の役員又は職員になつた場合において、前項と同様の刑に処する。

3 協会の役員又は職員であつた者がその在職申請を受けて職務上不正の行為をなし、又は相當の行為をしなかつたことに關して賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第一項と同様の刑に処する。

4 前三項に規定する賄りを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

5 第一項から第三項までの場合において、協会の役員又は職員が收受した賄りは、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

〇議長（幣原喜重郎君） 採決いたします。

第一 臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案（星島二郎君外九名提出）

〇議長（幣原喜重郎君） 日程第一、臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。通商産業委員理事有田二郎君。

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

す。両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

〇議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第一 臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案（星島二郎君外九名提出）

〇議長（幣原喜重郎君） 日程第一、臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。通商産業委員理事有田二郎君。

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

月、石炭統制は、一部の銘柄を除き、価格、配給ともに全面的に解除されたのであります。このような環境のもとにおきましては、本来石炭増産のため臨時に立法された臨時石炭鉱業管理法はすでにその意義を失うに至りましたのみならず、この法律に基く複雑な管理組織と煩瑣な手続は、現状におきましては、かえつて企業の自主性を阻害する向きすら少なくないのであります。さらに増産施策の後退によつて行政事務の分量が縮小した現在、臨時石炭鉱業管理法の廃止と、これに伴う石炭局の廃止は、行政機構の簡素化及び国費の節約の点より見てもきわめて必要なことであります。以上の理由によりまして、来年三月の失効の日を待たずして本法を廃止しようとするのが、本法法律案の提案理由であります。

本法法律案は、去る四月十九日、委員会に付託せられ、二十一日に、提案者を代表して神田博君より提案理由を聴取し、質疑に入りまして、質疑の内容は速記録に譲ることといたします。

しかし、昨二十五日午前質疑を打ち切り、討論に入りました。まず国民協同党を代表して河野金昇君は、本法法律案は石炭鉱業の現実を正視せざる法案であるとの理由により本案に反対されました。次いで自由党を代表して小金義昭君は、昨年夏以来、石炭の需給状況は急速に緩和せられ、石炭の統制も一部の銘柄を除き価格、配給ともに全面的に解除した現状において、臨時石炭鉱業管理法はその意義を失つたから、本法を廃止し、石炭行政制度を簡素化することは最も時宜を得た措置であるとの理由により本案に賛成されま

した。次いで民主党の有田喜一君は、石炭国管法は産業の復興と経済の安定に至るまでの緊急措置であるが、現在はまだ産業は復興しておらず、経済はまだ安定していない、かかる際に本法を廃止することは無謀であるとの理由により本案に反対されました。次いで日本社会党を代表して加藤謙造君は、石炭産業は日本再建の基礎であり、これが消長は日本経済の運命を左右するものである、しかもわが国の石炭産業は、現在自己の力のみによつて解決できない幾多の問題をはらんでいるにもかかわらず、突如として本案を提出したことは自己の政策の失敗を隠蔽するものであり、今後石炭産業を企業の自主性と自由放任のみにまかせておくことは日本経済を危機に陥れるのみであるとの理由により本案に反対されました。最後に日本共産党を代表して風早八十二君は、本案は大資本を擁護して中小炭鉱の破滅に拍車をかけるのみであり、外国資本の支配に隷属する道に通ずるのみであるとの理由により、こ

れまた本案に反対されました。

これにて討論を終り、ただちに採決に入りまして、ところ、宿命的なる石炭国管法の廃止を多数をもつて可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上をもつて報告を終ります。

○議長(幣原喜重郎君) 質疑の通告があります。これを許します。岡田春夫君。

〔岡田春夫君登壇〕

○岡田春夫君 自由党から提案になりました石炭国管法の廃止について、二、三の問題について質疑をいたしたいと思

先ほど委員長代理の有田君の報告にもありましたように、この国管法が、二十二年の十月に、社会党を中心として当時の連立内閣に参加した民主党その他の政党によつて、炭鉱民主化のために取上げられたときに、この炭鉱国管法に最も勇敢に反対をして闘われた有田君あるいは神田君たちが、この炭鉱国管の民主化に反対をされたその努力もかいたく、遂にあの国管法はその当時通過したものであります。しかも、その当時この国管法に反対をして民主化の阻害をされた有田君、神田君の手によつて、これらの人々が委員長の席に着き、提案者になつて、ここに多数の力をもつて途中で質疑を打ちつてこの法案を遂に通過させ、本会議に上程させるといふような暴挙が行われたのであります。

このようにして、生産が思うようにはかどらなくて、しかも減退が続けておる。この結果として需給関係が著しく緩和されたことが国管法廃止の理由として述べられておりますが、これはまさに増産の結果として需給関係が緩和されたのでなくして、石炭の需要が減退をしたために需給関係が緩和されたのであります。この点は、吉田内閣の反動政策が中小企業をどん／＼没落させたために、石炭の消費を極度に減退させた、ここに根本の原因がある。

ういう点から見まして、提案者の説明並びに先ほどの委員長代理の報告によりまして、現在石炭の増産はもはや必要がないといふように言われておりますが、現在日本において石炭の増産が必要ないといふことは、日本の経済の現状を知らないか、あるいは経済再建に對しての熱意をまったく放棄しているか、あるいはまた、国内の炭鉱に對しては、つぶしてしまつてもよいから、外国から一トン八千円の高い石炭を輸入して、これに一切合財国内経済を依存せよとするか、このいずれかの一つであります。このような形では、日本の真の再建といふことは絶対に不可能であります。

そこで委員長代理並びに提案者にお伺いしたいことは、現在もはや石炭の増産を必要としない段階であるといふことを委員長報告に言われておりますが、これは一体いかなる根拠に立たれておるのか、その根拠の背景として、このような増産の必要がないという根拠として、日本経済の見通しをいかにお考えになつておるか、この点を第一にお伺いしたいと思ひます。

第二の問題であります。それは炭鉱国管の廃止後における炭鉱企業の問題であります。炭鉱国管の第一歩として行われた昨年の八月の公団廃止の結果、これによつて増産を阻害して参りましたことは先ほど申し上げた通りであります。それが同時に、公団の廃止は炭鉱企業に對して大きな変化を与えたのであります。それはどういふ点で與えて來ているかといふと、高級炭の極端な値上りと、下級炭の値下りを通じて、優秀な鉱区を持つていた財閥炭

力回復して、需給の状況も昨年の夏から急速に緩和されて、現在ではもはや石炭の増産を必要としない段階にまで至つておるから炭鉱国管法を廃止するのである、かような意味で提案をされておるのであります。そこで、しかば実際に現在石炭の増産は達成されておるかどうかといふ問題であります。

この点につきましては、賢明なる有田委員長代理も十分御承知の通りに、昭和二十四年度の増産目標は四千二百万トンである。ところが、この四千二

百万トンに對して、実績はわずかに八%にすぎなかつたのであります。しかも、炭鉱国管法廃止の準備段階としての第一歩をふみ出した昨年九月の配炭公団廃止以降におきましては、逐次生産は減退を始めておるのであります。その具体的な例として、昨年の第二・四半期においては、生産目標に對して、その生産は一〇二%に達してあります。ところが、公団を廃止いたしました第三・四半期の実績は八六%に下り、第四・四半期は七六%に減退して、本年の三月は、昨昭和二十四年の三月に比べまして百万トンの減産をするといふような現状であります。

鉄には莫大な利潤がこもり込む。それと同時に、貧弱な石炭しか採掘のできない中小炭鉱は、公団廃止によつて続々倒産をいたして参つたのであります。

たとへば高級炭であります原料用炭は、公団価格の当時は一トン五千五百千円でありました。これが今年の一月になりまして六千五百二十円になつております。発生炉用の炭は、公団価格の当時は五千四百五十円でありました。これが本年の一月になりまして、また値上りをいたしまして六千三百十円になつておる。このように、高級炭は大体一千円前後の高騰を示しておるのであります。そのために、たとへば財閥炭鉱である三井の三池は、一トンの石炭を掘るたびに大体八百円のもうけになります。三井の芦別は一トンの石炭を掘れば六百円、三菱の高島は一トン千七百七十円、あるいは大夕張は一トン千六百五十円のぼろもうけが行われるのであります。その結果として、昨年の十月から今年の三月までに財閥のもうけは十億円の莫大な利潤がこもり込んでおる。

○議長(幣原喜重郎君) 岡田君、申合せの時間が参りますから簡単に結論をつけて下さい。

○岡田春夫君(続) 三菱は十五億円の莫大なもうけとなつておる。北炭は資本の三倍のもうけ、十二億円をもうけておるのであります。このように財閥炭鉱は莫大なもうけがこもり込んでおる。

ところが反面において、中小炭鉱は続々倒産をいたしております。昨年の

九月から昨年の末までに、中小炭鉱で倒れしたものはすでに八十六炭鉱に及び、その後においても続々中小の炭鉱は崩壊を続けておるのであります。しかも炭鉱の労働者の諸君は、五千四百円という安い賃金のもとにおいて、

首切りと闘いながら労働強化をあえてしなければ生きて行かれないという惨状であります。その結果、炭鉱の災害は極端にふえております。たとへば昨年の十一月において、炭鉱の災害は一月だけで一万四千名に達しておる。このようにして炭鉱の災害が極端にふえているという事は、公団廃止によるこの経営者の利潤追求、財閥の利潤追求の結果であります。このことが、今度の炭鉱国管の廃止によつてますます助長されるという結果を招くであります。財閥炭鉱の独占資本の利潤の擁護が行われて、その反面において、自由党の提案によつて中小企業者とはどん／＼と没落をして行くという事は、きわめて明瞭なる事実であります。

この点について提案者にお伺いをいたしたのであります。が、国管法廃止によつて国民経済の正常化をはかると言つておられますが、それでは、中小炭鉱の没落に対して自由党はいかなる対策をお持ちになつておるか。

第二の問題として、経営者、財閥の利潤追求に対しまして、この結果として労働者の生活が極度に不安定になつて参るのであります。この労働者の生活の安定についていかなる措置を講ぜられようとするか、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。最後に通産大臣が見えておられます

からお伺いをいたしますが、炭価政策については、それは公団……

○議長(幣原喜重郎君) 岡田君、もう時間がありませんから、すぐ結論をつけてください。

○岡田春夫君(続) 炭価政策は、マーカーットのモメンタムによつて、昨年の九月当時の炭価よりも上げるならば公団の廃止を撤回するであらうということがメモランダムにあつたはずであります。最近の炭価高騰の状況から見て、今後炭価政策についてはいかなる措置を講ぜられるか、この点について最後にお伺いをして質疑を終りたいと思ひます。

○議長(幣原喜重郎君) 小金義照君。

○小金義照君(登壇) 小金義照君。ただいま議題になりました、いわゆる炭管法の廃止法案につきまして、岡田春夫君から御質問があらまされたので、私は提案者の一人としてお答えをいたします。

承るところによれば、私は知らなかつたのであります。岡田春夫君は、この炭管法が出たときに、これではなまぬるいからといつて脱党だか除外だかされた。有田代議士のお話によれば、岡田君はこういう法律案の廃止には喜んで賛成をされて、むしろ質問としては、もっと強い法律案を出す意見はないかといふようなお話があるやに期待しておつた。こういうことであります。なおいろいろな方面から、あるいは例を引き、またいろいろ御質問があらまされたが、これはおおむね委員会において、ことごとく私どもが承つた意見でありまして、その御意見によつて、この法律を存続すべしという結

論は毛頭出ないのであります。この法律は民主化の法律であるというようにおつしやいましたが、これは非常対策としての増産臨時立法であるということが明記してあるのみならず、方々にそれが強く出ております。ところが、第三十八條を初めとして重要な條文は、おおむね今日まで一べんも適用がなかつたという珍しい法律であります。

わが自由党は、決して石炭の増産を必要としなかつたといふ必要は、いゝ炭はきわめて必要であります。この臨時立法下において出た炭は、おおむね石炭を分析して石と炭であるといふような石炭がよい出たのであります。そこで、この法律とは別個な社会情勢あるいは経済状態の変遷から、すなわち経済九原則を実施せられたところから、ほんとうにいい石炭が増産されて、昨年の九月十六日を期して、特別の銘柄炭以外のものについては統制がごとごとく撤廃されて、配炭公団も廃止になつた。こういう状態で、自由党は決して石炭の増産を必要としなかつたといふことはありません。

なおいろいろな観点から申し上げたのであります。が、おおむねこの問題は委員会において論議し盡されておりますから、速記録によつて御承知をお願いいたします。

なお中小炭鉱につきましては、これまでたきわめて大切でありましたが、その金融その他については所管の政府からお答えがあると思ひますので、私の答弁は、これをもつて終ります。(拍手)

(国務大臣(高瀬武太郎君) 答へ) (国務大臣(高瀬武太郎君) 答へ) 炭価政策についての御質問

でありましたが、原料炭その他の一部高級炭につきましては、確かに炭価が公団当時比べて若干高騰しておることは事実であります。しかしながら、その程度は現在なお比較的僅少でありまして、五%ないし一〇%にとどまつております。従つて目下のところ、炭価の再統制というようなことはまったく考へておりません。しかし、炭価は一般産業に大きな影響を與えるものでありますので、今後その動向を十分に監視いたしまして、必要な場合には適当な手段をとる考へております。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて質疑は終了いたしました。討論の通告があります。これを許します。今澄男君。

(今澄男君登壇) ○今澄男君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま上程されました臨時石炭炭管法廃止に関する法律案に対して絶対に反対の意思を表明するものでございます。(拍手)

臨時石炭炭管法は、ただいまの委員長報告中にもありましたこと、過ぐる第一国会において、わが党首班内閣が、当時の悪性インフレーションと縮小再生産によつて急速に進行しつつありました経済危機を打開するために、全産業の食糧ともいふべき石炭の生産を急速に増大し、これを足がかりとして産業の振興及び民生の安定をはかり、もつて経済安定に至るまでの緊急措置として石炭炭管法を政府において管理し、石炭の生産に関する行政と経営と労働の三者が渾然一体となつてこれが増産目的を達成せんがために提出いたしましたものであることは、諸君すでに御

承知の通りでございます。(拍手) 當時、この革新的法律が国会に提出されるや、時の反対党たる自由党は、院の内外において死にもの狂いの反対運動を展開し、石炭業者また莫大な費用を投じて全国的な反対運動を行い、はては不幸なる刑事事件まで現われ、司直の手が院内にも延びて世上を騒然とならしたことは、われ／＼の記憶に新たなところでございます。

今、往時を思い起してみるときにおいて、当時この管理法に反対する理由として自由党の諸君が述べられました点は、第一に、本法中にある生産協議会が業務計画や実施計画の中心機関であることは、現場従業員を偏重して事業主を軽視し、ために炭鉱経営は不振となつて、石炭の増産は不可能であるといつております。第二点は、事業主に業務内容を報告させたり政府が経営内容を検査したりすることは憲法違反であると論じている。第三点は、炭鉱を国家管理にせねばならぬほどの重要な産業であるならば、同時に働く労働者のストライキを制限せよと論じております。これらの論議は、実にわが国炭鉱事業を無視した、反対せんがため

の暴論をもつて審議を引延ばし、遂には暴力ざたとなり、同僚議員中より懲罰者を出したことは遺憾千万でございます。(拍手) はたせるかな、この時代錯誤的な反対論は、ただいまこの本会議場においてくつがえりました。すなわち私は、委員長報告中にはつきりと、当時の反対論がいかに荒唐無稽であるかをこの耳で聞きました。これはまことに運命の皮肉といわざるを得ないものであります。(拍手)

委員長の、委員長報告書中において、本法廃止の理由として、出炭比率の向上と石炭増産が順調に回復したために、もはや本法の使命は終わったと述べております。このことは、本法に基づく石炭の増産が百パーセント所期の効果をあげたことを自由党みずから認めたものにはかならない。(拍手) そのことはすなわち、二年前自由党の諸君が述べた反対意見はことごとくこれ無責任なる炭鉱資本家の代弁であつたことを委員長報告において認めたもので、当時の不見識を委員長みずから暴露したのといわなければならぬのであります。(拍手)

今や突如として本管理法を廃止するにあたりまして、その理由として、第一点は、昨年度以来石炭の需給状況が急速に緩和し、もはや増産を必要としない実情であること、第二番目には、本法の複雑な管理組織と煩瑣なる手続は企業の自主性を阻害し、石炭鉱業は企業の自主性と自由競争のみで十分である、統制はむしろ弊害があるといわれておるのでございますが、この二つの理由は、理論的に見ても、はたまた実践的にも、何らわれ／＼を納得せしめ得るものではございません。提案者のほんとうの真意は、本法廃止をしやにむに通そうといふ自由党の態度と考へ合せ、察するに、参議院選挙を六月に控えて、大炭鉱業者への媚態を示さんとするものと考へられる。しかしながら、それは逆に国民大衆のきびしき批判を六月選挙において徹底的に受けなければならぬであらうことを提案者は覚悟すべきでございましょう。

本管理法廃止の第一の理由たる、現状において石炭の増産に必要なことのことは、現在のデフレ的縮小再生産に基づく一時的な現象をもつて今後増産の必要なしと断言することでございます。まして、これはまた本末転倒もはなはだしといわなければなりません。石炭の需要を急減せしめた不景気政策、すなわち政府の超均衡予算に基づくドッジ・ラインを修正して石炭の増産をはかるべきであるのに、提案者は、日本の産業はこれ以上発展の必要なしとの見解から増産の不必要を主張するのか。しかも、深刻な現在のデフレ政策のただ中においても、なおかつ量的な立場からこれを見れば明らかに過剰生産恐慌でございまして、一応これを質的な立場からながめますならば、その増産が著しく要求されております。それはすなわち、先ほどの質疑にもございましたように、配炭公団廃止後、低品位炭の値段は著しく下落している反面、六千カロリー以上の上級炭が軒並に一、二割の高騰をいたしておる事実、これを雄弁に物語つておるのでございます。上級炭のこの傾向は今後ますます拍車をかけることが予想されますが、これらの事実にはあえて目をおおつて、石炭の増産を否定するなど放言するに至つては、わが国産業の植民地化を待望する痴人のたわごととしかわれ／＼は考へることができません。(拍手)

次に提案理由の第二として、石炭鉱業は企業の自主性と自由競争のみで十分であるというに至つては、まさに語るに落ちるの感を深くいたす次第でございます。最近の新聞報道によりまして、

でも、石炭業者と、鉄鋼業を初めとする重工業者との間に炭価をめぐる対立が深刻化したしましたために、日産協の石川会長が調停に乗り出さなければどうにもならないという段階にあるが、この対立の問題点が、実に統制撤廃に伴う炭価の値上りと、そのために生ずる基礎産業の苦悩であることは、だれの目にも明瞭でございます。配炭公団廃止後の自由放任の弊害は、すでに本管理法の廃止を待たず。現実の問題として大きく経済界に、産業界にクローズ・アップされておることを強調いたしたいのであります。

本年一月現在の石炭価格は、日本銀行の卸売物価指数によると、昭和九年から十一年に比して、一般用炭は三百四十二倍、原料用炭は三百三十四倍、発生炉用炭は三百六十二倍と、一般物価の二百二十三倍に比較して相当な割高であるのみならず、電力の九十四倍に比較してまさに四倍という高率な倍率になつておるのであります。その影響を受けて、鉄鋼の原価構成に占める石炭の比率は急激に増大して参りました。すなわち鉄鋼においては、昭和十年において三〇%、二十三年七月が四〇%であつたのが、最近においては実に五八%に達しておるのであります。また普通鋼々材においても、それ／＼九%から一%さらに一六%となり、これに加ふるに、この原料高にもかかわらず、ドッジ・プランの命ずるところにより、この夏までに急速に補給金をはすして国際価格にさや寄せなければならぬというのでありますから、事態は重大なる様相を帯びておるのであります。国際価格を一〇〇としたし

まするならば、かくて日本の石炭は一三九、鉄鋼は二二八、鋼材は一一一になります。これでは鉄鋼業が国際競争に耐え得るはずがございませぬ。この鉄鋼価格の高騰は造船業、機械工業に甚大な打撃を與へ、わが国重化学工業等も今後数箇月を出ずして一大危機に襲われることが予想され、今やわが国の基礎産業は、無計画の産業政策のために動揺いたしておるのであります。計画が自由かの問題は、その方法いかんによることながら、すでに事実問題として、かくも明らかに計画性なき経済のめじめめをわが国の重要基礎産業は立証いたしております。

これら基礎産業の経営者は、今日政策の誤りに不安動揺しつつあることは、すでに皆様方御承知の通りであります。政府もまた大言壮語に似合わず、池田、白洲の両氏を米國に派遣して対処する等の狼狽ぶりは、みずから事でもありません。かくのごとき状態のもとにおいて石炭の生産を自由放任するということは、まったくバランスを失つたわが国経済を根本的にぶちこわすものでございまして。

また一方石炭の生産原価については、すでにいわゆる水増し分の切捨てがほとんど限度に達しており、もはや單純な企業合理化のみでは効果を期待できないばかりでなく、今後資産再評価に伴う減価償却費の増大等、経営を正常化するためには、何としても石炭の値段を上げざるを得ない実情に今全国の炭鉱はございまして。さらに近く良質の開採炭や仏印炭の輸入も実現しようとして、石炭鉱業は国際的な価

格競争にさらされようとしており、真剣に合理化を考えなければならぬけれども、わが国現在の石炭資源のあり方では、とうてい海外炭との競争は不可能でございます。しかも、一たび海外炭との競争が始まるならば、原価を割つてこれと争うこととなり、わが国石炭産業は、海外の炭田との競争力の前に崩壊する危険すら存しておるのでございます。

かくのごとく、一方においては、わが国産業自立のために鉄鋼業、化学工業等の産業界より低廉なる供給を渴望されておる半面、石炭の値段は、皮肉にも運賃その他の影響も加えて、むしろ上昇しつつある実情は、われわれに對して冷水三斗の寒心にあたえないものを示しておるのでございます。かかる際に石炭産業を自由放任することは、斷じて良心ある政治家のなし得るところではございません。配炭公団廃止後の収益力を見るべく、ただ一部大手炭鉱の利益集中をはかることを目的としておるものとか考えられない、何の中小炭鉱救済ぞやと叫びたい次第でございます。(拍手)

一 国の経済政策は、世界経済との関連において、世界各国の大勢と遊離してはあり得ないこともよりであります。英国の実例を引くまでもなく、困難なる戦後の復興のために、石炭鉱業は国家の統制と保護助成によつて運営せられ、英国の危機を救いつつあることも御承知の通りでございます。しかもなおわが国は、経済力においてはイギリスに比較すべくもなき敗戦国でございます。誤れる現内閣の政策により、インフレの安定のためと称して、急行列車の急停車にもひとしい経済混乱のただ中に今わが国はあるのでございます。

この財政経済政策の失敗から来るところの価格政策の破綻、それから来る貯炭の増加——遂に自由価格という逃避港へ逃げ込み、ために配炭公団を廃止したが、中小炭鉱は目をおおの惨状となつた。基本産業の動搖もすでに述べた通りでございます。現下のわが国の経済情勢のもとにおいては、ますます石炭鉱業に對し強力なる国家の保護と統制が必要である。しかるに、政策の行き詰まつた現政府は、世界の大勢に目をおお、あたかもこれまでの政策の失敗は臨時石炭鉱業管理法の存続にあつたかのごとく世人に印象づけようとしておることは、その無定見もまたはなはだしいものといわなければなりません。(拍手)

臨時石炭鉱業管理法は、今や増産の役目を果し、これから安定と自立の方向に進まんとしておるとき、自由党の諸君は強引に臨時石炭鉱業管理法の廃止を行わんといたしておられます。これこそ、国家百年の大計、一國産業の消長よりも自党の消長に重きを置くものと斷ぜざるを得ない理由でございます。(拍手) 管理法廃止の結果は今後の産業計画に大なる支障を與え、経済の民主化を後退せしめ、石炭産業自体において大炭鉱業の独占的資本集中は強化せられ、中小炭鉱は壊滅し、増産に協力した労働者を多数失業せしめ、またその生産意欲はとみに減退する等のことは明らかでございます。しかるに、これらの危急的な措置さえ何一つ講ぜられておりません。もし政府が統制を撤廃するならば、増産のために企てられた統制は保護助成のための統制

とかわり、それはさらに社会政策的な統制とかつて漸次自由経済へと移行して行くことは、世界各国の実例でもあり、経済の理論でもございます。しかるに政府は、鉱業法の改正もあつたが、石炭鉱業安定法等の、わが国の基本産業である石炭事業を助成する法律案も何ら用意がございません。ただ、がむしやに廃止を強行する自由党並びに吉田内閣は、一部石炭資本家の用心棒と云うべきか。

われわれは、石炭鉱業の将来はわが国経済の自立と復興の基礎産業であることを思い、今や企業合理化とコストの引下げに死にも狂ひになつて荒れ狂うであろうところの石炭鉱業の姿を正視するときに、私は、うたた義憤の涙を禁じ得ないのでございます。たとひ石炭鉱業管理法が本日この本会議において多数党の力で廃止されようと、近き将来、わが党は国民輿論の支持の上に立つて、断固理想的国家管理法を復活し、あたかも国家の保護育成政策をもつて、自由党のためにたたきめられた荒廃せる石炭鉱業を守るであらうことを約束いたしました。本法律案に反対をする次第でございます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 降旗徳弥君。降旗徳弥君登壇。

○降旗徳弥君 ただいま議題となりました臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律案につきまして、私は自由党を代表して賛成の意を表するものであります。(拍手)

同法案の内容並びにわが国の石炭事情等につきましては委員長報告に述べられておりますから、私はこれを省略

いたしました。多少これと異なつた立場から意見を申し述べたいと存じます。

すなわち、かつて昭和二十二年、第一回国会におきまして、いわゆる炭管法案が提案されました。当時は、石炭は減産いたしました二千万トンにすぎず、ためにわが国の生産事業は麻痺、沈滞に陥らざるを得なかつたのでありまして、これを年間三千万トンに増産せしむることは、わが国産業経済再建の必須要件であつたのであります。しかして、当時は片山内閣でありましたけれども、すでに片山内閣胎動のきざしが見え始めておつたころでありまして、従つて当時の困難なる経済事情、複雑なる政治事情を追想いたしますと、今日ここに今澄君の申し述べられた理由とはまつたく別な理由において、業界の努力によつて四千二百万トンの出炭目標を回復し得て、明年三月の終期を待たで同法の廃止法案を上程することは、まことに感慨にたえぬところであります。(拍手)

すなわち、以上のごとき事情のもとにおきましては、議会における炭管法案是非の議論はまさに白熱化したのであります。私が、私はこの際、当時石炭増産に最も責任と熱意を持つた人々の態度について簡単に申し述べておきたいと思ふのであります。すなわち、昭和二十二年九月五日並びに同月二十六日には、全国四百三十有余の炭鉱の業者並びに炭業所長が全員の署名をもつて陳情書を提出し、総司令部、政府、国会に炭管反対の意を表明しているのでありまして、さらに九月十五日には、社団法人炭業調査所では、長い間にわたつて炭鉱の坑夫一人々々について調査した結果を新聞ラジオに発表いたしました。その調査人員の大多数がこれまた炭管に反対であつたことを明らかにしているのであります。(拍手)

臨時石炭鉱業管理法は、二十二年十二月八日に国会を通過したのであります。が、いわゆる炭管法の重大なる欠陥は、国家の権力をもつて強制するにもかかわらず、これに對する責任ある国家の資金、資材、労力の裏づけがなかつたこととあります。これは同法が施行されて以来各方面においてひとしく痛感された事実でありまして、またこの点が同法をして有名無実、煩雜、やつかない存在にした原因でもあつたのであります。(拍手)

一体、石炭の増産というがごときは非常に困難なる仕事でありまして、いやくも即製の法律をもつては容易にこれを達成し得るものではありません。これは、二十四年三月二十五日付石炭庁発行にかかる「炭鉱国家管理一箇年の足跡」と題する報告書に徴しても明らかなることとありまして、すなわちこれによつて見れば、連合軍司令部の石炭増産推進班並びに同上各地区炭鉱推進班の絶大なる協力がなかつたならば、政府の石炭増産計画はあるいは破綻したかもしれなかつたことを示唆しているのであります。さらに二十四年度に入りまして、あるいは企業三原則といひ、あるいは経済九原則等によりまして経営の自立性を要請されまして、炭管法は單に官僚的にして複雑煩瑣な手続を強制するのみの存在となつたのであります。しかしてこの傾向は、同年九月配炭公団が廃止され、大部分の炭価、配給の統制が撤廃さ

れ業者の自由闊達なる競争のもとに優
良炭が漸次豊富に市場に出まわると至
りまして顯著となり、いわゆる臨時的立
法たる炭管法はその本来の使命を喪失
し、同法廃止の運命を決定したものと
いふなければならぬのであります。(拍手)

しかして、私がこの際特に希望を申
し述べたいことは、本廃止法案第二條規
定の内容についてであります。すなわ
ち、国家強権の発動によつて與えられ
た業者の損失はひとしく国家の責任を
もつてこれを補償せねばならぬという
ことであります。同法施行の上にお
いて、特にこの点を強調したいと思
うのであります。

私は最後に、尊敬すべき先輩、友人
の多数諸君がこの炭管問題のために迷
惑千萬な災いをこうむつたことをこ
に慨歎せざるを得ません。(拍手)ま
とに政治的に利用さるる点の多
くして経済的に運営さるる点の少
かつたいわゆる炭管法をここに葬り去るこ
とは、日本再建のため衷心より喜びに
たえないところであります。(拍手)

以上をもつて私の賛成演説を終りた
いと思ひます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 風早八十二
君。

〔風早八十二君登壇〕
○風早八十二君 私は、日本共産党を
代表して、今日自由党議員の提出にか
かる炭管法廃止のその意図するところ
に對して断固反対するものでありま
す。

たりまして、これに對して断固に反対
いたしました。今日また自由党がこれ
を廃止せんとする意図に對して断固と
して反對しております。(笑)これは
諸君が今お聞きになる通り……

○議長(幣原喜重郎君) 靜肅に願いま
す。

○風早八十二君(続) われ／＼は、今
この炭管法の廃止に對して反對せんと
するその立場を明らかにいたしたいと
思ふのであります。

炭管法の廃止をめぐるまして、かつ
て炭管法を主張した社会党その他三派
の反對論と、自由党の賛成論とのこの二
つの立場が、あたかも對決しておるか
のごとくに概観されるのであります。

しかしながら、これは決して問題の本
質をついておるものではない。この對
立というのは、実はわれ／＼から見れ
ば見せかけの對立でありまして、問題
の本質は、およそ次のごとくでありま
す。

終戦後五年たちりました現在、今まで
とられて参りました歴代内閣の石炭産
業に對する政策に一貫したものがある
たことはきわめて明瞭であります。い
わゆる傾斜生産方式、集中生産方式、
そして配炭公社の廃止から今回の統
制撤廃の意図、あるいは炭管法の廃
止、この間一貫して独占大炭鉱の強
化、他方中小炭鉱の破滅のためのもの
であつたことはきわめて明らかであり
ます。そのとき／＼、その局面で、まず

最初に統制の強化がとられ、次いで中
小炭鉱並びに労働階級の犠牲の上に独
占資本の基礎がはげ固まりました現在
におきましては、今度は統制を撤廃す
る、炭管法を廃止するということにな
つて現われているのであります。社会
党や自由党は、その政策遂行の形こそ
異なれ、今までの少くとも実績を見る
ならば、それ／＼積極的にこの独占資
本強化の政策に協力して参つたとい
うことはきわめて明らかであります。(拍
手)しかしながら、今日におきまして、

もはやおおうことのできない明らかにな
つた事實は、戦後、歴代内閣の連綿た
る諸政策が、一貫した国際独占資本の
意思の展開として現われておつたとい
うことであります。歴代内閣の背後に
おきまして、これをあやつつて来た国
際独占資本の手があるのであります。

大体、国際独占資本が日本を軍事的
植民地化しようとするその過程におき
まして、特に石炭産業に對する攻撃が
集中されている。これは言うまでもな
く、石炭産業のいわゆる低コスト、こ
れが一切の日本の軍事基地化に對する
大きな前提條件である。軍事基地化を
安上りにするというのがその一つで
ある。また肥料である、鉄鋼である、
機械製品である、こういうものを安い
コストで東南アジアに輸出する。この
輸出ができれば、援助資金の節約
のために、アメリカから日本に入つて
おる食糧輸入を、今度は東南アジアか
らの日本への輸入に切りかえなければ
ならない。このことができないならば、
また援助資金を浮ばせることもできな
い。援助資金を浮ばせられなければ、
アメリカから新しく棉花とか機械とか
を日本に輸入することもできない。

こういう次第におきまして、この石
炭のコストの切下げということが今や
国際独占資本の至上命令となつてい
ることは御承知の通りであります。こ
れこそ、日本と東南アジア諸国と一
体化

した、かつてのあの大東亜共榮圏の新
版ではありませんか。日本は、今度は
主人公としてではなく、国際独占資本
の手先として、新版の大東亜共榮圏の
建設に参加させられておるのであり
ます。(拍手)言ひえれば、第三次世
界大戦の準備をさせられておるのであ
ります。そうして自由党こそは、公然
とその先頭に立つておるのでありま
す。

また労働者階級に對する内外独占資
本とその代理店として出て来ておるこ
ころの裏切り民同分子は、炭労のあ
なれ合いストの例にも明白であります
ごとく、巧妙に大衆を欺瞞して国際独
占資本の手先になつておるのでありま
す。社会党は、この炭管法に對して、
決して單なる未練から廃止に反對され
るのではないとわれ／＼は確信するも
のであります。もしも社会党が、真に
中小炭鉱業者並びに労働階級のために
闘わんとせられる限りは、国際独占資
本に對するその態度を明確にしなけれ
ばならない。具体的にこれに對して闘
わなければならぬ。

国際独占資本の日本石炭業に對する
攻撃は、中小炭鉱の破滅、あの日産協
のいわゆるカラーと能率との二乗化
された賃金制度、従つて猛烈なる労働
強化、大炭鉱に今頻発しておる大災
害、また炭鉱機械の導入は、日本の機
械工業を破滅させつつ新版大東亜共榮
圏の軍事基地化を容易ならしめようと
するものであります。われ／＼は、炭
管法廃止によりましてこの国際独占資
本の新たな攻撃のお先棒を動めんとす
るところのこの提案者たちの意図に
對して断固反対するその立場から、今

日この提案に對して、わが日本共産
党を代表して反對の意見を表明した次
第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 河野金昇君。
〔河野金昇君登壇〕
○河野金昇君 私は、国民協同党を代
表いたしまして、本法案に反對の意を
述べるものであります。(拍手)

会期も切迫した折に、突如として議
員提出で出されたところに、多くの含
みがこの法案には残つておると考へる
ものであります。先ほど自由党の降旗
君は、同僚議員が非常に迷惑した法案
であるとおつしやつたのであります。け
れども、炭鉱業者から金をもらつて、
そうして刑務所へ行くような人を出し
たり、あるいはよその政党を割つたり
したことは、自由党にとつては迷惑で
はないのであります。むしろこれは、
よその党が迷惑したのであります。炭
鉱業者から金をとつた者にとりまし
ては自業自得であるといふなければな
らぬと思ふのであります。

提案の理由を承りますと、増産の目
的を達したから、もはやこの法律は必
要がなくなつた、とおつしやるのであ
ります。一体石炭はそれほど増産され
たかという、されははならないのであ
ります。自由党の内閣が出しました昭
和二十四年度の計画から参りますと、
四千二百萬トンの石炭がなければ日本
の経済はまかなえないという建前であ
つたはずであります。それがドツジ・
ラインとか何とかいうことによりま
して日本の産業が萎縮したために、
四千二百萬トン必要であるべきものが
四千萬トン掘れた當時に、もはや需要
供給の關係から余つて来たというので

した、かつてのあの大東亜共榮圏の新
版ではありませんか。日本は、今度は
主人公としてではなく、国際独占資本
の手先として、新版の大東亜共榮圏の
建設に参加させられておるのであり
ます。(拍手)言ひえれば、第三次世
界大戦の準備をさせられておるのであ
ります。そうして自由党こそは、公然
とその先頭に立つておるのでありま
す。

また労働者階級に對する内外独占資
本とその代理店として出て来ておるこ
ころの裏切り民同分子は、炭労のあ
なれ合いストの例にも明白であります
ごとく、巧妙に大衆を欺瞞して国際独
占資本の手先になつておるのでありま
す。社会党は、この炭管法に對して、
決して單なる未練から廃止に反對され
るのではないとわれ／＼は確信するも
のであります。もしも社会党が、真に
中小炭鉱業者並びに労働階級のために
闘わんとせられる限りは、国際独占資
本に對するその態度を明確にしなけれ
ばならない。具体的にこれに對して闘
わなければならぬ。

国際独占資本の日本石炭業に對する
攻撃は、中小炭鉱の破滅、あの日産協
のいわゆるカラーと能率との二乗化
された賃金制度、従つて猛烈なる労働
強化、大炭鉱に今頻発しておる大災
害、また炭鉱機械の導入は、日本の機
械工業を破滅させつつ新版大東亜共榮
圏の軍事基地化を容易ならしめようと
するものであります。われ／＼は、炭
管法廃止によりましてこの国際独占資
本の新たな攻撃のお先棒を動めんとす
るところのこの提案者たちの意図に
對して断固反対するその立場から、今

ありますが、これは余つたのではなくして、それだけ日本の産業が縮小したものであるといわなければならぬのであります。(拍手)私たちは、この法案が増産の目的を達するために果した功績は相当多いと思ひます。これは何にも知らないのではありませんが、委員会におきましては、提案者もこの点ははつきりと認めておられるのであります。

この法案は成立はしたけれども、一度も適用したことのない法律だと思つてゐるのではありません。法律はできまして、これを適用しない方がよいと思ふ。警察官の持つておるピストルは、持つておつても放たない方が効果はあるのであります。すなわち、業者、労働者あるいは行政官庁、それが増産の目的に反するやうなことをした場合に強制命令が出せるということがあるところにこの法案の妙味があると私は考えるものであります。(拍手)おそらく日本の産業が回復して来たならば、石炭は四千万トンくらいでは足りなくなることは当然であるのであります。

全国民は、ドッジ・ラインの修正を心から望んでおるのであります。議事録中であるにもかかわらず、大蔵大臣がアメリカに行つたやうであります。あるいは白洲何がしというやうな男が、吉田さんの命令を受けてアメリカに行つたやうであります。私は、必ずやこれはドッジ・ラインの修正を懇願しに行つたものであらうと思つておつたのであります。しかるに、提案者の説明を聞きますと、道は近く任軽しで、何も期待するものはない、はつきりとおつしやつておつたのであります。われ／＼はそうではない。国会開会中にかかわらず大蔵大臣がこの議案を捨ててアメリカに使用するというこ

きりとおつしやつておつたのであります。われ／＼はそうではない。国会開会中にかかわらず大蔵大臣がこの議案を捨ててアメリカに使用するというこ

とに對しては、大きな期待を抱いておるものであります。もし池田氏なり白洲氏なりがいろいろな交渉をした結果、ドッジ・ラインを修正するやうなことができた場合には、この法律を今廃止してしまつたならば、石炭の増産の目的を達することに不自由を來すものであらうと思つてあります。せつかく使用した連中が歸つて来るまでこの法律は臨時立法であり、来年まで期限があるのであります。それから、せめて来年の期限の来るまで延期される方が自由党のためによくはないかと考えるものであります。

かかる観点から、いろいろと委員会においても論議いたしましたけれども、ただ単に、先ほどの降旗君の言ではないけれども、同僚の中からいろいろな問題を出したりなんかして、これをなくしたいというのが念願であらうと思つてあります。そういうやうな末梢的な感情に走つて国家の大本を誤るべきものではないと思つてあります。

かかる観点から、われ／＼はこの法案を廃止することに徹底的に反対をいたしましたのであります。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

特別鉱害復旧臨時措置法案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、特別鉱害復旧臨時措置法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

特別鉱害復旧臨時措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員理事神田博君。

特別鉱害復旧臨時措置法案

特別鉱害復旧臨時措置法

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 復旧工事の施行(第五條—第十二條)

第三章 特別鉱害復旧団(第十三條—第三十條)

第四章 雑則(第三十一條—第三十二條)

第五章 罰則(第三十三條—第三十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、石炭鉱業による特別の鉱害を急速且つ計画的に復旧することによつて、公共の福

祉を確保し、あわせて石炭鉱業の健全な発達に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二條 この法律において「鉱業権」とは、旧重要鉱物増産法(昭和十三年法律第三十五号)附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十七條ノ二の規定による使用権及び石炭鉱業権等臨時措置法(昭和二十三年法律第五十四号)第十七條の規定による使用権を含む、「鉱業権者」とは、これらの使用権を有する者を含む。

2 この法律において「特別鉱害」とは、第三條第一項の規定により通商産業大臣が認定した鉱害をいう。

3 この法律において「復旧工事」とは、特別鉱害の発生している土地その他の物件が本来有していた効用を回復するように、その土地その他の物件について施行する工事をいう。

(特別鉱害の認定及び鉱業権者の指定)

第三條 通商産業大臣は、主務大臣の請求又は地方公共団体若しくは利害關係人の申請に基づき、左の各号に該当する鉱害を認定しなければならない。

一 昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間に、おいて石炭鉱業を行つたために、発生したもの。

二 国の石炭増産の要請に基いて、通常の場合には鉱害の防止のため掘採しない箇所を掘採し、通常の場合には鉱害の防止のため

掘採の方法を制限する箇所をその制限をしないで掘採し、その他鉱害の防止のため通常掘採すべき措置を講じなかつたために発生したもの。

三 復旧工事を施行するのに適し、且つ、危害の防止、交通の確保、民生の安定その他公共の福祉を確保するために急速に復旧工事を施行する必要があるもの。

2 通商産業大臣は、特別鉱害について、特別鉱害の発生の際における当該鉱区の鉱業権者を指定しなければならない。

3 前項の場合において、特別鉱害が二以上の鉱区の鉱業権者の作業のうちいずれによつて生じたかを知らぬことができないときは、その全部の鉱業権者を指定しなければならない。

4 前二項の場合において、特別鉱害の発生の際における当該鉱業権者の指定は、特別鉱害の発生の際における当該鉱業権者の指定しなければならない。

5 通商産業大臣は、第一項の規定による認定及び第二項から前項までの規定による指定をするときは、鉱害対策審議会に諮問しなければならない。

6 通商産業大臣は、第一項の規定により認定した特別鉱害及び第二項から第四項までの規定により指定した鉱業権者又は鉱業権者であ

つた者(以下「被指定者」という。)を公告しなければならない。

(処分、手続その他の行為の効力)
第四條 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、石炭を目的とする鉾害権者、被指定者、復旧工事の施行者又は関係人の承継人に對しても、その効力を有する。

第二章 復旧工事の施行

(工事の施行者)
第五條 復旧工事の施行者は、他の法令に定めるときは、それによるものとする。

2 前項に規定する場合の外、復旧工事に要する費用の全部又は一部が国の公共事業費によつて支弁されるときは、その復旧工事の施行者は、主務大臣が定める。

3 前二項に規定する場合の外、復旧工事の施行者は、その特別鉾害に関する被指定者(第三條第三項及び第四項の規定による被指定者の場合においては、その被指定者のうち通商産業大臣の定める者)とする。但し、農地及び上下水道の復旧工事の施行者については、主務大臣は、適當と認める者を選定し、その同意を得て、その者を復旧工事の施行者とすることができ。

4 被指定者が工事施行の能力を欠くとき、その他特別の事由により工事を施行するに適しないと認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、通商産業大臣は、隣接地域における復旧工事の施行者その他適當と認める者を選定し、その同意を得て、その者を復旧工事の施行者とする。

の同意を得て、その者を復旧工事の施行者とすることができ。

(工事計画等の認可)

第六條 復旧工事(主務大臣の自ら施行する工事を除く。)の施行者は、主務大臣の指示を受けたときは、その工事計画、工事の完了の時期並びに工事に要する費用及びその費用のうち特別鉾害復旧団の負担となる費用について、主務大臣の定める期間内に、その認可を申請しなければならない。

2 前項の認可を受けた者は、認可を受けた事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 前二項の認可を申請するとき、その申請書に、その特別鉾害を現に受けている者であつて、その認可を申請する事項に利害關係を有している者の同意書を添附しなければならない。但し、その同意書を得ることができないときは、その事由を記載した書面を添附しなければならない。

4 主務大臣は、必要があると認めるときは、第一項若しくは第二項の認可をする場合においてその申請を変更して認可し、又は第一項若しくは第二項の認可をした事項を変更することができ。

5 主務大臣が自ら施行する工事の施行、第一項の指示、同項及び第二項の認可並びに前項の規定による認可事項の変更は、通商産業大臣が鉾害対策審議会に諮問して定める基準に従つて行わなければならない。

(認可事項の公告)
第七條 主務大臣は、前條第一項の認可をしたときは、その特別鉾害並びに復旧工事の施行者及び完了の時期を公告しなければならない。これらの事項に変更のあつたときも、同様とする。

(工事施行の義務)
第八條 第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者は、同條の規定による工事計画に従つて復旧工事を施行し、且つ、同條の規定による完了の時期までにこれを完了しなければならない。

2 前項に規定する復旧工事の施行者が同項の規定に違反して、復旧工事を施行し、又は施行しない場合において、必要と認めるときは、主務大臣は、第六條第一項の認可を取り消すことができる。

3 主務大臣は、前項の規定による取消をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(工事の施行の承認)
第九條 第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者が鉾害権の譲渡その他特別の事由により、工事の施行を継続することができない場合において、鉾害権の譲受人その他適當と認めらるる者を定め、その者と連名で工事施行の承認につき主務大臣に申請したときは、主務大臣は、その者にその工事の施行を承認させることができる。

(工事の着手及び完了の届出)
第十條 復旧工事(主務大臣の自ら施行する工事を除く。)の施行者は、その工事に着手したとき、及びこれを完了したときは、遲滞なく主務大臣にその旨を届け出なければならない。

(復旧費の負担)
第十一條 復旧工事を要する費用は、国又は地方公共団体の負担となるものを除いては、特別鉾害復旧団が負担する。但し、他の法令の定めがある場合その他特別の事由のある場合において、国、地方公共団体及び第三條第二項から第四項までに規定する鉾害権者又は鉾害権者であつた者としての被指定者以外に、その費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その者の負担となる費用については、この限りでない。

2 前項の場合において、その復旧工事の施行の結果著しく利益を受ける者があるときは、主務大臣は、その利益を受ける限度において負担すべき工事に要する費用の額を定め、これを特別鉾害復旧団に納付させることができる。

3 第一項本文の規定による特別鉾害復旧団の負担は、第六條第一項若しくは第二項の認可を受けた特別鉾害復旧団の負担となる費用又は同條第四項の規定により変更された特別鉾害復旧団の負担となる費用の額の範囲内で行う。

(損害賠償の責任の消滅)
第十二條 この法律の規定により復旧工事が施行されたときは、その限度において、鉾害法(明治三十八年法律第四十五号)第七十四條ノ二(旧重要鉾害物増産法附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第七十四條ノ二十二及び石炭鉾害等臨時措置法第三十三條において準用する場合を含む。)の規定による損害賠償の責任は、消滅したものとみなす。

第十三條 特別鉾害復旧団(以下「復旧団」という。)は、国及び地方公共団体の負担とならない復旧工事に要する費用の供給を確保し、石炭鉾害による特別鉾害の急速且つ計画的な復旧に資するためにこの法律に基き設立される法人とする。

(事務所)
第十四條 復旧団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 復旧団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)
第十五條 復旧団は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所所在地
四 役員に関する事項
五 業務及びその執行に関する事項
六 会計に関する事項
七 公告の方法

2 定款は、通商産業大臣の認可を受けて、変更することができる。

(登記)
第十六條 復旧団は、その設立、主たる事務所の變更、從たる事務所

の變更、從たる事務所

の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(非課税)

第十七條 復旧団には、所得税及び法人税を課さない。

(役員)

第十八條 復旧団に、役員として、理事長一人並びに理事及び監事各一人以上を置く。

2 理事長は、復旧団を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款の定めるところにより、復旧団を代表し、理事長を補佐して復旧団の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

(役員の任命)

第十九條 理事長、理事及び監事は、通商産業大臣が任命する。

(代理人の選任)

第二十條 理事長及び理事は、定款の定めるところにより、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し、一切の裁判上又は裁判外を行爲する権限を有する代理人を選任することができる。

(業務)

第二十一條 復旧団は、第十三條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 石炭を目的とする鉱業権者等の納付金の徴収

二 復旧工事の施行者に対する工事に要する費用の支拂

2 復旧団は、前項の業務の外、通商産業大臣の認可を受けて、その目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

(復旧団に対する納付金)

第二十二條 石炭を目的とする鉱業権者（特別鉱害に係る鉱業権の全部が消滅しているときは、その特別鉱害に関する被指定者を含む。）は、復旧団がその業務を行うのに要する費用に充てるため、一定の金額を復旧団に納付しなければならない。

2 前項の一定の金額は、石炭一トンにつき二十四をこえない範囲内において通商産業大臣が定める金額に、昭和二十四年九月十六日以降における一定期間ごとに納付義務者の掘採した石炭の数量を乗じて通商産業大臣が定めるものとす。但し、被指定者の鉱業権が消滅しているとき、被指定者が現に石炭を掘採していないとき、その他被指定者についてこの算定方法により同項の一定の金額を定めることが適当でないときは、通商産業大臣は、当該特別鉱害の復旧工事に要する費用の二分の一をこえない範囲内において、当該特別鉱害の発生原因、被指定者の責力その他の事情を考慮して、その額を定めることができる。

3 掘採した石炭が低品位であるとき、その他特別の事情がある場合において、前二項の規定により一定の金額を納付させることが著しく不適当であるときは、通商産業大臣は、命令で定める基準に従い、第一項に規定する納付義務者に対し、同項の規定による納付義務を免除し、又は前二項の規定により納付する金額を減額することができる。

大臣は、命令で定める基準に従い、第一項に規定する納付義務者に対し、同項の規定による納付義務を免除し、又は前二項の規定により納付する金額を減額することができる。

(復旧団の復旧費の支拂義務)

第二十三條 復旧団は、第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者から、その復旧工事に要する費用のうち、通商産業大臣の定める毎一定期間内に施行する工事に要する費用であつて、第十一條第一項の規定により復旧団の負担となるものにつき、支拂の請求があつたときは、その金額を支拂わなければならない。

(復旧団に対する返納金)

第二十四條 第八條第二項の規定による取消があつたときは、当該施行者は、復旧団から前條の規定により既に支拂を受けた金額のうち、主務大臣が第八條第一項の規定に従つて施行された工事に要したものの以外のものと認めた金額を復旧団に返納しなければならない。

(強制徴収権)

第二十五條 第十一條第二項に規定する利益を受ける者が同項の規定により主務大臣の定める金額を納付しないとき、鉱業権者若しくは被指定者が第二十二條第一項の一定の金額を納付しないとき、又は前條の規定する復旧工事の施行者が同條の規定により返納すべき金額を返納しないときは、市町村（特別区のある地においては特別

区。以下同じ。）は、復旧団の請求により、地方税の滞納処分の場合によつてこれを処分する。この場合は、復旧団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

(市町村が前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分を着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、復旧団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることが出来る。)

3 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、特別区税又は市町村税に次ぐものとし、その時効については、市町村税の例による。

(事業年度)

第二十六條 復旧団の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(監督)

第二十七條 復旧団は、通商産業大臣が監督する。

(財産目録等の承認)

第二十八條 復旧団は、毎事業年度に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督命令)

第二十九條 通商産業大臣は、復旧団に対し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十條 通商産業大臣は、必要があるとき、復旧団から

報告をさせ、又は当該職員に復旧団の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第四章 雜則

(報告及び立入検査)

第三十一條 主務大臣は、特別鉱害の認定若しくは第三條第二項から第四項までの規定による鉱業権者若しくは鉱業権者であつた者の指定を行い、又は復旧工事の施行若しくは復旧工事に要する費用の負担の適正を図るため特に必要があると認めるときは、石炭を目的とする鉱業権者若しくは石炭を目的とする鉱業権者であつた者、復旧工事の施行者、特別鉱害を現に受けている者若しくは第十一條第二項に規定する利益を受ける者から報告をさせ、又は当該職員に左に掲げる場所に立ち入り、特別鉱害若しくは復旧工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

一 石炭鉱業の事業場

二 特別鉱害が発生している場所又は第三條第一項各号に該当する鉱害が発生していると認められる場所

三 復旧工事を施行している作業場若しくは復旧工事を施行しようとする作業場又はこれらの附属材料置場

四 石炭を目的とする鉱業権者、

石炭を目的とする鉱業権者であつた者、復旧工事の施行者又は第十一條第二項に規定する利益を受ける者の事務所又は営業所前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 前條第二項の規定は、第一項の規定により立入検査をする職員に適用する。

(権限の委任)
第三十二條 通商産業大臣は、この法律による権限の一部を石炭局長に委任することができる。

第五章 罰則

第三十三條 第六條第一項の規定に違反して、同項の主務大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十四條 第八條第一項の規定に違反して、工事計画に従わないで復旧工事を施行し、又は工事の完了の時期までに復旧工事を完了しなかつた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十五條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十條第一項又は第三十一條第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十條第一項第三十一條第一項の規定による検査を拒み、

妨げ、又は忌避した者

第三十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十七條 左の場合においては、復旧団の理事長、理事又は監事を一万円以下の過料に処する。

一 第二十一條に規定されていない業務を行つたとき。
二 第二十九條の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十八條 左の場合においては、復旧団の理事長、理事又は監事を五千円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基く政令に違反して、登記をしたことを怠り、又は不実の登記をしたとき。
二 第二十八條の規定による書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律は、施行の日から五年を経過した時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用及び復旧団の清算に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

3 復旧団は、前項の時に解散する

ものとし、その解散に關し必要な事項は、政令で定める。

4 通商産業大臣は、設立委員を命じ、復旧団の設立に關する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を復旧団の理事長に引き継がなければならない。

7 理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

8 復旧団は、設立の登記をすることによつて成立する。

9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「又ハ閉鎖機關整理委員會を」と、「閉鎖機關整理委員會又ハ特別鉱害復旧団」に、「又ハ閉鎖機關整理委員會を」と、「閉鎖機關整理委員會令」を、「閉鎖機關整理委員會令又ハ特別鉱害復旧臨時措置法」に改める。

10 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノハの次に次の一号を加える。

六ノ九 特別鉱害復旧団ノ業務に關スル証書帳簿
経済關係罰則ノ整備ニ關スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。
別表乙号第三十一号の次に次の号を加える。

三十一 特別鉱害復旧団
12 地方税法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十四條第十五号の次に次の一号を加える。

十號の二 特別鉱害復旧団の事業

特別鉱害復旧臨時措置法案に対する修正案
特別鉱害復旧臨時措置法案の一部を次のように修正する。

この法律中「特別鉱害復旧団」を「特別鉱害復旧公社」に、「復旧団」を「復旧公社」に改める。

目次中(第十三條・第三十條)を「(第十三條・第三十四條)」に、「(第三十一條・第三十二條)」を「(第三十三條・第三十六條)」に、「(第三十三條・第三十八條)」を「(第三十七條・第四十二條)」に改める。

第三條第一項第一号を削り、同條第二号中「國の石炭増産の要請に基いて」を「太平洋戦争中戦争遂行のための緊急な國の要請に基く石炭増産の応急措置としてした法令による命令又はこれに準ずるものと認められるべき行政上の措置に基いて」に改め、同号を第一号とし、第三号を第二号とし、同條第一項に次の但書を加える。

但し、その請求又は申請は、この法律施行の日から九十日以内にすることを要し、通商産業大臣は、その請求又は申請のあつた日から六箇月以内に左の各号に該当する鉱害であるかどうかを認定し

なければならぬ。

第三條中第五項を削り、第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を第五項とする。

第五條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を第五項とし、第四項及び第六項として左の二項を加える。

4 前項の規定は、第二十五條第一項の認可を受けた者が同項の規定により復旧工事の施行者となることを妨げるものではない。

6 通商産業大臣は、前項の規定により適當な復旧工事の施行者を定めることができるときは、特別鉱害復旧公社を復旧工事の施行者とするることができる。

第六條第五項中「通商産業大臣が鉱害対策審議會に諮問して定める基準」を「通商産業大臣が主務大臣に協議して定める基準」に改める。

第十一條第一項中「國又は地方公共団体の負担となるもの」を「國又は地方公共団体の負担となるもの及び第二十五條第一項の規定により同項の認可を受けた者の負担となるもの」に改める。

第十三條中「法人とする」を「公法上の法人とする」に改める。

第十四條第一項中「東京都」を「福岡市」に改める。

第十六條第一項中「その設立」を削る。
第二十三條を第二十七條とし、以下順次四條ずつ繰り下げ、第二十二條を第二十四條とし、第十八條を第十九條とし、以下第二十一條まで順

次一條ずつ繰り下げる。
第十七條の次に左の一條を加える。

(民法の準用)

第十八條 民法(明治二十九年法律

第八十九號)第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法人の住所)、第五十四條(代表権の制限)及び第五十七條(法人と理事との利益が反する場合)の規定は、復旧公社に準用する。この場合においては、同法第五十七條中「此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス」とあるのは「此場合ニ於テハ監事法人ヲ代表ス」と読み替へるものとす。

新第二十二條第一項に左の二號を加える。

三 前二號の業務の外、石炭鉱業による特別の鉱害の復旧に必要な金銭の出納

四 復旧公社が復旧工事の施行者として定められた場合において、その復旧工事の施行

新第二十二條の次に左の一條を加える。

(役員及び職員)の地位)

第二十三條 復旧公社の役員及び職員(常時復旧公社に勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。以下同じ)は、国家公務員とする。

2 復旧公社の役員及び職員は、通商産業大臣が通商産業省の職員のうちから兼ねて任命することができ

3 通商産業省の職員のうちから兼ねて任命された復旧公社の役員及び職員は、復旧公社から復旧公社の役員又は職員としての報酬を受けない。

新第二十四條第一項中「石炭を目的とする鉱業権者(特別鉱害に係る鉱業権の全部が消滅しているときは、その特別鉱害に関する被指定者を含む。)」を「石炭を目的とする鉱業権者であつてその事業場の中に特別鉱害に係る事業場を有している者(特別鉱害が二以上の鉱区の二人以上の鉱業権者の作業のうちいずれによつて生じたかを知ることができないときは、第三條第三項の規定により指定された全部の鉱業権者を、特別鉱害に係る鉱業権の全部が消滅しているときは、その特別鉱害に関する被指定者を含む。)」に改め、「一定の金額を」の下に「通商産業大臣の定める期日までに」を加える。

同條第二項本文を次のように改める。

前項の一定の金額は、第一号及び第二号の事業場を有する納付義務者については、第一号及び第二号の金額を合算した金額とし、第一号の事業場のみを有する納付義務者については、同号の金額とする。

同條第二項に左の二號を加える。
一 石炭一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業大臣が定める金額に、納付義務者が昭和二十四年九月十六日以降における通商産業大臣の定め

る一定期間ごとに当該特別鉱害に係る事業場において掘採した石炭の数量を乗じて得た金額
二 石炭一トンにつき十円をこえない範囲内において通商産業大臣が定める金額に、納付義務者が昭和二十四年九月十六日以降における通商産業大臣の定める一定期間ごとに前号の事業場以外の事業場において掘採した石炭の数量を乗じて得た金額
同條に左の一項を加える。

4 通商産業大臣は、第二項各号の規定により石炭一トン当りの金額を定め、又は同項但書の規定により第一項の一定の金額を定めたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

新第二十四條の次に左の二條を加える。

(被指定者がその者の負担において復旧工事の施行者となる場合)

第二十五條 前條第一項に規定する納付義務者は、その者が同條第二項の規定により納付すべき金額の総額が、その者に係る特別鉱害の復旧工事に要する費用の総額から国及び地方公共団体の負担となる費用並びに第十一條第一項但書に規定する者の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をこえるときは、当該特別鉱害の復旧工事(国若しくは地方公共団体又は日本国有鉄道が復旧工事に要する費用の全部又は一部を負担すべき場合においては、その復旧工事を除く。以下同じ)について、その工事計画及び工事の完了の時期につき通商産業大臣の認可を受け、その者の

負担(第十一條第一項但書の規定により費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その費用については、その者の負担)において、当該復旧工事の施行者となることができる。

2 前項の規定の適用については、納付義務者が前條第二項本文の規定により納付すべき金額の総額は、その者が、同項第一号の事業場又は同項第二号の事業場において、それぞれ、昭和二十四年九月十六日からこの法律施行後五年を経過する時まで、その者が同項第一号の事業場又は同項第二号の事業場において掘採した石炭の数量のそれぞれ五・五倍の数量の石炭を掘採するものとみなし、同項本文の規定を適用して算出した金額とする。

3 第一項の認可の申請は、当該納付義務者の納付すべき金額に係る前條第五項の規定による公告があつた日から六十日以内にしなければならない。

4 第六條第二項から第五項まで及び第七條から第九條までの規定は、第一項の認可の申請に関し準用する。この場合においては、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

5 第一項の認可を受けた者については、その者に係る特別鉱害の復旧工事に要する費用から、国及び地方公共団体の負担となる費用、その者が同項の規定により施行する復旧工事に要すべき費用並びに第一、一條第一項但書に規定する者の

の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をもつて、前條第一項の一定の金額とする。

6 第四項において準用する第八條第二項の規定による取消があつたときは、前項の規定は、その適用がなかつたものとみなす。この場合においては、当該施行者が既に支出し、又は支出すべき金額のうち、通商産業大臣が、第四項において準用する第八條第一項の規定に従つて施行された工事に要したものと認めた金額は、前條の規定により納付すべき金額から控除する。

7 第四項において準用する第九條の規定による工事の施行の承継があつたときは、その承継人は、当該工事に關し、被承継人の権利義務を承継する。

(復旧公社に対する寄附金)
第二十六條 復旧公社は、復旧公社の負担となる復旧工事に要する費用に充てるため、地方公共団体、石炭を目的とする鉱業権者その他の者から寄附金を受けることができる。

新第三十六條の見出し中「権限の委任」を「権限の委任及び訴訟」に改め、同條に第二項として次の一項を加える。

2 この法律の規定による通商産業大臣その他の行政官庁の処分不服のある者は、その不服の理由が事実問題であると法律問題であるとを問はず、その処分があつた日から九十日以内に、裁判所に訴を提起することができる。

新第三十八條中「第八條第一項」を「第八條第一項(第二十五條第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

新第三十九條中「第三十條第一項又は第三十一條第一項」を「第三十四條第一項又は第三十五條第一項」に改める。

新第四十一條中「第二十一條」を「第二十二條」に、「第二十九條」を「第三十三條」に改める。

新第四十二條中「第二十八條」を「第三十二條」に改める。

附則第三項中「前項の時」を「附則第十三項の規定による引渡の日」に改める。

附則第十項中「業務ニ関スル」を「業務ニ関シテスル」に改める。

附則第十二項中「昭和二十三年法律第百十号」を削る。

附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 この法律の規定による復旧公社の業務は、昭和二十五年十二月三十一日又はそれより早い時に通商産業省に引き渡さなければならぬ。

特別鉾害復旧臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔神田博君登壇〕

○神田博君 たいだいま議題となりまして特別鉾害復旧臨時措置法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

本法案は、旧臘二十三日内閣より提出、即日、本委員会に付託せられたものであります。

その内容は、前第六回国会において審議未了となりました政府提出の原案と全然同一のものでありまして、戦時中の強行出炭に基因して発生した特別の鉾害を急速かつ計画的に復旧することによつて公共の福祉を確保し、あわせて石炭鉾害の健全な発達に資するための制度を設ける必要があるというのが、本法案提出の理由であります。

本委員会においては、特別鉾害のさしたる実情にかんがみ、できるだけ早く審議を進めると同時に、法案の内容がきわめて複雑であるため、あらゆる角度から慎重に検討しなければならぬという各党一致の意見に基いて、終始一貫、熱心に審議いたしました次第でございます。

〔議長退席、副議長着席〕
すなわち、一月二十三日提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと前後七回、この間、建設委員会及び建設委員会並びに災害対策特別委員会理事との合同打合会を各一回ずつ開催し、また一月四日より一週間にわたつて現地調査を行い、なお二月九、十両日にわたり公聴会を開いて公述人の意見を聴取いたしました。

かく慎重に検討を加えました結果、本法案の條文中には承認いたしたがたい点が少くありませんため、これが修正に關し、二月十五日、各党代表よりなる小委員会を設け、三月十八日、一応の修正案を得たのでありますが、さらに入念に検討いたしましたして、結局前後六回にわたる小委員会の結論として最終的修正案を決定し、關係各方面との折衝も終り、本日の委員会において満場一致これを可決いたしました次第であります。

修正案の全文は、時間の關係もあり、これを委員会の會議録に譲ることとしたしまして、ここにその主要なる点を御説明いたします。

第一点は特別鉾害の定義に関するものであります。原案第三條第一項第一号及び第二号の、昭和十六年十二月八日から同二十年八月十五日までの間において発生したものであつて、国の石炭増産の要請に基くものとあるのを、「太平洋戦争中、戦争遂行のための緊急な国の要請に基く石炭増産の応急措置としてした法令による命令またはこれに準ずるものと認められるべき行政上の措置に基くもの」と修正したことであります。

第二点は納付金に関するものであります。原案第二十二條第二項では、特別鉾害に關係の有無を問はず、全部の炭鉾から年間出炭量一トンにつき二十円以内を徴収することになつておりましたが、これを修正して、特別鉾害に關係のある炭鉾からはトン当り二十円以内を、また關係のある炭鉾を経営せる鉾業者の無關係炭鉾からはトン当り十円以内を納付せしめることとし、一般無關係炭鉾の納付義務を免除いたしました。また工事費と納付金との關係によつては、みづから復旧工事を施行し得る道を開きました。

第三点は復旧公社に関するものであります。すなわち原案第三章の特別鉾害復旧公社を、私的法人ではなく公法上の法人とし、その名称も復旧公社と改め、その役員を國家公務員としたこと、また公社の業務はおそくも今年末までには通産省に引渡すこととしたこと、なお主たる事務所所在地を、東京都ではなく福岡市に変更したことを等であります。

第四点は鉾害対策審議会に関するものであります。原案第六條第五項によりまして、通商産業大臣は、特別鉾害の認定、復旧工事計画の認可等に関し鉾害対策審議会に諮問しなければならぬことになつておりますが、これを廃止いたしますとともに、本法の規定による通商産業大臣その他の行政官庁の処分に対して不服ある者は裁判所に提訴するに過ぎないこととしたいたしました。

以上御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君) 採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第二 自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第二、自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長小笠原八十美君。

第一條 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

第三條第一項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後これに該当するに至つたものは、この限りでない。

第三條第五項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後買収するものは、同年二月十日現在においても左に掲げる農地に該当していたものに限り、

第六條第三項中「農地調整法第六條第三項第一項の規定により都道府県知事の定めた率があるときは、その率」を削り、同條に次の一項を加える。

第三項の土地台帳法による賃貸価格及びその有無は、昭和二十五年二月十一日以後買収する農地については、同年二月十日現在によつて定める。

第十五條第一項本文に次の但書を加え、同項本文中「若しくは第十六條第一項の命令で定める農地」とあり、同項各号中「又は第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのを、「第二十三條の規

正)

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案
自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案
(自作農創設特別措置法の一部改正)

定による交換に因つて取得した農地及び第四十三條の二第一項の決定のあつた農地に、第四項中「農地の時価を」農地につき定められている第六條第三項の額に改める。

但し、第二号に掲げる牧野、宅地又は建物については、昭和二十五年六月二十日までに申請があつたものに限る。

第十六條第一項中「及び政府の所有に属する農地で命令で定めるもの」を、「第二十三條の規定による交換に因つて取得した農地及び第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に改める。

第二十二條第一項及び第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」を「次條の規定による交換に因つて取得した農地又は第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に改める。

第二十六條の二第一項中「農地の対価の徴収」を「農地の対価又は第二十三條の規定による農地の交換により生ずる交換差金の徴収」に改め、第三項及び第四項中「対価」の下に「又は交換差金」を加える。

第二十七條第一項中「一定の割合を超えるとき」の下に、「災害に因り当該農地につき著しい損壊を生じたときその他特に必要があると認めるとき」を加える。

第二十八條を次のように改める。
第二十八條 削除

第二十九條第一項中「命令で定めるもの」を「第四十三條の二第一項の決定のあつたものを買い受け」に、第二項中「命令で定めるもの」を「第四十三條の二第一項の決定のあつたもの」に、「第二十六條の二及び前條」を「及び第二十六條の二」に改める。

第二十九條の二中「命令で定めるもの」を「第四十三條の二第一項の決定のあつたもの」に改める。
第三十一條第三項を次のように改め、同條第四項中「前條」を「第三十條」に改める。

前項の対価は、中央農地委員会が時価を参酌して決定する基準に従つて定める。
第三十八條第一項中「第三十一條第一項の規定にかかわらず」の下に「命令で定める手続に従い」を加え、第二項中「第三十一條第二項第三項前段第四項」を「第三十一條第二項乃至第四項」に改める。

第四十條の二第二項本文に次の但書を加える。
但し、昭和二十五年二月十一日以後これに該当するに至つたものは、この限りでない。

第四十條の二第四項本文に次の但書を加える。
但し、昭和二十五年二月十一日以後買収するものは、同年二月十日現在においても左に掲げる牧野に該当していたものに限る。

第四十條の四第三項中「農地の時価」を「農地につき定められている第六條第三項の額」に改める。

第四十條の六第一項中「牧野で都道府県農地委員会が、省令の定めるところにより、」を「牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に関する権利で都道府県農地委員会が、省令の定めるところにより、農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものとして」に、第三項中「第十六條第一項の命令で定める農地」を「次條の規定による交換に因つて取得した農地又は第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に、「第四十一條第一項第二号に掲げる牧野」を「第四十一條第一項第三号に掲げる土地物件又は権利」に改める。

第四十一條第一項中「政府は、」の下に「命令の定めるところにより」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第四十三條の二第一項の決定のあつた政府の所有に属する土地物件で、都道府県農地委員会が、省令の定めるところにより、農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものとして指定したものの
三 第四十三條の二第一項の決定のあつた政府の所有に属する牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に関する権利で、前号に掲げるもの以外のもの

第四十一條第二項中「第十七條、第十八條第一項乃至第三項第五項、第二十條、第二十一條」を「第十七條乃至第二十一條、第二十六條」に改め、「第十七條及び第十八條第一項」の下に「第四項」を加え、「と読み替へるものとする。」を「と、第十八條第四項中「十日」とあるのは、「二十日」と読み替へるものとする。」に改める。

第四十一條第三項中「第十八條第四項及び第十九條」を削り、第四項を次のように改める。

第一項の規定により同項に規定する土地を売り渡す場合には、前二項において準用する規定の外、第二十七條の規定を準用する。

第四十一條第五項中「第十六條第一項の命令で定める農地」を「次條の規定による交換に因つて取得した農地又は第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に、「第四十一條第一項第二号に掲げる牧野」を「第四十一條第一項第三号に掲げる土地物件又は権利」に改める。

第四十一條の二第一項中「第三号」を「第二号」に、第三項中「第三号の決定」を「第二号の指定」に改める。

第四十一條の三第一項中「本條」の下に「及び次條」を加え、「命令の定めるところにより、第三十七條第一項に掲げる者に売り渡し、若しくは賃貸すべきものと決定されたもの」を「第四十三條の二第二項の決定のあつたもの」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第四十一條の四 第四十一條第一項各号に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件を同項の規定により売り渡す場合又は前條第一項に掲げる土地を同項の規定により売り渡す場合における当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の対価は、左に掲げる額を基準として、これを定める。

一 第三十條、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む）、第三十六條、第三十七條又は第四十條の二の規定により買収した土地、権利又は立木、工作物その他の物件にあつては、当該買収における当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の対価（第三十四條第二項又は第四十條の五第一項において準用する第十二條第一項の規定による権利の消滅に対し、第三十九條第一項又は第四十條の五第二項の規定により交付した補償金を含む。以下本條において同じ。）

二 第四十一條第一項第二号若しくは第三号に掲げる土地、権利若しくは立木、工作物その他の物件又は第四十三條の二第二項の決定のあつた土地にあつては、当該決定のあつた当時における類似の土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収の対価に相当する額

において準用する場合を含む。)、第二十八條第三項(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第四十一條第一項を「第十六條(第二十九條第二項において準用する場合を含む。)、第四十一條第一項若しくは第四十一條の五第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)」に、第二項中「第十六條(第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)」若しくは第四十一條第一項の規定による当該土地の売渡若しくは第四十一條の三第一項に規定するを「第十六條(第二十九條第二項において準用する場合を含む。)、第四十一條第一項、第四十一條の三第一項若しくは第四十一條の五第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)」の規定による」に改める。

第四十六條第一項中「第二十八條第一項(同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)」を「第四十一條の五第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)」に、「第十六條第一項又は第二十九條第一項の命令で定める」を「第四十三條の二第一項の決定のあつた」に改める。

第四十六條の次に次の一條を加える。

第四十六條の二 農林大臣は、第三條、第十五條、第三十條、第三十三條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収

又は第四十一條の五第一項(同條第五項において準用する場合を含む。))の規定による買収に因つて取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件を当該取得の目的に供しないことを相当と認めるときは、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件を第十六條(第二十九條第二項において準用する場合を含む。)、第四十一條第一項、第四十一條の三第一項又は第四十一條の五第三項(同條第五項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、従前の所有者又はその一般承継人にその取得の対価に相当する額で売り渡さなければならない。

前項の場合において、土地の買収後十年を経過したとき、従前の所有者及びその一般承継人がないとき、又はこれらの者が同項の売渡に應じないときは、農林大臣は、同項の規定にかかわらず、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件を省令で定める者に時価で売り渡すことができる。当該省令で定める者が従前の所有者又はその一般承継人の承諾を得たときもまた同様とする。

第四十八條中「地区農地委員会」を「地区農業委員会」に改める。

第二條 この法律施行の際現に改正前の農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第六條ノ三第一項の規定により都道府県知事の定めたる率又は額のある区域における自作

農創設特別措置法第六條第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 自作農創設特別措置法第四十一條第一項に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件でこの法律施行前に同法同條第二項において準用する同法第十八條第一項の売渡計画が定められたものについては、同法第四十一條第二項及び第三項の改正規定は、適用しない。

3 自作農創設特別措置法第四十一條第一項第二号又は第三号に掲げる土地で昭和二十五年十二月三十一日までの期間内に同法第四十三條の二第一項の決定の行われるものについては、この法律施行前に同條同項の規定に相応する従前の自作農創設特別措置法施行令の規定により市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の決定があつたときは、当該土地の売渡の対価は、同法第四十一條の四第二号の規定にかかわらず、当該市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の決定のあつた当時における類似の土地の買収の対価に相当する額とする。

4 改正前の自作農創設特別措置法第四十一條第四項において準用する同法第二十八條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。))の規定による買収によつて取得した土地は、改正後の同法第四十一條の五第一項の規定による買収によつて取得した土地とみなす。

5 この法律施行前に、自作農創設特別措置法第四十三條の二第一項又は第二項の規定に相応する従前の自作農創設特別措置法施行令の規定による決定のあつたものは、自作農創設特別措置法第四十三條の二第一項又は第二項の決定のあつたものとみなす。

特別措置法第四十三條の二第一項又は第二項の規定に相応する従前の自作農創設特別措置法施行令の規定による決定のあつたものは、自作農創設特別措置法第四十三條の二第一項又は第二項の決定のあつたものとみなす。

6 自作農創設特別措置法第四十六條及び同法第四十六條の二の規定は、改正前の自作農創設特別措置法第二十八條(改正前の同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。))の規定による買収に因つて取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件について準用する。

(農地調整法の一部改正)
第三條 農地調整法の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

第二條第一項の次に次の一項を加える。

本法ニ於テ自作地トハ耕作ノ業務ヲ営ム者ガ所有權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂ヒ、小作地トハ耕作ノ業務ヲ営ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、永小作權、地上權又ハ賃權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂フ

第二條第五項の次に次の一項を加える。

本法ニ於テ自作採草地トハ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ所有權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル採草地ヲ謂ヒ、小作採草地トハ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利

利、永小作權、地上權又ハ賃權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル採草地ヲ謂フ

第二條に次の三項を加える。

本法ニ於テ自作放牧地トハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ所有權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル放牧地ヲ謂ヒ、小作放牧地トハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、永小作權、地上權又ハ賃權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル放牧地ヲ謂フ

第二項、第六項及前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作若ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ耕作若ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタル者ガ有スル第二項、第六項及前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ノ有スルモノト看做ス

本法ニ於テ自作農地トハ自作地、自作採草地又ハ自作放牧地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム個人ヲ謂ヒ、小作農地トハ小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム個人ヲ謂フ

第三條中「又ハ買収」を削る。

第四條第一項中「農地タル採草地又ハ放牧地並ニ」を削り、同項中「以下本條ニ於テ同ジ」を「以下本條及第五條ノ二乃至第五條ノ十七ニ於テ同ジ」に改め、同條第二項本文に次の但書を加える。

但シ農地、採草地又ハ放牧地ヲ

耕作、採草及家畜ノ放牧以外ノ用ニ供スル為ニスル同項ニ掲グル權利ノ設定又ハ移転ニ係ル場合並ニ抵当權ノ設定ニ係ル場合ヲ除ク

第四條第二項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号但書中「認可ヲ受ケタル場合」を「認可ヲ受ケ当該面積ニ達セザルモ当該權利ノ取得ヲ相当ト認メタル場合」に改め、同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「耕作、採草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的トセザル權利ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ」を削り、同号を第二号とし、第一号及び第七号として次の二号を加える。

一 小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ノ小作農以外ノ者が当該土地ノ所有權ヲ取得セントスル場合但シ当該土地ノ小作農ガ当該權利ノ取得ニ応ゼザル場合ニシテ市町村農業委員會ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ証シタル場合ヲ除ク

七 第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地若ハ放牧地、又ハ第五條ノ十四第一項（第五條ノ十六第六項及第五條ノ十七第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ譲渡セラレタル農地、採草地若ハ放牧地並ニ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、同法第四十一條第一項又ハ同法第四十一條の五第三項（同條第五項ニ於テ準用ス

ル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ売渡シタル土地ニ付前項ニ掲グル權利ヲ設定シ又ハ移転セントスル場合但シ政令ヲ以テ定ムル特別ノ事由アル場合ヲ除ク

第四條第三項中「取得セントスルトキ」の下に「同一ノ事業ノ目的ニ供セラル農地ノ面積ノ合計ガ五千坪ヲ超ユル場合ヲ含ム」を加え、同條第六項を次のように改める。

第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ当該權利ヲ取得セントスル者ガ当該權利ヲ取得スルモ仍土地ニ就キ効率的ニ耕作シ、採草シ又ハ家畜ヲ放牧スル為ノ充分ナル自家勞力ヲ有スル場合ニハ其ノ者ノ営ム耕作又ハ養畜ノ業務ハ之ヲ適正ナルモノトス

第四條第六項の次に次の一項を加える。

第一項、第二項、第四項及第五項ノ規定ハ第五條ノ十四第一項（第五條ノ十六第六項及第五條ノ十七第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ譲渡セラレタル土地（第一項ノ土地ヲ除ク）又ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、同法第四十一條第一項若ハ同法第四十一條の五第三項（同條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ政府ノ売渡シタル土地（第一項ノ土地ヲ除ク）又ハ建物ニ付之ヲ準用ス

第五條第一号を削り、同條第二

号中「又ハ都道府県」を削り、同号を第一号とし、第三号を第二号とし、第三号として次の第一号を加える。

三 第五條ノ十四（第五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ所有權ヲ移転スル場合

第五條の次に次の二十條を加える。

第五條ノ二 昭和二十五年二月十一日以後左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ハ次條乃至第五條ノ十五ノ規定ニ從ヒ当該土地ヲ譲渡スルコトヲ要ス

一 農地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域（自作農創設特別措置法第三條第一項第一号ノ規定ニ依リ当該市町村ノ区域ニ準ズルモノトシテ指定シタル地域アル場合ニ在リテハ当該地域ヲ含ム次号及次條ニ於テ同ジ）外ニ於テ所有スル小作地

二 農地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ自作農創設特別措置法第三條第一項第二号ノ規定スル面積（同條第三項ノ規定ニ依リ当該面積ニ代ルベキ面積ノ定アル場合ニ在リテハ其ノ面積）ヲ超ユル小作地ヲ所有スル場合ニ於テ当該面積ヲ超ユル面積ノ当該区域内ノ小作地

三 採草地又ハ放牧地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域（其ノ隣接市町村ノ区域ヲ含ム次号及次條ニ於テ同ジ）

外ニ於テ所有スル小作採草地又ハ小作放牧地

四 採草地又ハ放牧地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ自作農創設特別措置法第四十條の二第一項第二号ニ規定スル面積（同條第一項ニ於テ準用スル第三條第三項ノ規定ニ依リ当該面積ニ代ルベキ面積ノ定アル場合ニ在リテハ其ノ面積）ヲ超ユル小作採草地又ハ小作放牧地ヲ所有スル場合ニ於テ当該面積ヲ超ユル面積ノ当該区域内ノ小作採草地又ハ小作放牧地

第五條ノ三 前條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ農地、採草地又ハ放牧地ヲ所有スル者ガ左ニ掲グル事由ニ因リ当該区域内ニ住所ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ当該区域内ニ住所ヲ有スル者ト看做ス

一 疾病

二 就学

三 選挙ニ依ル公務就任其ノ他ノ事由ニシテ市町村農業委員會ガ一時同居セザルコトヲ已ムヲ得ザラシメタル事由ト認メ都道府県農地委員會ノ承認ヲ受ケタルモノ

前條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ自作地、自作採草地又ハ自作放牧地ヲ所有スル者ガ前項各号ニ掲グル事由以外ノ正当ノ事由ニ因リ当該区域内ニ住所ヲ有セザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ

者ト同居シ居リタル親族又ハ其ノ配偶者ガ引續キ当該土地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ミ且市町村農業委員會其ノ者が当該区域内ニ住所ヲ有スルニ至ル見込アリト認ムルトキハ其ノ者ハ当該区域内ニ住所ヲ有スルモノト看做ス

前條ノ規定ノ適用ニ付テハ農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者（第一項ニ掲グル事由ニ因リ同居セザルニ至リタル親族又ハ其ノ配偶者ヲ含ム）ガ当該所有者ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ所有スル農地、採草地又ハ放牧地ハ之ヲ当該所有者ノ所有スルモノト看做ス前項ノ規定ニ依リ市町村ノ区域内ニ住所ヲ有スルモノト看做サレタル者ノ所有スル農地、採草地又ハ放牧地ニ付亦同ジ

第五條ノ八第三号乃至第五号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ノ面積ハ之ヲ前條ノ規定スル小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ノ面積ニ算入セズ

前條ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地、小作採草地及小作放牧地以外ノ農地、採草地又ハ放牧地ニシテ其ノ所有者並ニ其ノ同居ノ親族及其ノ配偶者以外ノ者が耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノハ之ヲ小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ト看做ス

第五條ノ四 市町村農業委員會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ

二ノ所有者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ公示シ且該所有者及
其ノ者ノ所有スル農地、採草地
又ハ放牧地ニ就キ耕作又ハ養畜
ノ業務ヲ営ム總テノ小作農ニ對
シ之ヲ通知スベシ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作
農タリシ者ガ前條第一項ニ掲
グル事由ニ因リ小作地、小作採草地
又ハ小作放牧地ニ就キ自ラ耕作
又ハ養畜ノ業務ヲ営ムコト能ハ
ザル為貸借又ハ使用貸借ニ因
リ一時當該土地ヲ他人ノ耕作又
ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供シタル
場合ニ市町村農業委員會ニ於テ

當該小作農タリシ者ガ近ク當該
土地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務
ヲ営ムモノト認メ且之ヲ相當ト
認ムルトキハ其ノ者ヲ當該土地
ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ營
ム小作農ト看做ス自作農以外ノ
者ニシテ前條第五項ノ規定ニ依
リ小作地、小作採草地又ハ小作
放牧地ト看做サル土地ニ就キ
耕作又ハ養畜ノ業務ヲ營ム者亦
同シ

第五條ノ五 前條ノ小作農ハ市町
村農業委員會ニ對シ自ラ耕作又
ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スル農
地、採草地又ハ放牧地ニシテ第
五條ノ二各号ノ一ニ該當スルモ
ノニ付讓渡計畫ヲ作成スベキ旨
ヲ申請スルコトヲ得但シ前條第
一項ノ公示ノ日ヨリ二月ヲ經過
シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第五條ノ六 市町村農業委員會ハ
前條但書ノ期間満了後遲滞ナク
同條ノ申請ニ係ル第五條ノ二各

号ニ掲グル農地、採草地又ハ放
牧地ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ
前條ノ申請ヲ為シタル小作農ニ
シテ農業ニ精進スル見込アル命
令ヲ以テ定ムル者ニ對スル讓渡
計畫ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ讓渡計畫ニ於テハ讓渡ス
ベキ土地、讓受クベキ者、對価
並ニ對価授受ノ方法ヲ定ムルコ
トヲ要ス

第一項ノ讓渡計畫ニ係ル農地ノ
對価ハ第六條ノ二ノ規定ニ從
ヒ、採草地及放牧地ノ對価ハ中
央農地委員會會議ガ時価ヲ參酌シ
テ決定スル基準ニ從ヒ之ヲ定ム
市町村農業委員會ハ第一項ノ讓
渡計畫ヲ定メタルトキハ命令ノ
定ムル所ニ依リ遲滞ナク其ノ旨
ヲ公示シ且第五條ノ四第一項ニ
掲グル者ニ對シ當該讓渡計畫書
ノ寫ヲ送付スベシ但シ送付ヲ為
スコト能ハザルトキハ當該讓渡
計畫書ノ寫ヲ公示シ送付ニ代
フルコトヲ得

第五條ノ七 市町村農業委員會ハ
第五條ノ二各号ニ掲グル農地、
採草地又ハ放牧地ノ全部又ハ一
部ニ付第五條ノ五但書ノ期間内
ニ同條ノ申請ナキトキ又ハ申請
ヲ為シタル小作農ガ前條第一項
ノ命令ヲ以テ定ムル者ニ該當セ
ザルモノト認ムルトキハ當該土
地ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ政
府ニ對スル讓渡計畫ヲ定ムルコ
トヲ要ス
前條第二項乃至第四項ノ規定ハ
前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第五條ノ八 前二條ノ讓渡計畫ハ

左ノ各号ノ一ニ該當スル農地、
採草地又ハ放牧地ニ付テハ之ヲ
定ムルコトヲ得ズ
一 昭和二十五年二月十日現在
ニ於テ自作農創設特別措置法
第五條第四号ノ規定ニ依リ都
道府県知事ノ指定シタル区域
内ニアル土地

二 近ク土地使用ノ目的ノ變更
ヲ相當トスル農地、採草地又
ハ放牧地ニシテ市町村農業委
員會ガ都道府県農地委員會ノ
承認ヲ得テ指定シ、又ハ都道
府農地委員會ノ指定シタル
モノ

三 自作農ガ疾病其ノ他命令ヲ
以テ定ムル事由ニ因リ其ノ自
作地、自作採草地又ハ自作放
牧地ニ就キ自ラ耕作又ハ養畜
ノ業務ヲ営ムコト能ハザル為
貸借又ハ使用貸借ニ依リ一
時當該土地ヲ他人ノ耕作又ハ
養畜ノ業務ノ目的ニ供シ市町
村農業委員會當該自作農ガ近
ク自作スルモノト認メ且其ノ
自作ヲ相當ト認メタル場合ニ
於ケル當該土地

四 採草地又ハ放牧地（小作採
草地及小作放牧地ヲ除ク）ニ
就キ第十四條ノ三又ハ第十四
條ノ四ノ規定ニ依リ使用權設
定セラレタル場合ニ於ケル當
該土地

五 新開墾地、焼畑、切替畑等
收穫著シク不定ナル農地其ノ
他命令ヲ以テ定ムル農地ニシ
テ市町村農業委員會ガ都道府
県農地委員會ノ承認ヲ得テ讓
渡計畫ヲ定ムルコトヲ不相當

ト認ムルモノ
第五條ノ九 第五條ノ四第一項ニ
掲グル者第五條ノ六又ハ第五條
ノ七ノ讓渡計畫ニ付異議アルト
キハ市町村農業委員會ニ對シ異
議ノ申立ヲ為スコトヲ得但シ第
五條ノ六第四項（第五條ノ七第
二項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム）ノ公示ノ日ヨリ三十日ヲ經
過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
市町村農業委員會前項ノ異議ノ
申立ヲ受理シタルトキハ前項但
書ノ期間満了後二十日內ニ決定
スルコトヲ要ス

前項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ
都道府県農地委員會ニ訴願スル
コトヲ得但シ同項ノ期間満了後
二十日ヲ經過シタルトキハ此ノ
限ニ在ラズ
都道府県農地委員會前項ノ訴願
ヲ受理シタルトキハ同項但書ノ
期間満了後三十日內ニ裁決スル
コトヲ要ス

第五條ノ十 第五條ノ六又ハ第五
條ノ七ノ規定ニ依ル讓渡計畫ニ
付前條第一項但書ノ期間内ニ同
項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ナキ
トキ、同項ノ規定ニ依リ異議ノ
申立アリタル場合ニ於テ同條第
二項ノ規定ニ依リ決定アリ且同
條第三項但書ノ期間内ニ訴願ノ
提起ナキトキ又ハ同項ノ規定ニ
依リ訴願ノ提起アリタル場合ニ
於テ同條第四項ノ規定ニ依リ裁
決アリタルトキハ市町村農業委
員會ハ遲滞ナク都道府県農地委
員會ニ對シ當該讓渡計畫ノ承認
ヲ申請スベシ

前項ノ申請アリタルトキハ都道
府農地委員會ハ當該讓渡計畫
ガ法令ニ違反スル場合ヲ除キ遲
滞ナク之ヲ承認スベシ
第五條ノ十一 前條第二項ノ承認
アリタルトキハ都道府県知事ハ
命令ノ定ムル所ニ依リ遲滞ナク
當該承認ニ係ル讓渡計畫ニ依リ
當該計畫ニ係ル農地、採草地又
ハ放牧地ノ所有者ニ對シテハ讓
渡計畫書ヲ、當該土地ヲ讓受クベ
キ者ニ對シテハ讓渡計畫書ノ副本
ヲ交付スベシ但シ命令書又ハ其ノ
副本ヲ交付スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ次項
各号ニ掲グル事項ヲ公告シ交付
ニ代フルコトヲ得
一 讓渡スベキ農地、採草地又
ハ放牧地ノ所有者ノ氏名又ハ
名稱及住所
二 讓渡スベキ農地、採草地又
ハ放牧地ヲ讓受クベキ者ノ氏
名及住所
三 讓渡スベキ農地、採草地又
ハ放牧地ノ所在、地番、地目
（土地台帳ノ地目現況ト異ナ
ルトキハ土地台帳ノ地目及現
況ニ依リ地目）及面積
四 對価並ニ對価授受ノ方法
五 讓渡ノ時期
六 其ノ他必要ナル事項
第五條ノ十二 第五條ノ二及前條
ノ規定ノ適用ニ付テハ農地、採
草地又ハ放牧地ノ面積ハ土地台
帳ニ登錄セラレタル當該農地、
採草地又ハ放牧地ノ地積ニ依ル
但シ市町村農業委員會當該農

地、採草地又ハ放牧地ニ付土地
合帳ニ登録セラレタル地積ヲ以
テ其ノ面積トスルコトヲ著シテ
不相当ト認メ別段ノ面積ヲ定メ
タルトキハ其ノ面積ニ依ル

第五條ノ十三 第五條ノ二乃至第

五條ノ十一ノ規定ニ依リ為シタル
手續其ノ他ノ行為ハ第五條ノ
二各号ニ掲グル農地、採草地又
ハ放牧地ノ所有者其ノ他之ニ関
シ權利ヲ有スル者ノ承継人ニ對
シテモ其ノ効力ヲ有ス

第五條ノ十四 都道府県知事第五

條ノ十一ニ依ル手續ヲ為シタル
場合ニ於テ譲受クベキ者令書ニ
記載シ又ハ同條第一項但書ノ規
定ニ依リ公告シタル譲渡ノ時期
迄ニ對価ノ全部ヲ支拂ヒ又ハ供
託シタルトキハ當該譲渡ノ時期
ニ當該農地、採草地又ハ放牧地
ノ所有權ハ譲受クベキ者ニ移轉
ス

譲受クベキ者令書ニ定ムル譲渡
ノ時期迄ニ對価ノ全部ヲ支拂ヒ
ハ供託ヲ為サザルトキハ令書ハ
其ノ効力ヲ失フ

第五條ノ十五 市町村農業委員会

第五條ノ四第一項ノ規定ニ依ル
公示ヲ為サザルトキ又ハ第五條
ノ五ノ申請アルモ第五條ノ六第
一項ノ規定ニ依ル譲渡計画ヲ定
メザルトキハ第五條ノ二各号ニ
掲グル農地、採草地又ハ放牧地

ノ小作農ハ當該市町村農業委員
会ニ對シ第五條ノ四第一項ノ公
示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項
ノ譲渡計画ヲ定ムベキ旨ヲ請求
スルコトヲ得

市町村農業委員会前項ノ請求ヲ
受ケタル日ヨリ十日内ニ當該請
求ニ係ル公示ヲ為サズ又ハ譲渡
計画ヲ定メザル場合ニ於テ同項
ノ請求ヲ為シタル者都道府県農
地委員会ニ對シ當該市町村農業
委員会ニ第五條ノ四第一項ノ公
示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項
ノ譲渡計画ヲ定ムベキ旨ヲ指示
スベキコトヲ請求シタルトキハ

都道府県農地委員会ハ當該市町
村農業委員会ニ對シ第五條ノ四
第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條
ノ六第一項ノ譲渡計画ヲ定ムベ
キ旨ヲ指示スベシ

第五條ノ十六 第五條ノ十四ノ規

定ニ依リ農地、採草地又ハ放牧
地ノ所有權ヲ譲受ケタル者、第
五條ノ二十一第一項ノ資金ノ貸
付ヲ受ケ農地ヲ取得シタル者又
ハ此等ノ者ノ相続人其ノ他省令
ヲ以テ定ムル承継人ガ當該土地
ヲ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目
的ニ供スルコトヲ止メタルトキ

ハ此等ノ者ハ市町村農業委員会
ノ定ムル譲渡計画ニ基キ當該土
地ヲ農業ニ精進スル見込アル者
其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ讓
渡スルコトヲ要ス但シ命令ヲ以
テ定ムル特別ノ事由アル場合ハ
此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ自作農創設特別措
置法第十六條（同法第二十九條
第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含

ム）ノ規定ニ依リ売渡シタル土
地（宅地ヲ除ク）、同法第四十條
ノ二ノ規定ニ依リ買収シ同法第
四十一條第一項第一号ノ規定ニ
依リ売渡シタル牧野（同法第四

十條ノ六第一項ノ規定ニ依リ農
地ノ開発又ハ開発後ニ於ケル土
地ノ利用ニ供スルモノトシテ
指定セラレタル牧野ヲ除ク）若
ハ同法第四十一條第一項第三号
ノ規定ニ依リ売渡シタル牧野ノ
売渡ヲ受ケタル者、同法第十六

條第二項（第二十九條第二項ニ
於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ省
令ヲ以テ定ムル団体ヨリ土地ノ
売渡ヲ受ケタル者又ハ此等ノ者
ノ相続人其ノ他省令ヲ以テ定ム
ル承継人ガ當該土地ヲ自ラ耕作
又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スル
コトヲ止メタルトキニ之ヲ準用
ス

前二項ノ場合ニハ市町村農業委
員会ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ前
二項ノ規定スル土地ノ所有者ノ
氏名其ノ他必要ナル事項ヲ公示
スベシ

第一項ニ規定スル農業ニ精進ス
ル見込アル者其ノ他命令ヲ以テ
定ムル者ハ市町村農業委員会ニ
對シ第一項又ハ第二項ノ規定ス
ル土地ニ付譲渡計画ヲ作成スベ
キ旨ヲ申請スルコトヲ得但シ前

項ノ公示ノ日ヨリ二月ヲ経過シ
タルトキハ此ノ限ニ在ラズ
市町村農業委員会ハ前項但書ノ
期間満了後遲滞ナク同項ノ申請
ニ係ル第一項又ハ第二項ノ規定
スル土地ニ付命令ヲ定ムル所ニ
依リ前項ノ申請ヲ為シタル者ニ

シテ命令ヲ以テ定ムルモノニ對
スル譲渡計画ヲ定ムルコトヲ要
ス

第五條ノ六第二項乃至第四項、
第五條ノ七及第五條ノ九乃至前
條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準
用ス但シ第五條ノ六第四項及第
五條ノ九第一項中「第五條ノ四

第一項ニ掲グル者」トアルハ「第
五條ノ十六第一項又ハ第二項ニ
規定スル土地ノ所有者及同條第
四項ノ申請ヲ為シタル者」ト、
第五條ノ七第一項、第五條ノ十
三及前條第一項中「第五條ノ二

各号ニ掲グル農地、採草地又ハ
放牧地」トアルハ「第五條ノ十六
第一項又ハ第二項ニ規定スル土
地」ト、第五條ノ七第二項中「申
請ヲ為シタル小作農」トアルハ

「申請ヲ為シタル者」トアルハ
「申請ノ小作農」トアルハ「第五
條ノ十六第四項ノ譲渡ノ申請ヲ
為スコトヲ得ル者」トス

前六項ノ規定ハ前項ニ於テ準用
スル第五條ノ十四ノ規定ニ依リ
譲渡セラレタル土地ニ付之ヲ準
用ス

前項ノ令書ニ記載セラレタル讓
渡人ハ當該令書ニ記載セラレタ
ル政府ニ支拂フベキ額ヲ政令ノ
定ムル所ニ依リ政府ニ支拂フコ
トヲ要ス

第五條ノ十七 政府ハ第五條ノ十
四（前條第六項ニ於テ準用スル
場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ讓受
ケタル農地、採草地又ハ放牧地

ニ付農業ニ精進スル見込アル者
其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ買
受ノ申請アルトキハ市町村農業
委員会ノ定ムル譲渡計画ニ基キ
之ヲ當該申請者ニ讓渡スルコト
ヲ得

第五條ノ六第二項乃至第四項及
第五條ノ九乃至前條ノ規定ハ前
項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條ノ十八 第五條ノ四第一項
若ハ第五條ノ十六第三項ノ規定
ニ依リ公示アリタルトキハ當該
公示ニ係ル土地ニ関シ權利ヲ有

スル者ハ譲渡計画ニ依リ讓渡ニ
支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除ク
ノ外都道府県知事ノ許可ヲ受ケ
ルニ非ザレバ當該土地ニ付權利
ヲ設定シ又ハ當該土地ノ形質ヲ
變更スルコトヲ得ズ

第五條ノ十九 第五條ノ十四（第

五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於
テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定
ニ依リ所有權ノ移轉ニ關スル登
記ニ付テハ政令ヲ以テ不動産登
記法ノ特例ヲ定ムルコトヲ得

第五條ノ二十 都道府県知事ハ第

五條ノ十四（第五條ノ十六及第
五條ノ十七ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）ノ規定ニ依リ所有權ノ

移転ニ関シ必要アリト認ムルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ土地
所有者又ハ賃借者若ハ地上権者
ニ代リ土地台帳法ニ依ル申告ヲ
為スコトヲ得

第五條ノ二十一 政府ハ左ノ資金
ニ付貸付又ハ其ノ斡旋ヲ為スコ
トヲ得

一 耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地
ノ所有権ヲ取得スルニ必要ナ
ル資金

二 耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地
ヲ相統スルニ必要ナル資金

三 耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地
ノ所有権ヲ維持スルニ必要ナ
ル資金

前項ノ貸付又ハ其ノ斡旋ニ関ス
ル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條第一項中「農地ノ所有者、
賃借人、永小作人其ノ他権原ニ基
キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其
ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セン
トスルトキ」を「農地ヲ耕作以外ノ
目的ニ供セントスル者」に改め、
同條に次の一項を加える。

第一項（前項ニ於テ準用スル場
合ヲ含ム）ノ許可ヲ受ケズシテ

農地ヲ耕作以外ノ用ニ供セント
スル者アルトキハ農林大臣又ハ

都道府県知事ハ其ノ者ニ對シ當
該農地ヲ耕作以外ノ用ニ供スル

コトヲ禁止シ又ハ停止スルヲ必
要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第六條ノ二を次のように改め
る。

第六條ノ二 農地ノ価格ハ農地ヲ
取得スル自作農ノ経営ヲ安定セ
シムルコトヲ旨トシ主務大臣ガ

中央農地委員會議ニ諮問シテ定
ムル基準ニ從ヒ市町村農業委員
會ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道
府県知事ノ認可ヲ受ケテ決定シ
タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支
拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但
シ命令ノ定ムル所ニ依リ譲渡人
又ハ譲受人ニ於テ都道府県知事
ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限
ニ在ラズ

主務大臣前項ノ基準ヲ定メタル
トキハ之ヲ告示ス

都道府県知事第一項ノ認可ヲ為
サントスルトキハ都道府県農地
委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

市町村農業委員會第一項ノ決定
ヲ為シタルトキハ命令ノ定ムル
所ニ依リ之ヲ公示スベシ

市町村農業委員會ハ都道府県知
事ノ認可ヲ受ケ第一項ノ額ヲ変
更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

第三項及前項ノ規定ヲ準用ス
ハ第三項及前項ノ規定ヲ準用ス

主務大臣ハ中央農地委員會議ニ
諮問シ第一項ノ基準ヲ變更スル
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二

項ノ規定ヲ準用ス
前項ニ於テ準用スル第二項ノ規

定ニ依ル告示アリタルトキハ第
一項ノ額ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ當該告示ニ係ル基準ノ從前ノ
基準ニ對スル比率ニ應ジテ變更
セラレタルモノト看做ス

第五項又ハ前項ノ規定ニ依リ変
更セラレタル額ハ第一項ノ額ト
看做ス

第一項ノ農地ノ價格ハ當該農地
ニ付存スル永小作權、地上權其
ノ他命令ヲ以テ定ムル權利ニ価

格アル場合ニ於テハ此等ノ價格
ヲ含ムモノトス

第一項乃至第八項ノ規定ハ前号
ニ掲グル權利ノ價格ニ付之ヲ準
用ス

第一項（前項ニ於テ準用スル場
合ヲ含ム）ノ規定ハ第二項（第

六項及前項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）ノ規定ニ依ル告示又ハ

第四項（第五項及前項ニ於テ準
用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依

ル公示アリタル際現ニ農地ニ関
シ存スル譲渡契約ニシテ當該農

地ニ関シ既ニ譲受人ノ當該契約
ニ係ル權利ニ關スル登記アリタ

ルモノ又ハ當該農地ノ引渡（民
法第百八十三條及第百八十四條

ニ規定スル引渡ヲ除ク）ヲ完了
シタルモノニ付テハ之ヲ適用セ

ズ
第六條ノ三及び第六條ノ四を削

る。
第九條ノ二第二項中「又ハ減免

條件（金銭ニ換算セラレタルモ
ノガ第九條ノ三第一項各号ニ掲

グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農
地ノ賃借人又ハ永小作權者ニ不利

ナル場合ニ在リテハ同條各号ニ掲
グル小作料ノ額及減免條件」を削

る。
第九條ノ三を次のように改め

る。
第九條ノ三 小作料ハ小作農ノ經

営ヲ安定セシムルコトヲ旨トシ
主務大臣ガ中央農地委員會議ニ

諮問シテ定ムル基準ニ從ヒ市町
村農業委員會ガ命令ノ定ムル所

ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受
ケテ決定シタル額ヲ超エテ之ヲ

契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコ
トヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場
合ニ於テ農地ノ所有者又ハ賃借

人ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道
府県知事ノ許可ヲ受ケタルトキ

ハ此ノ限ニ在ラズ
第六條ノ二第二項乃至第八項ノ

規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九條ノ四から第九條ノ七まで

を次のように改める。
第九條ノ四乃至第九條ノ六 創除

第九條ノ七 修繕費及排水費ノ
負担並ニ農地ノ賃借者若ハ永小

作又ハ此等ニ附随スル契約ノ條
件（小作料ノ額ヲ除ク）ニシテ命

令ヲ以テ定ムルモノハ之ヲ當該
農地ニ付從前ニ比シ賃借人又ハ

永小作權者ニ不利トナル如ク設
定シ又ハ變更スルコトヲ得ズ但

シ特別ノ事由アル場合ニ於テ當
該農地ノ所有者若ハ賃借人又ハ

賃借人若ハ永小作權者ガ命令ノ
定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ

許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ
在ラズ

第九條ノ九中「第六條ノ四第
二項又ハ」を「同條第十項ニ於テ

準用スル場合ヲ含ム」、「若
ハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ

準用スル場合ヲ含ム）」を、第九
條ノ三第一項又ハ第九條ノ七」に

改める。
第十四條ノ六中「承認ヲ申請シ

タル場合」を「承認又ハ同條第三
項ノ裁定ヲ申請シタル場合」に、「同

項ノ承認」を「第十四條ノ三第二項
ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定」

第十四條ノ八第三項及び第四項
を削る。
第十四條ノ八の次に次の一條を

加える。
第十四條ノ九 耕作者又ハ省令ヲ

以テ定ムル団体其ノ耕作ノ業務
ノ目的ニ供スル農地ノ利用上必

要ナル農業用施設、水ノ使用ニ
關スル權利又ハ立木ニ付賃借權

ヲ取得スルノ必要アルトキハ命
令ノ定ムル所ニ依リ市町村農業

委員會ノ承認ヲ受ケ當該農業用
施設、水ノ使用ニ關スル權利又

ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ
權利ヲ有スル者ニ對シ賃借權ノ

設定ニ關スル協議ヲ求ムルコト
ヲ得

第十四條ノ三第三項、第十四條
ノ四第一項乃至第五項第七項第

八項、第十四條ノ六乃至前條ノ
規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

但シ第十四條ノ三第三項、第十
四條ノ四第一項第二項第五項及

第十四條ノ七中「土地又ハ立木」
トアルハ「農業用施設、水ノ使

用ニ關スル權利又ハ立木」ト、
第十四條ノ三第三項、第十四條

ノ四第五項第一号及第十四條ノ
七中「使用權」トアルハ「賃借權

ト、第十四條ノ七中「當該土地若
ハ立木ニ付權利ヲ設定シ、當該

土地ノ形質ヲ變更シ又ハ立木」
トアルハ「當該農業用施設、水

ノ使用ニ關スル權利若ハ立木ニ
付權利ヲ設定シ若ハ移転シ又ハ

當該農業用施設若ハ立木」トス
第十五條ノ二第一項中「會長」を

を削り、同條第二項中「會長」を

「市町村農業委員会ニ会長ヲ置キ」に、「第十三項を「第十一項」に改め、同條第三項から第五項までを次のように改める。

- 委員ハ左ノ各号ノ区分ニ属シ被選舉權ヲ有スル者ニ就キ當該区分ニ属シ選舉權ヲ有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
- 一 耕作ノ業務ヲ営ム者（其ノ所有スル小作地ノ面積ガ二反歩ヲ超ユル者ヲ除ク）ニシテ左ニ掲グルモノ
- (イ) 其ノ耕作ノ業務ヲ営ム小作地ノ面積ガ自作地ノ面積ヲ超ユル者
- (ロ) 二反歩ヲ超ユル面積ノ小作地ニ就キ耕作ノ業務ヲ営ム其ノ耕作ノ業務ヲ営ム農地ノ面積ガ北海道ニ在リテハ四町歩、都府県ニ在リテハ農林大臣ガ都府県別ニ定ムル面積ヲ超エザル者
- 二 耕作ノ業務ヲ営ム者ニシテ前号ニ該當セザルモノ

前項第一号(ロ)ニ規定スル都府県別ノ面積ハ其ノ平均面積ガ概ネ一町歩トナル如ク之ヲ定ムルコトヲ要ス

都道府県知事必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ當該都道府県ノ区域ヲ二以上ノ区域ニ分チ各区域別ニ第三項第一号(ロ)ノ都府県別ノ面積ニ代ルベキ面積ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ各区域別ノ面積ハ其ノ平均面積ガ概ネ同号(ロ)ノ當該都道府県別ノ面積トナル如ク之ヲ定ムルコトヲ要ス

第十五條ノ二第九項中「及第四項」を削り、同條第十項本文を次のように改める。

選舉權又ハ被選舉權ヲ有スル者ノ第三項各号ノ区分ハ市町村農業委員会委員選舉人名簿ノ記載区分ニ依リ定マルモノトス

第十五條ノ二第十一項及び第十二項を次のように改める。

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ選舉

人名簿確定ノ期日ニ於テ年齢二十年ニ達セザル為選舉人名簿ニ記載セラレザル者ニシテ選舉ノ期日迄ニ年齢二十年ニ達シタルモノハ之ヲ選舉人名簿ニ記載セラレザル者ニシテ選舉セラレベキモノト看做ス

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレベキ委員ノ定数ハ同項第一号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ五人、同項第二号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ十人トス

第十五條ノ二第十四項中「總委員」を「同項各号ノ区分ニ属スル委員ノ定数ノ夫々三分ノ二」に改め、同條第六項及び第七項を削る。

第十五條ノ三を次のように改める。

第十五條ノ三 左ニ掲グル者ハ市町村農業委員会ノ委員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス

一 市町村ノ区域内ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ就キ耕作ノ業務ヲ営ム者ニシテ年齢二十年以上ノモノ

二 前号ニ掲グル者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ユシテ年齢二十年以上ノモノ但シ其ノ耕作ニ從事スル日数ガ省令ヲ以テ定ムル一定日数ニ達セザルモノト市町村農業委員会ノ認メタル者ヲ除ク

前條第七項ノ規定ハ前項ノ農地ノ面積ニ付テハ適用ス

選舉管理委員會ノ委員及職員、投票管理者、開票管理者及選舉長並ニ選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ在職中其ノ關係区域内ニ於テ市町村農業委員会ノ委員ノ候補者ト為ルコトヲ得ズ

裁判官、檢察官、會計検査官、收税官吏、警察官、公安委員會ノ委員並ニ警察官吏ハ在職中市町村農業委員会ノ委員ノ候補者ト為ルコトヲ得ズ

第十五條ノ五第四項中「其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム農地又ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム小作地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ

二第五項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム」を「其ノ者ノ自作地、耕作ノ業務ヲ営ム小作地及所有スル小作地」に、第五項中「第六項、第七項及第九項」を「第七項」に改める。

第十五條ノ六を次のように改める。

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ八本文中「第二十一條、」を削り、「第二十九條、」の下に「第三十條、」を、「第三十七條」の下に「（衆議院議員選舉法第二十三條ノ規定ノ準用ニ關スル部分ヲ除ク）、第三十八條」を加え、「第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、」を削り、「及第二百二十八條」を、「第二百二十八條及第二百五十六條乃至第二百五十八條」に改め、同條但書を次のように改める。

但シ次表上欄ニ掲グル同法ノ規定中同表下欄ニ掲グル字句ハ夫々同表下欄ノ如ク読替フルモノトス

第三十條	十人	五人
第四十一條第一項第三号	候補者でない者	当該区分の候補者でない者又は候補者で其の属する区分と異なる区分に届出をしたもの
第五十三條第三項 第五十五條第一項 第五十八條第一項 第五十九條第三項 第六十一條第二項 第六十二條第一項 第六十二條第四号	議員の定数	農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の定数
第六十二條第三項但書	その定数	

第五十五條第一項	有効投票の最多数を得た者を以て當選人とする	候補者で農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分ごとに有効投票の最多数を得た者を以て当該区分の當選人とする
第五十六條第三項	事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第六十一條但書の得票者若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき	事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき
第五十八條第一項	投票は、これを行わない	当該区分についての投票は、これを行わない

第六十條第三項	第九十二條若しくは第百四十一條	農地調整法第十五條ノ二十一
第六十二條第一項 本文	第六十三條第一項に於ける議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がな一を越えるに至つたとき）の六分の	当該委員会の農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数と通じて当該区分の委員の定数の五分の一を越えるに至つたとき
第六十二條第三項 但書	三分の二	夫々二分の一
第六十二條第四項	第六十三條第一項に於ける普通地方公共団体の議会の議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がな一を越えるに至つたとき）の六分の一を越えるに至つたとき	当該委員会の農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数と通じて当該区分の委員の定数の五分の一を越えるに至つたとき
第六十三條第一項 本文	その欠員の数が前條第一項に於ける選挙区における議員の定数（選挙区がな一を越えるに至つたとき）の六分の一を越えるに至つたとき	当該委員会の農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数が当該選挙区における議員の定数の五分の一を越えるに至つたとき
第六十三條第二項	第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合 当選人とならなかつた者があるとき又はその期限経過後にこれら事由を生じた場合において第六十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは	市町村農業委員会の委員に欠員を生じた場合 当選人とならなかつた者があるときは
第六十四條第一項	議員又は当選人がすべてでないとき	農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分を通じて委員又は当選人がすべてでないとき
第七十二條第一項	第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項	第十章及び第百四十條第二項

第十五條ノ十一第一項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同條に次の一項を加える。
第十五條ノ三第三項及第四項ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ准用ス
第十五條ノ十二第二項を次のように改める。
前項ノ選挙区及当該選挙区ニ於テ選挙スベキ第十五條ノ十七ニ於テ准用スル第十五條ノ二第三項各号ノ委員ノ数ハ都道府県ノ選挙管理委員会都道府県知事ノ同意ヲ得テ定メ之ヲ告示ス

第十五條ノ十四第一項中「第十五條ノ十七ニ於テ准用スル」を「市町村農業委員会委員ノ属スル」に、「選挙区」を「投票区」に改め、同條第三項中「第一項第三項前段」を削る。

第十五條ノ十七中「第十三項第十四項」を「第十一項及第十二項」に改め、「及第十五條ノ六」を削る。

第十五條ノ十八本文中「第二十一條、」を削り、「第二十四條第一項第二項第四項、」の下に「第二十六條第一項第三項前段」を、「第二十九條、」の下に「第三十條、」を、「第三十七條」の下に「衆議院議員選挙法第二十三條ノ規定ノ准用ニ関スル部分ヲ除ク」を加え、「第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、」を削り、「及第百二十八條」を、「第百二十八條及第二百五十六條乃至第二百五十八條」に改め、同條但書を次のように改める。

但シ次表上欄ニ掲グル同法ノ規定中同表下欄ニ掲グル字句ハ夫々同表下欄ノ如ク読替フルモノトス

第二十六條第一項	衆議院議員選挙人名簿及び補充 選挙人名簿	都道府県農地委員会委員選挙人名 簿
第二十六條第三項 第二十七條	補充選挙人名簿	
第二十七條第一項 第二十九條第一項 第三十條第一項 第六十六條第二項 及第八項	市町村の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会
第三十條	選挙人名簿 十人	市町村農業委員会委員選挙人名簿 五人
第二十九條第一項 及第三項 第三十條 及第三項 第三十四條	選挙権 投票区の在る都市の区域外（選挙に關係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）	市町村農業委員会の委員の選挙権 投票区の区域外
第四十一條第一項 第三号	候補者でない者	当該区分の候補者でない者又は候補者でその属する区分と異なる区分に届出をしたもの
第五十三條第二項	選挙人名簿	市町村農業委員会委員選挙人名簿

第五十三條第三項	議員の定数	農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の定数
第五十五條第一項	その定数	候補者で農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分ごとに有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする
第五十六條第三項	有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする	候補者で農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分ごとに有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする
第五十八條第一項	事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき	事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき
第五十八條第三項	投票は、これを行わない。	当該区分についての投票は、これを行わない。
第五十八條第三項	市町村の選挙管理委員会を経、直ちに	直ちに
第六十條第三項	第九十二條若しくは第四百一十一條	農地調整法第十五條ノ二十一
第六十二條第二項	第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないうときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき	当該委員会の農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数と通じて当該選挙区における当該区分の委員の定数の五分の一を超えるに至つたとき
第六十二條第三項	三分の一	夫々二分の一

第十五條ノ十九第一項及び第二項中「省令」を「政令」に、第三項中「都道府県知事及都道府県農地委員会又ハ市町村農業委員会」を「都道府県ニ在リテハ都道府県知事及

都道府県農地委員会ニ、市町村ニ在リテハ都道府県知事、市町村長及市町村農業委員会」に、第四項及び第五項中「第一項及第二項」を「第一項又ハ第二項」に改め、第五

項に次の但書を加える。

但シ第十五條ノ八及前條ニ於テ準用スル地方自治法第五十八條第五項ノ規定ニ依リ当選人ト為リタル者ニ係ル第一項又ハ第二

第六十二條第四項	第六十三條第一項にいう普通地方公共団体の議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないうときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるときは	第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議員に欠員を生じた場合
第六十三條第二項	議員又は当選人がすべてでないとき	農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分を通じて委員又は当選人がすべてでないとき
第六十四條第一項	都道府県の選挙管理委員会	全国選挙管理委員会
第六十六條第二項	第一項の規定による都道府県の選挙管理委員会の決定又は第二項の規定による裁決	第二項の規定による裁決
第六十六條第四項	第十章及び第十一章並びに第四百十條第二項	第十章及び第四百十條第二項
第七十二條第一項	市町村ノ選挙管理委員会	都道府県ノ選挙管理委員会
第四十四條ニ於テ準用スル衆議院議員選挙法第五十四條第二項	市町村ノ選挙管理委員会	都道府県ノ選挙管理委員会

項ノ規定ニ依ル委員ノ解任ノ請求ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第十五條ノ第十九第六項を次のように改める。
第一項及第二項ノ二分ノ一ノ数

ハ第十五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ調整セラレタル選挙人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登載セラレタル者ノ二分ノ一トシ都道府県ノ選挙管理委員会又ハ市町村ノ

選挙管理委員会ニ於テ選挙人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ第十五條ノ十九に次の一項を加ふる。

第一項乃至第四項ノ規定ニ依ル解任ノ効力ニ関シテハ地方自治法第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第二百二十八條及第二百五十六條乃至第二百五十八條ノ規定ヲ準用ス但シ同法第六十六條第一項中「選挙に關しては選挙の日、当選に關しては第五十九條第二項又は第四項の告示」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十九第三項の規定による告示」トシ、都道府県農地委員会ノ委員ノ解任ノ場合ニハ同法第六十六條第二項及第八項中「市町村の選挙管理委員会」トアルハ「都道府県の選挙管理委員会」ト、同條第二項中「都道府県の選挙管理委員会」トアルハ「全国選挙管理委員会」ト、同條第四項中「第一項の規定による都道府県の選挙管理委員会の決定又は第二項の規定による裁決」トアルハ「第二項の規定による裁決」トス

但シ第十五條ノ二十二第一項に次の但書を加ふる。

但シ第十五條ノ十九ノ規定ニ依ル委員ノ解任及第十五條ノ三十ノ規定ニ依ル委員会ノ解散ノ場合ヲ除キ後任者就任スル迄ハ任期満了後モ仍其ノ職務ヲ行フ第十五條ノ二十二第二項中「第十三項」を「第十一項」に、第三項中「第十四項」を「第十二項」に、「但シ総委員トアルハ総委員ノ過半数トス」を「但シ同項各号ノ区

分ニ属スル委員ノ定数ノ夫々三分ノ二」トアルハ「総委員ノ過半数」トスに改め、同條第四項に次の但書を加ふる。

但シ同條第四項中「議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十一第一項（同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任された委員及び同法第十七條ノ二第一項の規定により都道府県知事の設けた特例により委員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された委員」トス第十五條ノ二十二第一項の次に次の一項を加ふる。

委員ハ非常勤トス第十五條ノ二十三第一項及び第三項中「市町村農業委員会」の下に「又ハ都道府県農地委員会」を加ふる。

第十五條ノ二十六に次の但書を加ふる。

但シ同法第二百二十七條第三項中「第百十七條トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十四」トス第十五條ノ二十七第一項中「第十四條ノ四又ハ」を「第五條ノ九第二項ニ規定スル決定又ハ第十四條ノ四若ハ二に、二月」を「六月」に改める。

第十七條ノ二第四項中「地区農地委員会」ヲ「地区農業委員会」に改め、同項に次の後段を加ふる。

此ノ場合ニ於テ「市町村ノ区域」トアルハ「地区農業委員会ノ設置セラレタル地区」ト、隣接市町村ノ区域トアルハ「隣接市町村ノ区域又ハ他ノ地区農業委員会ノ設置セラレタル地区ニシテ当該地区ニ隣接スル地区」トス第十七條ノ三中「又ハ都道府県知事」、「又ハ其ノ知事」、「又ハ市町村長」、「又ハ特別区ノ区長」、「又ハ区長」、「又ハ行政区ノ区長」及び「又ハ組合管理者」を削る。

第十七條ノ四中「第六條ノ二第一項の下に」及「第十項」を加へ、「第六條ノ四第二項」を削り、「若ハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第九條ノ三第一項、第九條ノ七」に改める。

第十七條ノ五各号を一號ずつ繰下げ、第一號として次の一號を加ふる。

一 第五條ノ十八ノ規定ニ違反シタル者
第十七條ノ六中「若ハ第四号前段」を「第四号若ハ第五号前段」に改める。

六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同法第四十一條ノ規定ニ依ル売渡ノ対価

ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同法第四十一條ノ規定ニ依ル売渡後譲渡迄ノ経過年数（二年ニ滿タザル端致ハ一年トス）

第四條 改正前の自作農創設特別措置法第二十八條第三項（同條第五項、同法第二十九條第二項及び同法第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定により売渡した土地は、農地調整法第四條の規定の適用については、同法第五條ノ二各号に掲げる土地とみなす。

2 この法律施行の際現に農地につき存する改正前の農地調整法第六條ノ二第一項の額（この法律施行の際同項の額の定めない農地及びこの法律施行後新たに農地となるものにあつては、都道府県知事が近傍類似の農地の価格を参酌して指定する額）は、当該農地につき同法第六條ノ二第一項の規定による決定があるまでは、同項の規定により決定され、同條第四項の規定により公示された額とみなす。

3 この法律施行の際現に農地につき存する改正前の第九條ノ三第一項各号に掲げる額は、当該農地につき同法第九條ノ三第一項の規定による決定があるまでは、同項の規定により決定され、同條第二項において準用する第六條ノ二第四項の規定により公示された額とみなす。

4 第七項に規定する総選挙の期日において現に都道府県農地委員会の委員である者は、改正前の農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二三第三項第一号の規定により選挙された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二三第三項第一号の規定により選挙されたものとみなし、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二三第三項第二号及び第三号の規定により選挙された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二三第三項第二号の規定により選挙されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二三第三項第二号及び第三号の規定により選挙された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二三第三項第二号の規定により選挙されたものとみなす。

5 前項の都道府県農地委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第四項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三の改正規定により被選挙権を有しなくなつた場合でも、任期満了後最初に行われる

総選挙の日までは、なお同條の規定により被選挙権を有するものとみなす。

7 この法律施行後最初に行われる市町村農業委員会及び地区農業委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。但し、この法律の公布の日から起算して六箇月以内でなければならぬ。

8 前項の総選挙に用いる市町村農業委員会委員選挙人名簿及び地区農業委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に関する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び第十五條ノ七の規定にかかわらず、政令で定める。

9 前項の選挙人名簿は、農地調整法第十五條ノ七の規定にかかわらず、昭和二十七年三月四日まで据え置くものとする。

10 昭和二十五年においては、農地調整法第十五條ノ五の規定にかかわらず、市町村農業委員会委員選挙人名簿及び地区農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

11 前四項に規定するものの外、第七項の総選挙に関し必要な事項は、政令で定める。

12 農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八において準用する地方自治法第三十條（同法第四十條及び同法第四十七條において準用する場合を含む。）に規定する立会人については、政令で定める期日までは、農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八の表の下欄中「五人」とあるのは、「三

人」と読み替へるものとする。

第五條 農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三條、第四條及び第六條中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改め、附則第三條第一項に次の但書を加える。

但し、昭和二十六年三月三十一日までに市町村農業委員会の承認を受けたものに限り、附則第六條第二項を創る。

第六條 食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業調整委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

第五條第一項中「市町村農業委員会」を「農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第十五條の規定による市町村農業委員会（以下「市町村農業委員会」といふ。）に改める。

第十二條から第十五條までを次のように改める。

（市町村農業委員会に対する監督）

第十二條 市町村農業委員会は、この法律によりその権限に属させた事項を処理する場合には、市町村長の監督にも属する。

第十三條から第十五條まで 削除

第十七條第一項中「市町村長は、」の下に「この法律による」を加える。

第十八條中「市町村農業委員会」の上に「農業計画及びその実施に要する」を加える。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

（事務処理の特例）

第十九條 農地調整法第十七條ノ第二項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、この法律により市町村農業委員会の権限に属させた事項は、市町村長がこれを処理する。

2 この法律中市町村農業委員会に関する規定は、前項の規定を除いて、農地調整法第十七條ノ第二項の規定による地区農業委員会にこれを準用する。この場合において、第十一條及び第十六條中「市町村の区域内」とあるのは、「地区農業委員会の地区内」と読み替へるものとする。

第二十條 削除

第二十二條第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、前項の委員を選任するには、第三項の規定により互選された委員の過半数の同意を得なければならない。

第二十三條の次に次の一條を加える。

（委任規定）

な事項は、政令でこれを定める。

第二十四條中「及び第二十條」及び「第二十二條第二項」とあるのは「第二十一條第二項」とを創る。

第二十五條第四項中「第十三條第三項の規定（第十九條第三項において準用する場合を含む。）により」を削り、「二人を二人」に改める。

第二十六條中「第二十條」及び「第十二條第二項」とあるのは「第二十五條第二項」とを削り、「第五項及び第二十三條を」第五項、第二十三條及び第二十三條の二に改める。

（小作調停法等の一部改正）

第七條 左に掲げる法律の規定中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「地区農地委員会」を「地区農業委員会」に改める。

小作調停法（大正十三年法律第十八号）

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第四十二号）附則第三項

（経過規定）

第八條 第四條第七項の総選挙の日

員会」と、「地区農業委員会」とあるのは「地区農業調整委員会」と読み替へるものとする。

2 改正前の自作農創設特別措置法、農地調整法若しくは食糧確保臨時措置法又はこれらに基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後のこれらの法律中にこれに相当する規定がある場合には、これによつてしたものとみなす。

3 第四條第七項の総選挙の日の前日までに市町村農地委員会若しくは市町村農業調整委員会又は地区農地委員会若しくは地区農業調整委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為は、その総選挙の日以後は、それぞれ市町村農業委員会又は地区農業委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第三條中農地調整法第十五條ノ二から第十五條ノ十八まで、第十五條ノ十九第五項、第九項の改正規定、及び第十五條ノ二十二第四項但書の改正規定並びに第四條第十二項の規定は、第四條第七項の総選挙の期日から施行する。

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案に対する修正案

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案を次のように修正する。

第一條（自作農創設特別措置法の

第一條（自作農創設特別措置法の

第一條（自作農創設特別措置法の

一部改正」中の自作農創設特別措置法第十五條の改正規定中「同項本文中」の下に「同條を」次條に、」を加え、同法第二十二條の改正規定中「に改める。」を「に、第一項中「同條」を「第十六條」に改める。」に改める。同法第三十一條の改正規定の次に次のように加える。

第三十六條第三項を次のように改める。
第一項の場合には、第三十一條第三項及び第三十三條第四項の規定を準用する。
第三條（農地調整法の一部改正）中の農地調整法第四條第二項第七号及

び同條第七項の改正規定中「第五條ノ十四第一項（第五條ノ十六第六項）の下に「第七項」を加える。」
同法第五條の改正規定中「第三号を第三号としを第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同号を第二号とし」に改める。
同法第五條ノ十六第四項の改正規定中「第一項ニ規定スル農業ニ精進スル見込アル者」を第一項（第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル農業ニ精進スル見込アル者」に改め、第六項但書の改正規定中「第五條ノ十六第四項の下に（第五條ノ七第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を加える。」

同法第五條ノ十七の改正規定中「前條第六項」の下に「及第七項」を加える。
同法第十五條ノ二第五項の改正規定の次に次のように加える。
第十五條ノ二第八項中「第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ」の下に「耕作ノ業務ヲ営ム者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ耕作ノ業務ヲ営ム者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル農地ハ之ヲ当該耕作ノ業務ヲ営ム者ノ所有スル農地ト看做シ」を加える。

同法第十五條ノ八の改正規定を次のように改める。
第十五條ノ八を次のように改める。
第十五條ノ八 公職選挙法第十條第二項、第十一條第一項、第十八條、第三十三條、第三十四條、第六十條（第四十條ノ規定ヲ除ク）、第七章、第八章、第八十六條、第九十條、第九十一條、第十章、第一百十條乃至第一百十三條、第一百十五條、第一百十六條、第一百十九條乃至第一百三十條、第六百六十一條、第六百六十二條、第六百六十六條、第六百七十

八條、第十五章及第十六章（第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号乃至第九号、第二百四十四條、第二百四十六條乃至第二百五十條、第二百五十一條第二項及第二百五十三條第一項ノ規定ヲ除ク）ノ規定ハ衆議院議員、參議院議員、教育委員會ノ委員、地方公共団体ノ長及都道府県ノ議會ノ議員ノ選挙ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村農業委員會ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ次表上欄ニ掲グル同法ノ規定ノ中同表下欄ニ掲グル字句ハ夫々同表下欄ノ如ク請替フルモノトス

第十條第二項	前項各号	農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第十五條ノ三第一項
第三十四條第二項但書	三分の二	夫々二分の一
第六十二條第二項	十人	五人
第六十八條第一項第二号	公職の候補者でない者 しくは第八十七條、第八十八條若しくは第八十九條	当該区分の候補者でない者又は候補者でその属する区分と異なる区分に届出をしたもの
第九十條	前條	農地調整法第十五條ノ三第三項又は第四項
第九十一條	第八十八條又は第八十九條	農地調整法第十五條ノ三第三項
第九十七條第二項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき

第一百十二條第一項	第六分の一	五分の一
第一百十條第一項第三号	地方公共団体の他の選挙	当該区分以外の区分の委員の選挙
第一百十三條第二項第二号	同一の地方公共団体	農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分
第一百十三條第二項第四号	議員又は当選人	農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分を通じて委員又は当選人
第一百十五條第一項第三号	第八十八條に掲げる者	農地調整法第十五條ノ三第三項に掲げる者
第一百十六條	左の各号に掲げる者	農地調整法第十五條ノ三第四項に掲げる者
第一百三十五條	必要な設備をしなければならぬ	その使用を許可しなければならぬ
第一百六十一條第二項	第六百三十五條又は第六百三十六條	農地調整法第十五條ノ八において準用する第六百三十五條又は第六百三十六條
第二百四十一條第二号	本章に掲げる罪（第二百四十五條第二号から第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く）	農地調整法第十五條ノ八において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く）
第二百五十一條第一項		
第二百五十四條		

第二百五十二條第一項

本章に掲げる罪（第二百四十條、第二百四十二條、第二百四十四條及び第二百四十五條の罪を除く。）

市町村農業委員会又は都道府県農地調整法第十五條ノ八において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十條、第二百四十二條及び第二百四十五條の罪を除く。）

同法第十五條ノ十一の改正規定を次のように改める。

第十五條ノ十一第一項中「第十二項」を「第十一項」に改める。

同法第十五條ノ十四の改正規定を次のように改める。

第十五條ノ十四第一項中「第十五條ノ十七ニ於テ準用スル」を「市町村農業委員会ノ属スル」に、「選挙区」を「投票区」に改める。

同法第十五條ノ十八の改正規定を次のように改める。

第十五條ノ十八を次のように改める。

第十五條ノ十八 公職選挙法第二十九條、第三十條、第三十三條、第三十四條、第六章（第四十條及第五十七條第二項ノ規定ヲ除ク）、第七章、第八章、第八十六條、第八十七條、第九十條、第九十一條、第十章、第一百十條乃至第一百十三條、第一百十五條、第一百十六條、第一百十九條乃至第一百三十八條、第一百六十一條第一項乃至第三項、第一百六十二條、第一百六十六條、第一百七十八條、第十五章及第十六章（第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号乃至第九号、第二百四十四條、第二百四十六條乃至第二百五十條、第二百五十一條第二項及第二百五十三條第一項ノ規定ヲ除ク）ノ規定ハ衆議院議員、参議院議員、教育委員会ノ委員、地方公共団体ノ長及市町村ノ議會ノ議員ノ選挙ニ関スル部分ヲ除クノ外都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ次表上欄に掲グル同法ノ規定ノ中同表下欄ニ掲グル字句ハ夫々同表下欄ノ如ク読替フルモノトス

第三十條第一項	市町村の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会
第三十七條第二項		
第三十八條第二項		
第六十一條第二項		
第七十一條		
第二百六十一條第一項第三号及び第三項		
第二百六十二條第三項		
第二百六十六條第三項		
第三十四條第二項但書	三分の二	夫々二分の一
第三十七條第二項及び第五項	当該選挙の選挙権	市町村農業委員会選挙権
第六十一條第二項及び第五項		
第七十五條第三項及び第五項		
第三十八條第一項及び第二項		
第六十二條第一項及び第十項	選挙人名簿	市町村農業委員会委員選挙人名簿
第八十六條第二項		

第四十九條第一項第一号	投票区のある郡市の区域外（選挙に關係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）	投票区の区域外
第四十九條第二項第二号	投票区のある郡市の区域外	五人
第六十二條第二項	十人	
第六十八條第一項第二号	公職の候補者でない者 第八十七條、第八十八條若しくは第八十九條 前條	当該区分の候補者でない者又は候補者がその属する区分と異なる区分に届出をしたもの
第九十條	第八十八條又は第八十九條	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三第三項又は第四項
第九十一條	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき
第九十七條第二項	当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	
第一百十二條第一項		
第一百十條第一項第二号	二人以上は達したとき。但し議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき	五分の一を超えるに至つたとき
第一百十三條第一項第四号	地方公共団体の他の選挙	当該区分以外の区分の委員の選挙
第一百十條第二項第二号	その地方公共団体の議會の議長から当該都道府県又は市町村	その都道府県農地委員会の会長から当該都道府県
第一百十一條第一項第二号	同一の地方公共団体	農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分
第一百十五條第一項第三号		

第百十六條	議員又は當選人	農地調整法第十五條ノ十七にお いて準用する同法第十五條ノ二 第三項各号の区分を通じて委員 又は當選人
第百三十五條	第八十八條に掲げる者	農地調整法第十五條ノ十一にお いて準用する同法第十五條ノ三 第四項に掲げる者
第百六十一條第二項	必要な設備をしなければなら ない	その使用を許可しなければなら ない
第百六十一條第三項	都道府県の選挙管理委員会 に報告	その旨を告示
第二百一十一條第三項	当該都道府県の選挙管理委 員会	全国選挙管理委員会
第二百六十六條第三項	前條第一項の異議の申立若 しくは同條第三項の訴願に 對する都道府県の選挙管 理委員會の決定又は裁決に	前條第三項の訴願に對する裁決 に不服ある者は
第二百三十三條第一項		
第二百七條第一項		

同法第十五條ノ十九第五項但書の改正規定中「地方自治法第五十八條第五項」を「公職選挙法第百條第四項」に改める。

は「トアルハ」前條第三項の訴額に對する裁決に不服がある者は、「トアルス」

同法第十五條ノ二十二第四項但書の改正規定中「同條第四項」を「同法第二百六十條第二項」に改める。

法第三十條（同法第四十條及び同法第四十七條において準用する場合を含む。）を「公職選挙法第六十二條（同法第七十六條において準用する場合を含む。）に改める。

一日以後、新たに不在地主または法定制限面積を越える小作地、小作牧野を生じたる場合には、従来の政府買収にかえて強制譲渡をさせる規定をしたことであります。すなわちその場合には、農地委員会または農業委員会の定める計画により直接所有者から小作人

解任ノ効力ニ關シテハ公職選挙法
第二百二條第一項第三項、第二百
三條、第二百十三條乃至第二百十
六條、第二百十九條及第二百二十
條ノ規定ヲ準用ス但シ同法第二百

二十二條の改正規定中「第二十二條第五項を次のように改める。」を「第二十二條第三項中「第十三條第三項の規定により選挙された」を、その選挙区内の市町村に設置された」に改

に譲渡させるのであります。第三点は、農地の取得ないしは相続または所有権の維持に必要な資金につき政府が貸付その他必要な金融上の措置をとり得ることとしたこと。第四点は、市町村

二條第一項中「当該選挙の日」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十九第三項の告示の日」トシ、都道府

め、同條第五項を次のように改める。」に改める。

における農地委員会と農業調整委員会を合体して農業委員会と改め、農地及び食糧供出割当の業務を行わしめ、そ

県農地委員会ノ委員ノ解任ノ場合
ハ第二百二條第三項中「市町村の
選挙管理委員会」トアルハ「都道府

「長冬号」の付録に掲載）

の委員の構成は、一号委員、すなわち耕作面積の半分以上を小作しているかまたは二反歩以上の小作者でその耕作面

トアルハ「全国選挙管理委員会」ト、同項中
「当該都道府県の選挙管理委員会」ト、

〔最終巻の附録に抄録〕

〔小笠原八十美君登壇〕

小笠原八十美君 ただいま議題と相

積が所定面積を越えない者から五名、耕作の業を営む者で右に該当しない二名委員から十名を選出し、他に三名以

ト、第二百三條第一項中「前條第一項の異議の申立若しくは同條第三項の訴願に対する都道府県の選

になりました、内閣提出、農林委員会付託にかかわる自作農創設特別措置法の部を改正する等の法律案につきまし

内の選任委員を置くことができること。以上の四点に要約できると思います。

拳管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、その決定書若しく

、審議の状況並びに結果の大要を御報告いたします。

本法案は、三月三十一日付託と相なり、四月三日提案理由の説明を聞き、

爾後、森農林大臣または政府委員との間に質疑を継続いたし、開拓、食糧、金融あるいは肥料その他生産資材との関係等全農林行政と関連いたし、真剣な質疑が行われ、各党派の委員より発言がございましたが、これを要約いたしますと、農地改革によつて農村の民主化は促進されたのであるが、農家の経営規模はなお細分化の傾向にあるをもつて、本案が意図する農地改革の成果保持のためにとらるべき具体的対策いかんということであつたと思ひます。これに對しまして政府委員から種々答弁がございましたが、歸するところは、單に農地の問題としてのみでは解決し得ないもので、全農林政策を集中して生産力の向上、経営の合理化、さらに開拓による増反等を行うことが肝要であるということでありました。

二十四日をもつて質疑を打ち切りましたが、二十五日、自由党野原委員より、農業委員会委員の選挙規定につき、さきに成立した公職選挙法との関係を調整すること等を内容とした修正案が提出いたしました。続いて討論に移りましたところ、自由党を代表して八木委員は、自作農創設中心主義を徹底して行うことが自由党の主張であつて、農地改革の成果はマ元帥によつても称揚されたところである、今後はこの成果を恒久化することこそ重要であり、本案はこの趣旨に合致するものであるとして賛成され、また国民協同党吉川委員は、今後の農業政策の重点は農業経営の合理化をはかることであつて、本改正法案の内容そのものはさして重大な意味があるものではない、今後は農地が再び兼併されることのないよう農業委員会の運営に注意を拂うべきであるとの希望を述べて賛意を表されたのであります。これに對して社会党井上委員は、本法案は資本家的農業政策の一連の表現であつて、農業生産力の基本的向上に寄與するところがないとし、共産党山口委員は、農地改革の打ち切りというのみでなく封建的土地所有制の復活を企図するものであるとし、さらに農民協同党小平委員は、自作農の創設を放棄し農地改革の精神を没却するものであるとして、ひとしく反対意見を述べられました。

次いで野原委員提出の修正案を議題として採決に付しましたところ、多数をもつて可決され、続いて修正部分を除く原案について賛否を問ひましたところ、これまた多数をもつて可決すべきものと議決いたしました。

なお修正箇所、質疑、討論の詳細は速記録についてごらんを願ひたいと思ひます。

以上御報告申します。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。石井繁丸君。

〔石井繁丸君登壇〕

○石井繁丸君 ただいま上程になりました自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案に對しまして、日本社会党を代表して反対をいたすものであります。

ただいま委員長の報告にありました通り、自作農創設も大体完了いたしました。今後はその維持に重点を置く段階になりましたので所要の改正をいたし、また食糧事情も一応緊急事態を脱却したのであります。その関係上、農地委員会、農業調整委員会を一本といたしまして今後の運営をいたしたいとい

うのが、本改正案の大体の趣旨であります。その申すところは一応ごもつともであります。が、實質的にこれを考えますれば、政府といたしましては、何ら自作農維持の根本対策を講ぜず、また農業委員会に對しましては、これが運営の方針を明らかにいたしませず、本法案を漫然上程いたしましたので、その提案理由の内容と異なり、その本質は自由党のとなえるところの農地改革の打ち切りでありまして、耕作農民に對するところの一つの挑戦であると断言せざるを得ないのであります。

(拍手)

御承知の通り、耕作者がその土地を保有するということは、ある意味においては昔から農業政策の根本でありまして、唐代におきましては班田の制度により、あるいは日本においては口分田の制度によりましてこの耕地を農民に持たせるといふ努力が幾多の歴史において拂われて来たのであります。しかしながら、この耕地を農民に持たせるといふことは非常に困難な問題であります。政府の努力が少しゆるぎますと、ただちにその土地が一部の権力者に兼併せられ、あるいはまた小作人の流出というようなことになりまして、この自作農制度といふものは崩壊し來つたのであります。明治におけるところの地主制度の発生も、御承知の通り大體明治二十年を前後する十数年の間に発生したものであります。経済界の激変に農民をさらし、あるいはまた自由主義的な資本主義政策の中に農民を放置いたしますれば、ただちに農民はその土地を失ひまして、農地の兼併、收奪が行われてしまふのであります。現にせつかく農地の解放を受

けながらも、農民はもはやこの二、三年前に解放を受けた土地を失ひつつあるというのが現状でありまして、これは皆様のよく御承知のところであろうと存するのであります。

これがためには、ただいま委員長の報告にもありました通り、農林当局といたしまして、農業政策全般にわたりますして、あらゆる政策を最も精力的に行ひ、最も努力をいたさなければ、自作農の維持といふものは絶対にできないのであります。しかるに、現政府を見ますと、せつかく農地の解放を受けながら、それをなくしてしまふといふのは農民の怠慢のいたすところであると申しまして、政府の無為無策、自作農維持に對する何らの対策がなきことをたな上げして、漫然といたしておるのであります。われわれは、はなはだ遺憾にたえないのであります。かくては、いかに政府が、農地改革は一旦完了したが、今後はその維持に重点を置くのだといふ法文の改正をいたしたといたしましても、これは單に條文の羅列にすぎず、何ら目的を達成することはできないのであります。もし政府が、今回復放されたところの自作農の維持に對しまして誠意があらば、すなはち、すみやかに次のような対策を立てて臨まなければならぬと考へるのであります。つまり、経営單位をいかにして確立するかの問題であります。

かつて植民地政策当時におきまして、日本は適正規模農家をとなえましたが、われわれはそれには断固反対をいたしたのであります。しかしながら、六百万の農民に對して五百五十万町歩の土地をもつて、いかに農業経営をいたさしめるか、こゝういふことは非常に

大きな問題であります。この狭い土地を多くの農民に比較的均分に與え、そして農業の経営を成立たせるといふところに、日本農業政策の困難と、日本農業政策の苦勞の種があるのであります。が、こゝういふ問題に對して、政府としましては、百二十万町歩の未墾地を対象といたしまして、適當なところの経営規模の確立、そしてこの経営の程度であれば農業をもつてその生活が維持し得るといふところの方針が立てられなければならないと考へるのであります。

また人口対策の問題であります。政府におきましては、デフレ政策の結果、昨年度におきまして二百万人の過剰人口を農村に送つております。さなきだに零細化している農地が、デフレ政策の結果、失業者の貯溜場所のごとき、あるいは引受け所のごとき觀を呈しまして、農村はいよいよ窮乏と破滅の段階に至るのであります。これに對しまして、政府はむしろ農村が失業者を引受けるところを安全弁のごとく解しまして、無為無策、農村の過剰人口に對して何ら手を打たない。これに對しまして、絶対に対策を要求せざるを得ないのであります。(拍手)

次に食糧政策の問題にしまして、いよいよ日本においてはガリオア資金が枯渇して参り、援助がなくなりまして、日本の食糧は日本の輸出貿易によつてまかなわなければならない段階になつた。こゝういふときにおきまして、民自党の政策は……(自由党だ)と呼ぶ者あり。自由党と改めます。——自由党の政策は、食糧の自給政策であるか、あるいはまた海外依存主義であるか、何らこれに對する根本対策なく、

あるいは湯河原会談であるとか、あるいは森農林大臣に反対であるとか、かように右顧左眄いたしまして、何ら対策が立てられない。かようなことを考へますという、農地の根本的維持をするためには、この食糧政策というものを根本的に立てまして、日本の自給制度を大根幹とし、そうして必要なだけを海外から輸入し、日本の米価あるいは麦価を二成安定せしめ、農民の生活を安定させる方策がなければ絶対にいけないのであります。

このほかに、税金対策等におきましても、農民が収入の乏しいために、あるいは副業をいたしますれば、豚であろうが鶏であろうが、ただちに税金をかけ、過小農が多角経営によつて生きのびるべき道を全部ふさいで参つてゐるの自由党の政策であります。かようなことによつて日本の零細農家が立つて行くことは絶対にないものであります。かような基本対策を無視し、かような根本対策を何ら顧慮せず、今日自作農は維持段階に達したと放言し、かようなところの一片の條文の改正をいたすということは、まことに無責任しごくでありまして、われわれは、これに対して何としても反対せざるを得ないのであります。

次に、本改正案の内容の二、三について論及いたします。農地解放は……
○副議長(岩本信行君) 石井君——石井君に申し上げます。お約束の時間が来ておりますから簡潔に願います。

○石井警丸君(総) 一応完了したとは言いますが、まだ完了はいたしておりません。あらゆる場面において、買収の行われない土地、買収漏れの土地が多いのであります。かような農地改

革は非常に大きな革命でありまして、この農地改革が一旦目鼻がつきましたあとは、社会党の提唱する第三次農地改革のこの大きな旗じるしをもつて、そうして力強い革命的な前進をいたさなければ本来の目的には到達できないのであります。われわれは、社会党の提唱する第三次農地改革、これに逆行するところの一切の政策はこれ反動政策であるということを申し上げまして、反対の討論を終る次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 八木一郎君。
「八木一郎君登壇」

○八木一郎君 私は、ただいま議題となりました自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案に對しまして、自由党を代表して賛成の討論をいたさんとするものであります。私は、委員会においても、またただいま本会議におきましても反対討論に對し耳を傾け、大いにこれを拜聴いたして参つたものでございまして、これによりまして、数日にわたる委員会において反対意見を述べらるる諸君の、特に社会党、共産党その他の諸君から述べられました点は数点をあげることができまうので、その反対意見に對し簡単に反駁いたしまして賛成討論にかえたいと思ふ次第であります。

その第一点は、この法律の改正は、一九四五年十二月九日関係方面から指し令され、この與えられたものに行われた農地改革であるが、その覺悟に反するじやないか、ことに昨年の十月マツカーサー元帥から寄せられたところの書簡の趣旨から見ても、與えられた農地改革が與えられた方向に行つていないじやないか、こういう批判の声

であります。しかし、このことは驚くべき独断であつて、政府を代表いたし、委員会において森農林大臣からも明らかに答弁せられたごとく、またマ元帥の書簡にも明らかになつております。ことごとく……(明らかでない)と呼ぶ者あり。明らかでないという声もありますから、その明文をここに引用いたします。

すなわちマツカーサー元帥は、農地改革制度実施三周年の記念日でありする昭和二十四年十月二十一日、吉田首相に書簡を送り、農地改革の成果を賞揚しておるのであります。その要旨を言いますと「今日は歴史上確かに最も成功を示した農地改革制度の実施を始めてから三周年に當る。私はこの機会を利用して、この仕事がついに完成されたのは、一に日本農民諸君の努力によるものとして、農民諸君に敬意を表するものである。今や日本が再び国際社会の仲間入りをしようと努めている際に、この農地改革の成功は、日本が民主主義国家として完成の域に近づきつつあることを示す最も重大で單純な証拠の一つである。今や、今までになし遂げられたことと、今後大いになさなければならぬことについてこれを検討し、日本国民が後世長く日本農民の信頼を受けるに足る義務の本質を測定し確定すべき段階に到達した。」この段階に到達したと客観的に見ておるではないか。

そこでわれわれは、「この段階に到達した」この段階において、むしろ農地改革の大事業は一応完了を見たのであるから、この成果を恒久的に、永久的に保持するといふために、すなわち農地改革によつて打立てられた諸原則

を恒久的に実現して行く建前におきまして、耕作農民の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受せしむるために農地の自作地化をはかつて、農業生産力の発展と農村民主化の促進をはかることに役立たすこと、これこそ今回法律改正によつて一層期待することが出来るものであると信ずるのであります。

反対意見の第二点は、この法律の改正は改悪だ——社会党、共産党諸君の合言葉であります。改悪だという趣旨であります。静かに伺いますと、ほとんど全部一応の完了を見ておるところの今日の段階において、なお今までのように、農地解放実施以降今日までとつたと同じように強制買収一本やりで行かうというのであります。しかし、今まで自作農地として創設いたして参りました実績を統計に見ますれば、昨年末現在において、解放面積百八十九万七千六百六十町歩に對し、売渡面積百八十六万五千二百三十八町歩であつて、その割合は実に九八%であり、九九%以上の府県が実に二十五府県に達したものが二十五府県を占めておる今日、この以後においてもなお解放農地の保全と育成と持続に必要であるところの趣旨を静かに考えてみるときに、なお残つた一%やそこ／＼のために、政府の改正せんとする、買収にかえて、農地委員会のきめる計画により農地所有者より耕作農民に強制譲渡せしめるということが、なぜ不当であるか、なぜ改悪であるかといふことを言いたないのであります。

反対意見の第三点といたしましては、これは農地改革、農民の解放を基幹とするところの本質的な農業政策、農村政策、農地政策ともいふべき意見の点でございますが、この意見は、いわば見解の相違に歸するところの反対意見であり、私も静かに聞きましても、受取りようによつては、どうも反対せんがための反対としか聞き取れません。その論旨は一貫して聞き取れないのであります。いたずらに破壊的な言辭を弄しまして現状打破となえておるにすぎない。どこに建設的にして、現状をいかに改善するかという点に論及されておるかということでありまして、批判を加える一顧の価値もないと思ひます。従つて、多くを述べたくなないのでありますけれども、われわれの抱懷しておる農地政策の一端について批判を請ひたいと思ふのであります。

われわれは、どこまでも自作農地の維持保全をはかりつつ、營農組織の協同化と農村工業化及び副業発展等によりまして、あつた限り国内食糧の増産を期し、自給度の向上をはかるべき諸政策に大いに力をいたして参りたい、このために必要な治山治水あるいは土地改良をあらゆる農地施策の基調として参りたい、こういうふうな考えております。しかるに、反対論者の論旨に従いますと、農地の解放を第三次農地改革にまで飛躍させて、今までなし遂げて来たこの大事な段階を飛び越えて第三次農地改革にただ進めて行くとしておりますが、ここに見解の相違が出て来るのであります。(何を言つてゐんだ)と呼ぶ者あり。

なるほど、聞く小作農民組合運動の

先頭に立つて来られた諸君が、今その小作地がすっかり自作地になつてしまひまして、闘争條件と目標を失つて、闘志なき、みすぼらしい姿となつてしまつて、しどろもどろの論旨のうちに何か言わなければ相済まぬといつたようになつて見えますのは、むしろよくつけいであります。(拍手)わが国全人口の半分を占めておる農業者諸君は、自作農民となつて、われ／＼と一緒に闘うのである。全部が自作農民となつて、自作地化した農土の上に偉大な大自然と取組んで、国民のかたをまかなう母の氣持にもなり、尊い心を心といひまして、この改正法に期待するがごとく、近く選挙せらるるであらう農地委員会を中心にいたしまして、自主的再建の意欲と熱情を傾けて諸般の農業問題を処理しようとする心構えを見せておるではないか。領土が狭く、人口がふえ、困難ながらもこの悪條件と闘いながら農業者自立の諸方策を民主的にきめようとしておるではありませんか。たとへば経営コストの低下については営農組織の近代化、協同化により、余剰労働力の吸収については農村工業による生産物の価値向上により、また零細過小農の不利については、その持てる労働力を農業以外の面にも拡張いたしまして、これに創意くふうを加へようと努めておるではありませんか。

○副議長(岩本信行君) 八木君に申し上げますが、申合せの時間が参りましたので簡潔に願います。

○八木一郎君(統) 日本農業の将来の発展策を、この自作農創設中心主義と申しますか、この基本的な考えに徹してお考えくださるならば、その効果は期

して待つべきものであると私は確信するものであります。この穩健にして進歩的な、真剣になつてゐる、まじめな保守主義の自作農階層、今日九九％になつてゐる自作農階層に対して、いつまでも昔ながらの感情にとらわれて、小作運動屋さんが、引かれ者の小うたのように、何とかやらの一つ覚えの、封建勢力の温存だとか、独占資本の俤偏だとか、地主勢力の據頭だとか叫んで、階級闘争にはつたりをかけておらるるという姿を見まして、私はここに立たざるを得なくなるのであります。法律の前には平等であります。自作農となつて、その成果の保持と発展に向ひ、誠實真剣に額に汗して働く農業者の声をききしめ、傾け、真に輿論に耳を傾けらるるならば、ここに修正原案として出されたことに全面的に賛意を表せられるであらうことを確信するものであり、私はこの見地に立ちましてこの賛成討論を終る次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 横田基太郎君。

(横田基太郎君登壇)

○横田基太郎君 農地改革の二つの目的、農村の民主化と日本農業の生産力を増加するための基礎を築く、この二つの目的は、二つとも達成されてはおりません。にもかかわらず、内外の権力者と、これにおもねる人たちは、農地改革が完遂したものだということを言つております。しかし、これは非常なまよつばものであります。なるほど、地主の持つておつた土地が小作人の名前にはなつたでしよう。しかし、それは落ちぶれた地主からは税金がと

りにくい、あるいはそれ以外の負担をさせにくい、しかたがないから、働いてゐるその農民の労働すべてを強奪する意味合いにおきまして農民に地主の土地を持たせ、土地のレンタルをつけたりと何のかわりもないのが、今の農地改革であります。こんなものが成功したと言つておるのであります。

現に彼らが約束したところの、一九四五年十二月九日の約束の中の何の約束が果されてゐるかというところを見てもいい。第一に農村における過度の人口集中——日本農業のほとんど半ばを占める農民、一・五エーカー以下の土地を耕作しておる。この条件の一体どこがかわつたか。農村には二百万以上の失業者がおるのであります。しかも農民は、依然としてこの農地改革によつて経営は零細化し、ほとんど小さい農業経営に落ちぶれ果ててしまつたのであります。

その次に、農業金融の高率利息と結びついた農家負担より生ずる苛酷な負担、農家負債を償却し得ないため、全農家の半ば以上は農業所得のみでは生活することができない。商工業に厚く、農業を軽んずる政府の財政政策、農民の利益を無視した、農民及び農民団体に対する政府の官僚的な統制、このようなことの一団どが改まつたか。これが私たちの問題です。政府は、いわゆる農業の有畜化となえ、有畜農業を云々いたしますが、農民が豚を飼へば、飼うことによつて引き合ふのではないのであつて、豚のくそつぽをつくるのと何のかわりもない。鶏を飼へば、糞尿のころつきのために、ただの鶏を飼われされる以外の何もの

でもないであります。しかも、こういうような条件のもとにおいて、外国から高い食糧がどん／＼入つてゐる。この食糧は日本の食糧の自給度のどのくらいに当つておられますかと農林大臣に質問すると、自給度のどのくらいに当るやさへも十分な答弁ができないほどのあやふやな統計であるというのが日本の農林行政であります。

しかも、日本の農村を大ざつぱに見まして、大体耕地面積が六百万町歩といわれ、その中の三百万町歩は米をつくるところの水田であり、三百万町歩は畑地であり、麦をつくつてゐる。いもをつくつておる。この麦とか、いもとかは、現在の条件のもとにおいては、いわゆる対米価比率において優位にあるがためにこの条件は保たれてゐるが、しかも、これが一朝にして、最近の配給辞退の点等より見まして、麦といもが戦前の対米価比率の点に返つて来たならば、明らかに農村の耕作條件はがらりとかわつてしまふのであります。

こういうような条件のもとにおいて、日本の農政は実にでたらめしくありまして、一昨日の農林委員会のごときは——日本から出すところの農林水産物資に対しては嚴重なる検査をやつてゐる。しかし、外国から入つて来るところの、臭くて、高く、古くて、碎けた、かたわりのような外国米に対しては一つの検査もやつておらないで、こういうような米をそのまま配つておる。しかも高い。日本の農村から取上げるところの米が一石四千二百五十円であるにもかかわらず、アメリカから来ておるところの米が一石一万七百二十円になり、ビルマから来ておるところの、臭い、かたわりの米が九千六百七十円になつておる。こういうようなことになつておるために、日本の農村はどんどんだめになつて行くのであります。

日本の農村は疲弊し、せつかく農地改革によつて農民の名前になつたところのこの土地さえも持ち得ないで、やみ売りをしておるところの状態において、日本の政府は農民を救うために何をやつた。何もやらない。しかも悪辣なることには、政府は農地証券で、いかに反農民的なことをやつたか、これを第一考えなければならぬ。農民は土地を持つておつた。農地改革の当初においては、土地を金儲けの対象にしてはならない、こういうふうになつたにもかかわらず、日本の農民に対しては労働の成果を十分に享受するところの方法を講ぜずして、わずかに農地証券を買つて六箇月間持つたというだけの証券業者に五億円の金をもうけさせてゐるやないか。九十三億の金は一体どこから出したのか。二十四年と二十五年に集まつたところのいわゆる農地等代金一時拂収入、あるいは牧野未墾地代金一時拂収入すべてを合せても五十三億しか集まつてゐない。四十億の不足金をどこから出したか。五億の金を証券業者にもうけさせたために、自由党は、三月三十日の閣議において農地証券の全額償還を決定してゐる。しかも、だん／＼経営困難となつて転落するところの日本の農民に対しては何らの施策もやつておらない。このインチキきままりないやり方で、どうして日本の農地を改革し、農

民を解放して民主革命の基礎を築いた
ということが言えるか。

私たちは、ここにおいて自由党の諸
君に言いたいことは、これは明らかに
日本の農村を疲弊困窮せしめて、日本
においては米が足りない、麦が足りない
だ、負けた国でしかたがないからアメ
リカで余った高い米を買いまし、よう
ビルマの余った古い、臭い米を買いま
し、農村に売国的な、いわゆる植民
地的な条件をつくつて、それを強調
しているにすぎない。こういうように
現実を無視しておりながら、農地改革
は一応終り、そうして成功的に闘われ
た、やられたというやうな、こういう
間違つた農林行政の延長であるところ
の自作農創設特別措置法の改悪に對し
ましては、共産党は断固として反對す
るのであります。

○副議長(岩本信行君) 小平忠君。

〔小平忠君登壇〕

○小平忠君 私は、ただいま上程され
ております自作農創設特別措置法の一
部を改正する法律案に對しまして、農
民協同党、労働者農民党及び社会革新
党の三派を代表いたしまして断固反對
の意を表明するものであります。

日本の農民は長い間封建的な土地制
度の中にいたげられて参つたのであ
ります。幸い、一九四五年十二月九
日、連合国軍最高司令官よりなされま
した農民解放令の指令に拍車をかけられ
まして、第二次農地改革の実施、あるい
は民主的な農業協同組合の設立により
まして、日本農業の近代化という明る
い方向に、日本の全農民は偉大なる理
想と限りなき希望を持つて雄々しく発
足したのであります。しかるに、終戦
後の歴代内閣は、御承知のように農

民に對し暴政をなし、さらに今次吉田
内閣の成立以來、吉田内閣のとられま
した農業政策は、ことごとくに農民に對
し圧迫するところの諸政策をとつて参
つたのであります。その例は、すなわ
ち農民の実情を無視するところの天
くんだり強権供出をさらに強行し、ある
いは他の物価とまつた均衡のとれな
いところの低米価をしい、さらに農民
経済を破壊するところの重税を課して
おるのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

その結果、今日まつた全国四千万農
民を窮乏のどん底にたたき込んでしま
つたというこの現実を、自由党の諸君
は何と考えるか。私は、今日の農村の
疲弊困窮に陥つたこの現状はすなわち
政府並びに自由党の責任であると断ぜ
ざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、今回の国会において出され
ました予算の内容を見ますのに、こ
とごとく農民に對する過重なる負担を
強行せしめております。また日本の食
糧需給をまつた無視したところの
三百四十万トンに達する食糧輸入を計
画したり、さらにまた日本の重要食糧
たるいも類の統制撤廃をして、いも類
生産者に大打撃を與えたり、あるいは
また麦類、雑穀の供出後の自由販売を
計画したり、あるいは肥料に對する補
給金の削減により、八月以降は大幅
な、すなわち七割の値上りを強行し
て——はたしてこのような政策、このよ
うな肥料の値上りを行つて、今日の農
民に肥料を購入する資力があるかない
かということ、森農林大臣は……

〔農林大臣はおらぬぞと呼ぶ者あり〕
大臣は恐れをなして逃げてしまつたら
しいが、かかる問題を取上げて、私

は今日の農村の重大性をまつた痛感
いたすものであります。

特に最近政治問題化しております
ところの、昨年の報奨物資に對する
返品の特始末であります。ところが、
これに對しましては、諸君御承知のよ
うに、去る三月三十一日になされた閣
議の決定に對しまして、四月七日に総
理大臣を含めた閣僚會議において
決定いたしたる、政府の責任において
十三億のこの損失を補償するという確
定したるこの決定を、一片の指令によ
つてこれを踏みじり、依然として三
月三十一日の閣議決定の線で強行して
いる。この事実を、私は全農民にか
つて、この国会を通じて、政府並びに
興党に對しその責任を追究するもの
であります。(拍手)

私は、かかる重大なときに際しま
して、さらに今回政府が提出されまし
た、ただいま議題となつております
農地関係の改悪につきましては、言語
道断、すなわち農民の解放、農地の改
善を根柢から打ち切り、あるいは農村の
近代化、農業生産力を著しく減退せし
めるものであるということを、私はこ
こに強く指摘をしなければならぬの
であります。

その大きな理由を二、三点申し上
げますならば、第一に、今回のこの法
の改正は、今後自作農を積極的につく
ろうとする意図をまつた放棄いたし
ておる点であります。

第二点は、恒久化の美名を用いなが
ら、實際は自作農創設特別措置法の一
部を農調法に移すだけの形式的な恒久
化にすぎないのであります。実質的
に恒久化を確立することをまつた購

じてない点であります。

第三点は、小作地を通じての社会的隷
屬關係を温存あるいは逆行せしめよう
とする意図を示しておる点であります。
第四点は、未墾地買収について諸問
機關たるべき農林地利用計画審議會を
設けまして、農地委員會の上にこれ
を置き、實質的に農地委員會の弱體
化を考え、政府並びに關係庁の直接人
事権を持つ機關を企図しておるの、
これはまつた非民主的な措置であり
まして、すなわちこれは開墾をできな
くしたものであるということを私は断
じなければならぬのであります。

第五点は、本改正の最も重要な点
は、農地委員會と農業調整委員會を廃
止して新たに農業委員會を設置せんと
する意図であります。これはまつた
く水と油を一緒にするといひます。か
まつた性質の異なるものを一緒に
して、大事な農地改革なり、あるいは
農業生産力を高め、食糧供出の完全を
期する重要な職務を持つところの農業
調整委員會がはたして今後の食糧行
政、農地行政を円滑に遂行し得るか
という問題について、その結論は明らか
に破壊に導き混乱に導くといふこと
は、私がここで言明するまでもないの
であります。

かかる問題のほか、さらに農地や牧
野の強制買収や、あるいは宅地、建物
の買収を打切つたり、これらの問題等
を取上げまして、かかる法の改悪を政
府並びに興党が多数をもつて押し切ら
んとすることは、私は日本農村の民主
化の上にもことに遺憾とするものであ
ります。

先ほど、自由党を代表して八木一郎

君が、われ／＼の反對する理由に反駁
をすると論じたのであります。その
内容を拜聴するに、その内容すべて
が、全国農民の納得し得るものは一
つもないのであります。かかる説明、
かかる考へ方をもつて本国会が終
了し、自由党の諸君たちが選挙区に帰
つて、農村より多数の票をとつて出
られた諸君たちが一体いかなる答弁を
されるか。今年二月以來、全国農民大
会や農地委員會の代表者がこの法案に
對して反對の意を表明せられておる切
実なる声を、諸君たちは何と考へてお
るのか。私は、おそらくこの国会終了
後、参議院議員選挙を目前に控えて、
諸君たちが、わが党は興党なるがため
に万やむを得ず本案に賛成をしたので
あつて、真意は反對であるといふこと
を説明するだらうと私は思ふ。そのよ
うなことは断じて許されぬ。かかる
観点において、私は、あくまでも自由
党の諸君といへども、正々堂々全国農
民のために、日本農業近代化のため
に、かかる法案に對しましては正しき
を主張し、あくまでも日本農業近代化
のために努力してもらいたい。

以上、私は反對の理由なり意見を申
し述べ、本案に對し三派を代表して
断固反對するものであります。

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論
は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報
告は修正であります。本案を委員長
の報告の通り決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ
うて本案は委員長報告の通り決しました。

米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案(内閣提出)

○山本猛夫 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしした。

米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事小山長規君。

米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案

米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案

第一條 政府は、米國対日援助見返資金(以下「援助資金」という。)を、

電気通信事業における電信電話等の建設改良費の財源並びに国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費の財源に使用するために、昭和二十五年年度において、米國対日援助見返資金特別会計からそれぞれ電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に對し、予算に定める金額の範囲内で必要な金額を繰り入れることができる。

2 電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計が前項の繰入を受けたときは、その繰入金に相当する金額は、各会計において自己資本の増加に充てるものとする。

第二條 政府は、援助資金を日本国有鉄道における建設改良費の財源に使用するために、昭和二十五年年度において、米國対日援助見返資金特別会計から日本国有鉄道に對し、予算の定める金額の範囲内で必要な金額を交付することができ。

2 日本国有鉄道が前項の規定による援助資金の交付を受けたときは、その交付を受けた金額に相当する金額について、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五條第二項の規定による政府の日本国有鉄道に対する出資があつたものとする。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案に対する修正案

米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に對する法律の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

〔最終号の附録に掲載〕

〔小山長規君登壇〕

○小山長規君 ただいま議題となりました米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告を申し上げます。

この法案は、米國対日援助見返資金を電気通信事業における電信電話等の建設改良費、国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費並びに日本国有鉄道における建設改良費の財源に使用するために、昭和二十五年年度

において予算の定める範囲内で、必要な金額を米國対日援助見返資金特別会計からそれぞれ電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に繰入れ、日本国有鉄道に交付し、その繰入金または交付金に相当する金額は各特別会計または国有鉄道において固有資本の増加として経理せしむる旨規定しておるものであります。右のような繰入れまたは交付を予定しております金額は、昭和二十五年年度予算に掲げてあります通り、電気通信事業特別会計に對し百二十億圓、国有林野事業特別会計に對し三十億圓、日本国有鉄道に對し四十億圓であります。この繰入れまたは交付並びにその経理については、これに関する法的措置を必要といたしますので、この法案が提出になつた次第であります。

この法案は、二月二十四日、本委員会に付託されました。三月四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、三月二十七日、本法案に係る関係のある電気通信、農林及び運輸三委員会との連合審査会を開き、本案と直接関係のある日本国有鉄道法の一部を改正する法律案とともに審議いたしましたところ、各委員より見返り資金の性質、再評価の場合における出資金の取扱い等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれらに答弁がございましたが、出資金と見返り資金との関係はどこで切れるかとの質疑に對しては、繰入れも交付も使い切つてしまふ、やつてしまふという意味であるから、交付または繰入れをしたときに見返り資金との繰入は切れるとの答弁がございました。なお四月二十一日、二十四日質疑を続行し、政府委員よりそれらに答弁がござ

ましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

なお本案の重要性にかんがみまして、川野大蔵委員長より総司令部経済科学局リード財政課長から、政府事業に対する見返り資金からの繰入れまたは交付は無償交付であると了解してさしたつかえないか、また右により、見返り資金は、これから政府事業に對し出資者としての権利その他の債権を持つものではないと了解してさしたつかえないかとの質問書を差出しましたところ、同課長より書面をもつて、貴見の通りであるとの回答がございました。

次いで四月二十四日、北澤直吉君より修正案が提出いたされましたが、修正案の内容は、附則において「この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。」となつておりますのを、「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。」に改めようとするものであります。

次いで討論に入りましたところ、民主黨を代表して宮腰喜助君は、見返り資金を広く民間事業にも貸與されたいとの希望条件を付して賛成の意を表せられ、自由黨を代表して北澤直吉君は、見返り資金の運用速度をすみやかにすること並びに利率を低くすること希望して賛成の意を表せられ、社会黨を代表して川島金次君は、見返り資金の運用を円滑迅速に行われるよう希望して賛成の意を表せられ、共産黨を代表して田島ひで君は、見返り資金の運用について日本政府は自主権を持つていない等の理由をあげて反対の意を表せられました。

次いで採決の結果、起立多数をもつ

て本案は修正案のごとく修正議決されました。

右御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。田島ひで君。

〔田島ひで君登壇〕

○田島ひで君 共産党を代表いたしまして、本法案に反対の意を申し述べます。

見返り資金制度につきましては、今まで共産党といたしまして、再三この制度の性格、運営の面から廃止を主張して参つたのでございますが、今日の米国の対日援助資金につきましては、大蔵大臣の答弁でも明らかにになりましたように、これは日本にとつての債務となつておるのでございます。私も問題といたしますところの第一点は、この莫大な債務となつておる援助物資の輸入について日本政府はまったく関與しないのでありまして、従つて援助物資の中には、現在の日本でそれほど必要としないものが相当数入つて来ており、アメリカの過剰のため買ひつけられて、日本に與えらるる結果となつておるのでございます。

先日、週刊東洋経済は、援助物資としての薬品類のごときは、役に立たないもの、時代遅れのものが相当にのぼつておると報じておるのでございます。また、この援助物資の値段が非常に高い。食糧、肥料など高い価格のために、国内におおしき輸入補給金として、国民の血税でこれを埋め合せるという、人民收奪の性格を持つておるのでございます。しかるに、この債務の返済につきましては、方法、條件等す

べて講和会議のときにきめられるのであるという大蔵大臣の答弁でございまして、何ら確固たる方策を政府は持たないでございまして。見返り資金の投資されている企業が債務の担保として掌握される危険をわれ／＼は見ないわけには行かないのでございまして。

第二の点といたしまして、見返り資金の運用の点でございまして、見返り資金それ自体は、日本国民が援助物資を買つた代金八百億と、国民の税金の繰入れの四百九十五億の蓄積で、しかも援助物資の輸入は、それが国内に拂ひ下げられようと、あるいは在庫にならうと、現物を手に入れました後四十五日以内に、ドル債に相当する額を積み立てねばならないのでございまして。この資金はあくまでも日本人のものでありますから、その運用については日本政府の自主性においてなされるべきものであります。事実上はどうかと言いますと、まづたく日本政府の一寸では行われていないのでございまして。

このように二重、三重に人民大衆を収奪し、あるいは自主性を持たないところの見返り資金を、政府と資本家階級は、いかにも日本経済の救い主であるかのごとく宣伝いたし、見返り資金の大量放出によつて三月危機が克服されるかのように言つておられますが、見返り資金の積立てを施行することそれ自体がすでに中小企業や民族産業を崩壊させ、労働階級の生活の圧迫を前提としておられるだけに、かかる見返り資金の積極的放出は日本経済の破綻を深め、日本産業の国際的資本への隷屬化を強化するものでございまして。(拍手)

特に本年度の見返り資金の用途が軍事

的諸勢力の増強の方面に多く使用されるところという点からいたしまして、見返り資金制度そのものに對しまして、われわれはその廃止を主張せざるを得ないのでございまして。(拍手)

本法案は、かかる見返り資金が日本の二つの重要な基幹産業でありますところの国有鉄道並びに電気通信事業、さらに国有林野事業にまで資本の増加の形となつて入つて来ているのでございまして、これらの事業が将来債務の対象とならないという保証はないのでございまして。たとえば電気通信事業について見まして、最近政府が受取つたところのCCSの歴大な覚書は、電気通信事業が資金の融資を與えられるためには嚴重にある種の條件がいれられなければならないことを提示しているものであります。その条件の一点を見ても、電気通信事業が固定資産を扱う計画として、日本政府に對して五百八十億円の施設評価額の限度まで一万円単位の不換負債証券を発行することになつておる。見返り資金より融資される資金もまた負債証券によるのであつて、この証券は譲り渡し可能で、保存または売却は政府が適當にすることとなつておられますから、電気通信事業の私企業化の問題が最近やかましくなつております折から、今後この事業の性格がどのようになるうとしておられるかは明らかでござい

ます。

国有鉄道におきましても、本日上程

されます日本国有鉄道法の一部を改正する法律案と同様、四十九億の資本の

ところへ四十億円の増資でござい

ますから、資本金四五%が見返り資金に

よつて支配されるわけでございます。

国鉄特別改良費の支出面がまた担保物

件として便利なものに向けられてい

るという点から見ましても、われわれは意味深いものを感ずるのであ

りまして、国鉄の一兆億円前後の資産が見返り資金で支配されることは、これまた明らかでございまして。

日本の動脈であり、神経ともいえる国有鉄道並びに電気通信事業、さらに国有林野事業が見返り資金を通じて自立できなくなり、本法案はまさに内外独占資本の制覇と民族の隷屬強化であるという点につきましては、われわれは繰返してこの見返り資金の制度に反対を申し述べまして、反対の意見といたしたいと思つております。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長

の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議

に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長

の報告を求めます。運輸委員長稲田直道君。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、日本国有鉄道に追加して出資することができる。この場合において、日本国有鉄道は、その出資額により資本金を増加するものとする。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔稲田直道君登壇〕

○稲田直道君 たいだいま議題となりまして日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、二月二十四日、本委員会に付託され、越えて三月三日政府から提案理由の説明を聴取いたしました。以来、たび／＼委員会を開き、その間三月二十七日には大蔵委員会と連合審査を行うなど、特に慎重審議をいたしましたのであります。

本法案の趣旨を申し上げますと、現行の日本国有鉄道法第五條は、日本国有鉄道設立の際における資本金について定め、これが増加に関する規定がないのであります。先刻上程、可決されました米國対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案の第二條に対応いたしました。日本国有鉄道の資本金を政府出資により増加することが出来る道を開こうとするものであります。

さて本法案審議にあたりまして、見返り資金の性格、前年度において借入金としたものを今年度において何ゆえに出資金とするか、国有鉄道の独立採算制の精神から見て借入金とするのがよいのではないかなどについて熱心なる質疑応答がかわされたのであります。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

次いで本日、自由党關谷勝利君より、本法案の附則を「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。」と修正するという修正動議が提出されました。

次に討論に入り、日本社会党の米窪満亮君、自由党の關谷勝利君から、それぞれその党を代表して原案に賛成の意見を述べられました。

かくて討論を終局し、まず修正案について採決の結果、多数をもってこれを可決、次いで右修正部分を除く原案について採決の結果、これまた多数をもって可決いたしました。よつて本法は修正可決すべきものと議決した次第であります。

以上簡單であります。御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

住宅金融公庫法案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、住宅金融公庫法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

住宅金融公庫法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長淺利三朗君。

住宅金融公庫法案
住宅金融公庫法
目次

- 第一章 総則(第一條 第八條)
- 第二章 役員及び職員(第九條 第十六條)
- 第三章 業務(第十七條 第二十五條)
- 第四章 會計(第二十六條 第三十條)
- 第五章 監督(第三十一條 第三十三條)
- 第六章 雑則(第三十四條 第四十五條)
- 第七章 罰則(第四十六條 第五十條)

附則
第一章 総則

(目的)

第一條 住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分を用いる。

(法人格)

第三條 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、公法上の法人とする。

第四條 公庫は、主たる事務所を東京に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五條 公庫の資本金は、五十億円とし、政府がその全額を出資する。

2 公庫は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により公庫がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内で、公庫に出資することができる。

4 政府は、米國対日援助見返資金を第十七條第一項及び第二項に規定する業務の財源に使用させるため、米國対日援助見返資金特別会計から公庫に対し、予算に定める金額の範囲内で必要な金額を交付することができる。

5 公庫が前項の規定による米國対日援助見返資金の交付を受けたときは、その交付を受けた金額に相当する金額について、第三項の規定による政府の出資があつたものとする。

6 政府の出資に係る資金は、第二十八條の規定による場合、国会の議決を経た金額の範囲内で業務上必要な不動産を取得する場合及び国会の議決を経て経費に充てる場合を除く外、第十七條に規定する業務に充てなければならない。

(登記)
第六條 公庫は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 資本金
- 五 役員及び住居
- 六 理事に代表権を與えたときは、その者の氏名

3 公庫は、政令で定めるところにより、前項に規定する登記事項の変更、從たる事務所の新設並びに從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所、その代理人に係る登記事項の変更並びに代理権の消滅を登記しなければならない。

4 前各項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 公庫でない者は、住宅金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(法人に關する規定の準用)
第八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員
第九條 公庫に、役員として、總裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員及び権限)
第十條 總裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。
(役員及び権限)
第十一條 總裁及び監事は、内閣の承認を得て主務大臣が任命する。

2 理事は、總裁が主務大臣の認可を受けて任命する。
(役員及び権限)
第十二條 總裁、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、最初の任命に係る理事のうち二人及び監事のうち一人の任期は、それぞれ二年とする。

2 總裁、理事及び監事は、再任されることできる。
3 總裁、理事及び監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
(代表権の制限)
第十三條 公庫と總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。
(代理人の選任)
第十四條 總裁及び理事は、公庫の職員のうちから従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外

の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員及び地位)
第十五條 公庫の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員)
第十六條 公庫の役員及び職員(常時公庫に勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。以下同じ。)は、国家公務員とする。

第三章 業務
(業務の範囲)
第十七條 公庫は、第一條に掲げる目的を達成するため、左に掲げる者に對し、住宅の建設(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。)に必要な資金の貸付の業務を行う。

一 自ら居住するため住宅を必要とする者
二 住宅組合法(大正十年法律第六十六号)による住宅組合(以下「住宅組合」という。)
三 自ら居住するため住宅を必要とする者に對し住宅を建設して賃貸する事業を行う会社その他の法人
2 公庫は、前項各号に掲げる者が、住宅の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、土地又は借地権の取得に必要な資金を当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。
3 公庫は、前二項に規定する業務

の外、主務大臣の承認を得て、左の業務を行うことができる。

一 住宅の設計及び工事に関する指導
二 住宅の建設に必要な土地又は借地権の取得に関するあつ旋
三 貸付金の回収に関連して取得した住宅又は土地若しくは借地権の管理及び処分(貸付を受けるべき者の選定)

第十八條 公庫は、前條第一項及び第二項の規定による貸付の業務を行う場合においては、貸付の申込をした者(以下「申込者」という。)の貸付希望金額、申込者の元利金の償還の見込及び前條第一項第二号に該当事者についてはその住宅を必要とする事由、同項第二号に該当事者の住宅を必要とする事由、同項第三号に該当事者についてはその事業の内容をそれぞれ充分に審査し、且つ、申込者の総数及び申込に係る貸付希望金額の総額を参し、且つ、公庫から資金の貸付を受けるべき者を公正に選定しなければならない。

(貸付を受けることができる住宅)
第十九條 公庫が第十七條第一項の規定により貸付をすることができ住宅は、一戸当りの床面積が百平方メートルをこえないものである。且つ、建設費(購入の場合にあつては、購入価額。以下同じ。)が第二十條第一項に規定する標準建設費の一・二倍をこえないものでなければならない。

(貸付金額の限度)
第二十條 第十七條第一項の規定による貸付金の一戸当りの金額は、住宅の建設費の七割五分に相当する金額を限度とする。但し、当該建設費が標準建設費をこえる場合においては、標準建設費の七割五分に相当する金額をこえることができる。

2 前項の場合において、住宅の床面積が六十平方メートルをこえる場合においては、当該床面積は、六十平方メートルとして計算する。

3 第十七條第二項の規定による貸付金の一戸当りの金額は、土地又は借地権の価額の七割五分に相当する金額を限度とする。但し、当該価額が土地又は借地権の標準価額をこえる場合においては、標準価額の七割五分に相当する金額をこえることができる。

4 第一項に規定する標準建設費

は、地域別及び住宅の構造別に、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設のため通常必要な費用を参し、且つ、前項に規定する標準価額は、地域別の單位面積当りの取引価格の平均及び当該土地に建設されるべき、又は建設された住宅の床面積を参し、且つ、公庫が主務大臣の承認を得て定める。これを變更しようとするときも、また同様とする。

5 公庫は、前項の規定により標準建設費及び標準価額を定めたととき又は變更したときは、主務省令で定める方法により、これを公表しなければならない。

(貸付金の利率並びに償還の期間及び方法)
第二十一條 第十七條第一項及び第二項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、左の通りとする。

住宅の構造による區別

住宅の構造による區別	償還期間
木造若しくは木骨防火造又はこれらに類する構造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	十五年以内
外壁をコンクリート造、コンクリート・ブロック造、れんが造その他の耐火構造とした住宅又は主要構造部を金属板その他の不燃材料で造つた住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	二十年以内
主要構造部を鉄筋コンクリート造その他の耐火構造とした住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	三十年以内

2 前項の住宅の構造の區別について必要な技術的事項は、主務省令で定める。

3 公庫の貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、公庫から資金の貸付を受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付を受けた者」という。）は、貸付金についていつでも一時償還をすることができ。

4 公庫は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合においては、貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金につき一時償還を請求することができる。但し、一時償還を請求することができるときは、第五号又は第六号に該当する場合においては、当該住宅又は土地若しくは借地権に係る貸付金の額を、第七号に該当する場合においては、当該住宅に係る貸付金の額をそれぞれこえることができない。

一 貸付を受けた者が六月以上割賦金の償還をしなかつたとき、又は正当な理由がなく割賦金の償還を怠つたと認められるとき。

二 貸付を受けた者が当該貸付金を担保するため設定された抵当権の目的たる住宅又は土地に係る租税その他の公課を滞納したとき。

三 貸付を受けた者が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

四 貸付を受けた者で第十七條第一項第一号又は第三号の規定に

該当するものが貸付金に係る住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

五 貸付を受けた者たる住宅組合から貸付金に係る住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けた組合員が、当該住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

六 貸付を受けた者たる住宅組合が、当該組合から貸付金に係る住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けるべき組合員の持分の譲渡を承諾したとき。

七 貸付金に係る住宅が貸付の際定められた用途以外の用途に供せられたとき。

八 貸付を受けた者で第十七條第一項第三号の規定に該当するものが第三十五條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

九 前各号に掲げるものの外、貸付を受けた者が正当な理由なく契約の條項に違反したとき。

5 前項の規定により貸付金の一時償還を請求した場合において、償還をなすべき者が償還を怠つた場合においては、公庫は、当該貸付金を担保するため設定された抵当権を実行するものとする。

（貸付の条件の変更等）
第二十二條 貸付を受けた者が、災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつた場合においては、公庫は、主務大臣

の認可を受けて、貸付の条件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることができ。

（業務の委託）
第二十三條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫の業務を委託するに必要で、且つ、適切な組織と能力とを有する銀行（日本銀行を除く。）その他の金融機関（以下「金融機関」と総称する。）に対し、公庫の貸付に関する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を、地方公共団体に対し、貸付金に係る住宅の建設工事の審査を委託することができ。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2 公庫は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）に対し、委託業務に関する準則を示さなければならない。

3 公庫は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、手数料を支拂わなければならない。

4 前項の手数料は、公庫が、主務大臣の認可を受けて、元利金の回収に関する業務以外の委託業務については、その業務に必要な経費を基準として、元利金の回収に関する業務については、その業務に必要な経費に元利金の回収割合（元利金を回収した額の回収すべき額に対する割合をいう。）に応じて公庫が定める率により算出した金額を加えた額を基準として定める。

5 公庫は、必要があると認める場合においては、受託者に対し、当該委託業務の処理について報告をさせ、又は役員若しくは職員をして当該委託業務について必要な調査をさせることができる。

6 受託者たる金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）
第二十四條 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付の方法、元利金の回収の方法、貸付をすることができるときは、規模及び規格に関する基準、前條第二項に規定する委託業務に関する準則並びに抵当権の設定、火災保険契約の締結、貸付金に係る住宅の維持補修の義務、貸付金に係る住宅の大修繕又は改築に対する公庫の承認その他の貸付の條件を記載しなければならない。

（事業計画及び資金計画）
第二十五條 公庫は、毎事業年度において当該事業年度の予算の添付書類に定める計画に適合するように、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

ばならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

公庫は、前項の事業計画及び資金計画を作成する場合において、一事業年度を通じて、第十七條第一項第三号の規定に該当する者に対して貸し付ける金額の総額の当該年度における貸付金の総額に対する割合が百分の三十をこえないようにこれを定めなければならない。

第四章 会計

（予算及び決算）
第二十六條 公庫の予算及び決算に關しては、公庫等の予算及び決算の暫定措置に關する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の定めるところによる。

（利益金の処分）
第二十七條 公庫は、毎事業年度の決算上利益金を生じたときは、これを公庫に納付しなければならない。

（余裕金の運用等）
第二十八條 公庫は、業務上の余裕金をもつて、国債を保有し、又はこれを大蔵省預金部に預け入れて運用することができる。

2 公庫は、業務に係る現金を公庫に預託することができる。

3 公庫は、業務を行うため必要と認める場合においては、その業務に係る資金のうち、受託者たる金融機関が委託業務を行うため必要な金額を限り、当該金融機関に預託することができる。

（会計帳簿）
第二十九條 公庫は、主務省令で定

めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十條 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者たる金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十一條 公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(役員の解任)

第三十二條 主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公庫の役員として不適当と認められるとき。

2 主務大臣は、総裁及び監事を前項第一号又は第四号の規定により

解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第三十三條 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫若しくはその受託者たる金融機関に対して報告をさせ、又はその職員をして公庫若しくは受託者たる金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者たる金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(貸付金の使途の規正)

第三十四條 貸付を受けた者は、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならない。

2 公庫は、貸付金が貸付の目的以外の目的に使用されることを防止するために、必要に應じて、貸付金をもつて建設する住宅の工事施行者に対し、直接に資金を交付する等資金の交付に関し適切な措置をとることができる。

(賃借人の選定及び家賃)

第三十五條 貸付を受けた者で第七條第一項第三号の規定に該当するものは、貸付金に係る住宅を自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の條件に

関し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならない。

2 貸付を受けた者で第十七條第一項第三号の規定に該当するものは、地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)に定める統制額の範囲内において主務省令で定める額をこえて、貸付金に係る住宅の家賃の額を契約し、又は受領することができる。

(利益金の配当の制限等)

第三十六條 貸付を受けた者で第十七條第一項第三号に該当するものは、公庫からの貸付金の償還を完了するまでは、各事業年度の配当又は分配し得べき利益金又は剰余金の額の当該事業年度開始の時ににおける資本金額(株式総額、出資総額、株式総額及び出資総額の合計額又は基金総額をいう。)及び積立金額(法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十六條に規定する積立金額をいう。)の合計額に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分した額に対する割合が百分の十をこえる場合においてはその超過額に相当する金額については、株主、社員その他の出資者に対してこれを配当又は分配することができない。但し、当該超過額に相当する金額のうち、当該事業年度前の事業年度において配当又は分配し得べき利益金又は剰余金の額が当該割合に達しなかつたことがあるときにおけるその不足額(配当又は分配し得べき利益金又は剰余金の額がなかつたときは、当該割合に相当する額)の合計額(当該事業年度前において本項但書の規定の適用を受けて配当又は分配した金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)に相当する金額に達するまでの金額については、この限りでない。

(貸付を受けた者に対する会計検査)

第三十七條 会計検査院は、必要があると認めるときは、貸付を受けた者の会計を検査することができる。

(訴訟法の準用)

第三十八條 訴訟法(明治二十三年法律第五号)は、政令で定めるところにより、公庫を国の行政機関とみなして、公庫に準用する。

(共済組合)

第三十九條 公庫の役員及び職員は、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において、同法中「各省各庁」とあるのは「住宅金融公庫」と、「各省各庁の長」とあるのは「住宅金融公庫総裁」と、同法第六十九條(同條第一項第三号を適用する場合を除く。)及び第九十二條中「国庫」とあるのは「住宅金融公庫」と、同法第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「住宅金融公庫を代表する者」と読み替へるものとする。

第四十條 国庫は、公庫に設けられた共済組合に対し国家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

(健康保険等との関係)

第四十一條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十二條第二項及び厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六條ノ二の規定の適用については、公庫の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

(災害補償)

第四十二條 公庫の役員及び職員は、その災害補償については、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定を適用する。

2 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公庫の事業は、国の直営事業とみなす。

3 第一項の規定により補償を要する費用は、公庫が負担する。

(失業保険)

第四十三條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公庫の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

第四十四條 国庫は、公庫がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定す

る給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(主務大臣、主務委員)

第四十五條 この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とし、主務省令は、建設省令・大蔵省令とする。

第七章 罰則

第四十六條 第三十五條の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人に対し同項の罰金刑を科する。但し、法人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人については、この限りでない。

第四十七條 受託者たる金融機関の役員又は職員が第二十三條第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十八條 公庫の役員若しくは職員又は受託者たる金融機関の役員若しくは職員が第三十三條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

ときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十九條 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可を受け、又は承認を得なければならない場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。

二 第六條第一項から第三項までの規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十七條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第十九條の規定に違反して貸付をしたとき。

五 第二十條第一項から第三項までの規定に違反して貸付をしたとき。

六 第二十條第五項の規定に違反して公表を怠り、又は不実の公表をしたとき。

七 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

八 第三十一條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十條 第七條の規定に違反して住宅金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対し資本金の拂込の請求をしなければならぬ。

4 資本金の拂込があつた日(資本金が分割して拂込まれる場合においては、第二回の拂込のあつた日)において、設立委員は、その事務を公庫の総裁に引き継がなければならない。

5 総裁が前項の事務の引継を受けたりにおいて、総裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

6 公庫は、設立の登記をすることにより成立する。

7 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 住宅金融公庫の業務の監督その他住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

8 大蔵省設置法(昭和二十四年法律百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四号中「復興金融公庫及び国民金融公庫」を「復興金融公庫、国民金融公庫及び住宅金融公庫」に改める。

9 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「国民金融公庫」の下に「及び住宅金融公庫」を加える。

10 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「国民金融公庫」の下に「住宅金融公庫」を加える。

11 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二号ノ三を同條第一号ノ四とし、同條第二号ノ四を同條第二号ノ五とし、同條第二号ノ二の次に次の一号を加える。

二ノ三 住宅金融公庫自己ノ為ニスル登記又は登録

12 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ五の次に次の一号を加える。

五ノ六 住宅金融公庫ノ発スル証書、帳簿

13 貸金業等の取締に関する法律(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「国民金融公庫」の下に「住宅金融公庫」を加える。

住宅金融公庫法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔淺利三朗君登壇〕

○淺利三朗君 たいだいま議題となりました住宅金融公庫法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の要旨を簡単に御説明申し上げます。住宅金融公庫は、國民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的としております。その機構は、資本金の全額を政府が出資する独立の金融機関でありまして、一面事業の運営に民間企業の長所を取入れるとともに、他面その公共性にかんがみ、毎年度の予算は国会の議決を必要とし、かつ役員

の任命、事業の運営等に関し政府の監督を受けるようになっております。本年度予算におきましては政府出資金五十億圓が認められ、かつ対日援助見返資金より百億圓の交付金が予定されておりますので、これによつて約八万戸の住宅建設に對して融資が行はれる見込みであります。貸付の対象となるのは、みづから居住するために住宅を必要とする者、住宅組合法による住宅組合及びみづから居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う会社その他の法人であり、また貸付の限度は、住宅建設費及びこれに必要な用地費の七割五分以内となつております。また貸付金の利率は年五分五厘とし、償還期限は木造で十五年以内、れんが造等で二十年以内、鉄筋コンクリート造で三十年以内となつております。

本法案は、四月四日建設委員会に付託され、ただちに建設大臣より提案理由の説明を聴取し、引続き四回にわたりました。熱心なる質疑応答が行われ、その間四月十一日には、各方面より参考人八名を招致して、その意見を

聴取し、慎重に審議いたしました。法案の性質上、質疑が続出したのでありますが、そのうちおもなる質疑応答の概要を申し上げます。

第一に、本公庫の目的は国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金を融通することと明記されているにもかかわらず、実際に融資を受けるためには五、六万円の手持金を必要とし、かつ月々の償還金も相当額に上り、改正地方税法による地租、家屋税を加えれば千五百円ないし二千円以上にもなり、最も住宅に困窮している勤労庶民階級にとっては高嶺の花になつてしまふのではないかという質問であります。これに対しては、ひとしく国民大衆といつても、最も収入の少い階層に対しては公共事業費による公営貸住宅、すなわちいわゆる庶民住宅の建設が行われており、本法案による金融措置は、その少し上層にある階層で、相当の定収入があり、融資によつて自己所有の住宅を希望する者を対象としているとの答弁でありました。

第二には、融資を受ける者の負担を軽減するために貸付率七割五分を八割に拡大すること、金利は三分ないし四分程度にすること、償還年限を延長すること等の質問があり、これに対しては、貸付率を拡大すれば建設戸数の絶対量が減じ、かつ月々の負担金が増大して、かえつて不利を来すおそれがあり、また金利はわが国の現状では最低であり、償還年限を延長すれば資金の回転を遅らすこととなり、かつこの際融資を受けた人々にのみ特別厚き恩恵を與えることとなるので、むしろ他の

多くの人々にもこの利益を均霑せしむべき機会を與へることが妥当であると答弁でありました。

第三に、融資対象に關しては、産業労働者住宅を建設する事業主、賃貸住宅を建設する地方公共団体及び店舗併用住宅を建設する個人等をも考慮してはいかがかという点であります。これに對しては、産業労働者住宅はむしろ設備資金から支出すべきものであつて、従来行つて来た炭鉱労働者住宅の成績もあまり芳ばしくなかつた事情があり、むしろ職域の住宅組合をもつてほとんど同じ効果を收め得ると思われ、のである。また地方公共団体は、前述のごとく別に公共事業費による公営賃貸事業を行つておるので、その區別を明確にする必要がある。また店舗併用住宅は、専用住宅を優先せしめる建前上今回は考慮のほかに置きたい、但し一階に店舗があり、二階以上がアパートになつておるような耐火の複合住宅に關しては住居部分に對してのみ融資をなし得るとの答弁がありました。

第四には、賃貸住宅を建設する会社その他の法人のほかに、割賦分譲住宅を建設するものに對しても融資を行つてはいかがかという点であります。これに對しては、割賦分譲住宅を認めると、資金の貸與が間接的となり複雑化するから適当でないとの答弁があり

ました。

第五に、貸付に關する申込みの受理及び審査を銀行に委託し、貸付金にかかる住宅の建設工事の審査を地方公共団体に委託するのは複雑であつて適當ではない、これらはすべて現在住宅行政を担当してゐる地方公共団体へ一元

的に委託すべきではないかという点であります。これに對しては、資金の貸付を行う銀行に最初から申込みの受付をも行わせた方が便宜と考えたものであるという答弁でありました。

第六に、貸付の決定等は住宅需要者の代表者も加えた民主的機構で行ふべきであるという点であります。これに對しては、各地に公庫、都道府県市町村、銀行等の受託機関、需要者等の關係者をもつて組織する協議会を設置して公平に行うよう運営する心算であるとの答弁でありました。

第七に、住宅用地の獲得が困難である現在、土地の取得を容易にするための法的措置が必要ではないかという点であります。これに對しては、現在宅地法等も研究中であるが、とりあえず用地費に對する融資をも認めてその点を考慮したものであるとの答弁であり

ました。

次に参考人といひました。地方公共団体代表として神奈川県知事内山岩太郎君の外、金融界、言論界、建設業関係者、労働組合関係、民間団体、需要者側等より八名の諸君が出席されたのであります。詳細は速記録に譲ります。

かくて質疑を終了し、討論に先立ち、瀬戸山三男君より本案に對する修正案が提出されました。これは第三十八條を次のように改めたいという意見であります。すなわち「訴願法及び行政事件訴訟特別法については、公庫を国の行政機関とみなし、政令で定めるところにより、これを公庫に準用する」というのであります。これは法制

上の整備の問題でありまして、原案においては訴願法の準用のみ規定しているが、これに關連ある行政事件訴訟特例法の準用をも當然規定すべきものであります。

次に討論に入り、自由党を代表して瀬戸山三男君、民主党を代表して増田連也君、日本社会党を代表して前田榮之助君、さらに農民協同党を代表して寺崎覺君より、修正案並びにこれを除く原案に對していずれも賛成の意見を開陳され、日本共産党を代表して砂間一良君よりは、修正案には賛成であるが、これを除く原案には反対するとの意見が述べられました。なお賛成意見を述べられた諸君よりも、政府は現案に本案によつても救えない低収入者のために公営貸住宅の建設に必要な予算を大幅に拡張するよう努力すること、また本案による場合においても、将来金利の引下げその他の方法により、できるだけ利用者の負担を軽減するよう努めること等の希望が強調されたのであります。また反対理由として、融資の対象が眞の住宅困窮者を救済できない点、手続が煩雜であつて、ボスのほびこる余地がある点及び住宅用地の収用に關する法律上の規定のない点等でありました。

次いで採決に入り、瀬戸山君提案の修正案に對しては全会一致をもつて賛成、また修正部分を除く原案に對しては多数をもつて可決いたしました。

右御報告申し上げます。

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。順次その発言を許します。砂間一良君。

○砂間一良君 私は、日本共産党を代表いたしました。修正部分を除く政府原案に反対の意見を述べたものであります。

住宅問題は、今や日本の重大な社会問題の一つとなつております。これが解決は焦眉の急務であるということ、は、益谷建設大臣も、その提案理由の説明の中で、わが国の住宅難はきわめて深刻であり、これが解決は政府の最重要課題の一つであると言つておることを見ましても、政府自身その重要性を認めておるものだと思うのであります。しかるに、自由党吉田内閣の住宅政策の一枚看板ともいふべき本法案は、與議員瀬戸山君が、委員会の席上で、羊頭を掲げて狗肉を売ると評しております通り、何らこの住宅問題の根本的解決策とはならない欺瞞立法であります。

今日住宅の絶対的不足は、昨年七月末現在におきまして約三百五十三万戸といわれておりますが、これを十五箇年で建設復旧するといひましたとしても毎年五十五万戸の新築が必要であります。そのほか、人口の自然増加に伴う住宅不足が毎年二十六万戸、また火災とか、地震とか、あるいは洪水等によるところの損失住宅の不足が約八万戸であります。これらを合計いたしますと、年々九十万戸の住宅が不足して行つておるのであります。しかるに、本法案によりますと、本年度わずかに八万戸の住宅を建設するというのであります。これは年々災害で失われて行く住宅の復興によりやうやく当るくらいでありまして、今日の住宅の絶対的不足及び人口の自然増加に伴うところの住宅難の緩和ということには何ら役立

たないということになつておるのであります。

本法案の第一條には、健康にして文化的な生活を営むに足る住宅を建設するといふふうなことをいつておりますけれども、しかし、その内容はまことに貧弱でありまして、まことにそこがましき表現と言わなければならぬのであります。政府の住宅政策を見ますと、この公庫による住宅建設が約八万户であります、そのほか国庫補助による賃貸住宅二万七千戸を加えまして、これを十万户足らずであります、今日の住宅不足はとうてい緩和できないばかりか、いんむしう、かえつて住宅難をますます激化して行くということになつておるのであります。

この一事をもつてしましても、自由党とその吉田内閣がいかに住宅政策に冷淡であるか、また国民生活に無関心であるかということが言えると思つてあります。吉田内閣と自由党は、内外独占資本に対する補助金の支出や、あるいは日本の直接、間接の軍事基地化を促進するような方面の支出につきましてはきわめて寛大でありますけれども、こういう国民生活の安定をはかるような住宅問題につきましては、まことにけちんぼうであります。

次に本法案の内容について申し上げますと、まず第一に、融資の対象が住宅の新築に限られておりまして、余剰住宅や、旧軍用施設の改造、あるいは現在住んでおるところの住宅の維持改善という方面には何ら融資の措置が講じられておりません。これは自由党が大金持の余剰住宅を開放する積極的な意思がないということを物語るものと言

わなければなりません。今日の住宅難がかくも緊急、焦眉の問題であつて、しかも新築するといふことが困難であるならば、さしあたり応急措置といたしまして、大金持の大邸宅や余剰住宅を開放いたしまして、これを一人々々が借りて住めるように改造する、あるいは旧軍用施設を転用する、また現在非常にぼろ／＼になつてゐるところの営団住宅、これなんか実にひどいものであります、雨が漏つて住めないような状態になつておる、こういうものの修繕、あるいは維持補修という方面にも融資の道を講じまして住宅難を緩和するという政策がとられなければならぬと思つてあります、が、本法案によりまして、こういう方面には融資の道が何ら講ぜられておらない。

次にこの手続上の問題であります、これがきわめて煩瑣であります、この点につきましては、自由党の議員であるところの井手君でさえも、驚くべき非能率の法案といふような批判を委員会でもやつておつたのであります。いろいろ書類を添へまして役所に申し込んで行く。またこの役所の判こをもらつて歩くのがたいへんであります。その申込みの受付を審査する金融機関は、銀行が窓口においてやります。大体銀行が審査するということになつておるのであります、その審査の條件は三つある。第一は住宅に困つておる者、第二は世帯主であるということ、第三は返済能力がある者ということです。第三は返済能力がある者、この返済能力があるといふことであります。大体建設省において、この住宅金融公庫法案の施行規則をつつておるやうであります、が、この施行規則など

によりまして、月々の返済金の約八倍に当るところの定収入がなければ貸せないといふようなことを考へておるやうであります。こういたしまして、実際には銀行が事実上の審査の権利を持つてゐる。

大体、銀行に審査させるということが不当であります。この銀行というやつは、石橋を叩いて渡るような商売をやつておるのであります、担保のない無産の低収入の勤労者には、法の上では借りられるようにできておりましたが、実際にはなかなか貸してくれないといふことになるのであります。また貸付金にしましても、一ぺんにこれを貸してくるのではありません。これを何期にもわけまして、最後の金は、もう家を建てて、でき上つて、火災保険をつけた後でなければ貸してくれない。しかしながら、大工や左官の手間賃といふものは毎日々々拂つて行くのでありますから、こういうようなやり方では実質困難。こういう手続上の点についても、はなはだ遺憾の点が多いのであります。

しかしながら、本法案の最も根本的な欠陥はどこにあるか。第一に、これは自己資金がある、すなわち頭金があるといふことであります。木造十坪の家を建てるにいたしまして、少くとも六、七万円の現金を用意しておかなければ家を建てることのできないのであります。現在の勤労階級が、あの六千三百円ベースで縛られておるところの勤労者が、五、六万円の金をどうして工面できますか。しかも住宅で一番困つておるのは、こういう低収入の勤労階級であります。また月々の返済金であります、これが地租や家屋税

や、これらの諸費用を合算いたしましたすると、大体毎月千五百円以上返して行ける力がなければ借りられないのであります。建設省や国会の専門員室で調べたところによりまして千五百円といふような標準が出ておりますけれども、しかし、これはきわめてずさんな計算であります、実際には二千五百円から三千円以上毎月返済して行く能力があるものでなければ借りられないといふことになつておる。ここにこの法案の一番大きな欠陥と欺瞞性があるのであります。

今日一番住宅に困つておるのはだけれど、低収入の無産の労働者であります。そういう一番困つてゐる人たちが、住宅をつくるための金が借りられない。これでは何にもならない。そうして政府に聞きますと、そういうものは対象としていない、少くとも一万二千円以上の収入のある中産階級の中以上ぐらいの人たちを対象としておる、こういうことを委員会におきましても公然と答弁しておるのであります、

これでは、勤労者にさき住宅を興えるような錯覚を興えておきまして、事実においては興えない。ここに自由党吉田内閣の最も大きな大衆欺瞞性があると思つてあります。

それから宅地の問題であります、が、なかなか大都市、大都市等におきましては、家を建てるにしまして、この土地の問題が非常にむづかしい問題であります。ところが本法案によりまして、この土地の収用につきましては何ら法制的措置が講ぜられていない。

あるいは公庫の余剰金の運用にいた

しまして、これは国債を買うとか、あるいは預金部に預託するとか、国庫に預託するとかいろいろありますけれども、しかし、この公庫の金の一部分は銀行に預けることができるという規定になつておる。で、この公庫の余剰金をもちまして、株式が暴落したときの証券対策資金に使うとか、あるいは銀行がこれを自分のいろ／＼な資金に流用するといふ危険性がきわめて多いのであります、こういう点におきまして、私どもは、この公庫の余剰金があるならば、これは住宅の修繕であるとか、あるいは補修であるとか、そういう方面に流用してもらつたらいいと思つてありますけれども、そういう方面のことは何も講ぜられていない。

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君、約束の時間が参りました。

○砂間(夏君) とうとう済みま

その他こまかい点について申し上げますと、致々の欠陥がたくさんあるのであります、が、こういう食わせものの法案には私どもは賛成することができないのであります。そこで私どもは、今日の住宅難は戦争で焼かれたためである。これは個人の責任ではない。ですから、国が住宅を全部建ててやるのがあたりまえだ。そうして安い借家料で労働者が住めるようにしてやるのがあたりまえだと思つて、それからまた余裕住宅や大邸宅をどん／＼開放いたしまして、これをどん／＼貸してやつた方がいい。そういうふうにしなればならないと思つてあります、が、そういう点について、自由党吉田内閣の住宅政策といふものは、まづたくなつて

おらぬ。かような点におきまして、共產党は本法案に絶対反対するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 瀬戸山三男君。

〔瀬戸山三男君登壇〕

○瀬戸山三男君 私は、自由党を代表しまして、ただいま議題になつております住宅金融公庫法案の修正案に対し簡単に賛成の意を表します。

ただいま共産党の砂間君から、自由党並びにその支持する吉田内閣は住宅対策に對してきわめて冷淡である、しかもなつておらぬ、かように申されましてたけれども、私の考え方では、現吉田内閣並びに自由党から住宅対策に真剣に對処しておるものは日本の政治史以來初めてのことであります。先ほど砂間君からいろいろの御批評もありましたけれども、大体見方が違つておるのであります。右と言えば左と申し、白と言えば黒と申されるのが商売でありますけれども、しかし、それでは法律は成立しない。

現在御承知の通り、先ほど砂間君も申されましたが、大体日本に三百万戸以上の住宅不足があると言われておる。そのうち最も緊急を要する住宅でさえも六十万戸と言われております。それをどういふふうに解決するのかがこの際日本の現状においてよろしいかというところを、お互いにきわめて真剣に考えなければならぬ。もちろん、これが一撃にできる奇術がありましたらならば、何もこの国会でがや／＼言う必要はない。その奇術をもつて九十万戸でも百万戸でも一夜のうちに建てる方策がありましたらならば、先ほど砂間

君の言われた議論もまさに正当でありますけれども、さうな奇術は、日本には、はやりません。(拍手)

終戦後、食糧は大体改善の道に至つております。また衣料も、国民の努力と、連合國、特にアメリカの援助のために、やや改善の緒についております。ただ問題の住宅は、先ほど申しましたように、きわめて深刻なものがあつて、そこで第五国会におきましては、本院において住宅等建設促進の決議をいたして、国会は真剣なる関心を表明いたしておるのであります。そこで政府は、これは少いのであります、三十三億六千万の金を投じて、低家賃の補助住宅を三万戸ぐらゐ建てようというのが今年の予算である。それだけでは足りないで、ここに五十億並びに百億、計百五十億の金を投じて、それで利用のできる人たちに一応利用させて八万戸の家を建てようとするのが、どこが悪い。大体見方があなただ方は違つておる。

この際どういふ家を建てるべきか。庶民住宅に對しては、少くとも国庫補助百億ぐらゐの賃貸住宅を建てるべしというところは、私も、ここにおられる建設大臣に要求いたしておきます。それとともに、かように金を貸して、それを利用して人に早く八万戸ぐらゐの家を建てさせて、それと結び合わせて、国民大衆のために文化的で健康な住宅を建てようというのが、この法律案であります。(発言する者多し)

○議長(幣原喜重郎君) 靜肅に願います。

○瀬戸山三男君(終) もちろん、この法案におきましても相当の欠陥があり

ましよう。利子を下げろとか、もしくは償還年限を延ばそうとか、いろいろの問題がありますが、まず実施して、その上で都合が悪かつたら国会において大いに修正すべし、また改正すればよろしいのであります。この際三万戸でも八万戸でも家を建てるのに反對する理由はどこにある。国民大衆は今待望しております。こういう意味において私は賛成いたすのであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 前田榮之助君。

〔前田榮之助君登壇〕

○前田榮之助君 私は、ただいま上程になつております住宅金融公庫法案の修正案に對し、日本社会党を代表して、希望を付して賛意を表したいと存じます。(拍手)

戦後、わが國の民生安定に對しましては、衣食住のうち衣料についても食糧についても大体安定の状態になつて國民生活も相當向上して参りましたが、ひとり住宅に對しては今なお窮乏の域を脱せず、現にその不足數三百五十万戸といわれておるのであります。しかも戦前に比較して、數の不足のみならず、質の低下せることもまた甚大であります。第六国会の本案議において、住宅建設促進の決議案が諸君によつて満場一致可決されておりますが、実に住宅建設こそわが國現下の緊急を要する重大なる社会問題であります。本住宅金融公庫法案が住宅緩和に相當貢獻するところあることは、私も認め、賛意を表するところでありますが、なお不十分のところがありまして、日本社会党としては希望を申

し上げて賛成したいと思つております。

まず第一に、本法は、政府出資五十億円で、見返り資金百億と、計百五十億円を建設資金に融資して、大体八万一千戸の建設をいたそうとするものでありますが、提案の理由には、特別金融機關を設置して、國民大衆のために長期かつ低利の住宅建設資金の融通をはかる云々とあつて、國民大衆のためにと力説され、また本法第一條の目的の項には「國民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機關が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。」とありまして、あくまでも國民大衆が本法の融資対象であり、本法制度の意義がそこにあることを明記してあるのであります。

が、しかし、遺憾ながら本法では、住宅を必要とする國民大衆の大部分は救われぬのであります。すなわち、住宅に最も困窮し、かつ渴望している労働者及び小市民層は、敷地の問題、自己資金の六、七万円を要する点、月賦償還金等を考えますと、六千三百七円ベースの今日では、國民大衆の大部分はとうてい利用できないので、大衆ではない、いわゆる小衆の法案であると言わねばなりません。よつて私は、本法案は修正の困難なる事情もありまして、これはやむを得ないこととして、國民大衆たる労働者、小市民のための補助住宅費が、二十五年度に三十一億円、二万七千戸を予定されておりますが、資産の余裕ある本法適用者が、八万一千戸に對しあまり寡少なので、その増額により公營住宅、労働者住宅

等の拡充をはかり、本法の欠陥を補うべきことを強く主張するものであります。

第二に要望する点は、本法施行により、これが軌道に乗りますと、百五十億圓全額融資することになります。が、その金利五分五厘は、年額利子収入で八億二千五百万円となりまして、公庫の諸経費は半額以下で十分まかなえるのであります。利率五分五厘は適當の時期に引下げを断行すべきことを要求するものであります。

第三点といしまして、本法による貸付対象は生活協同組合を除外してあるのであります。が、この種法人の中には、住宅組合のごとく非常に熱心に住居建設に努力し、相當功績を上げておるものも少くないのであります。よつて、営利を目的としない法人にして、住宅を建設して月賦分譲を行うものに対して、住宅組合同様、将来融資の対象とすべきであると思つてあります。この点、政府において十分考慮されんことを要望するものであります。第四点として、住宅地の開放の問題であります。本法による融資を受けんとする者の中には、資産、信用等の他の條件は全部整つたが土地が得られないという者が相當あるのであります。しかるに、戦災都市等においては、相當広汎な遊休屋敷を有しながら、都心部において畑同様に荒廃せしめて、みづから使用しないのみか、他に使用せしめないものがあるのであります。これは土地の社会性を無視し、都市発展を阻害するのみならず、住宅問題解決にも非常な障害となつておるのであります。これらに對して適當なる立法処置を講ずべきであることを主張する

ものであります。このことは、住宅問題に寄與するばかりでなく、都市計画事業推進のためにも必要なのであります。

すなわち、第一は補助住宅、公営住宅の拡充、第二は金利の引下げ、第三には生活協同組合等の法人を住宅組合同様に取扱うこと、第四に住宅地の確保のため宅地に対して社会性ある立法処置を講ずること、以上四つの希望を付して修正案に賛成するものであります。以上。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

復興都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(山本君外十三名提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、山本君外十三名提出、復興都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

復興都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員会理事押谷富三君。

復興都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案
復興都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

復興都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

災 害	地 区
昭和二十五年四月三日及び同月十三日静岡県熱海市におこつた火災	静岡県のうち熱海市

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

復興都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(山本君外十三名提出) に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔押谷富三君登壇〕
○押谷富三君 ただいま議題となりま

した復興都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、熱海市は、去る四月三日及び十三日の二度にわたり大火災に襲われまして、駅前商店街、熱海銀座、温泉地帯の大部分を焼失し、罹災戸数千六百三十八戸、その世帯数千八百八十七、罹災人員六千四百五十六名に及び、その損害額実に数十億に上つております。その損害の甚大なるや、まことに深刻甚大なるものがあるものであります。これが救済手段として、災害救助法による救助その他免稅等の方途もあるものであります。これらと並行して、特に住宅を失つた罹災者を保護するため復興都市借地借家臨時処理法第二十五條の二を発動し、熱海市復興再建の一助とする必要があるものと認め、各派共同提案をもつて本案が提出されるに至つたのであります。

委員会におきましては、その必要と緊急性を認め、即日、討論を省略し、全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案

飲食営業臨時規整法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「主要食糧」を「主要食糧その販売について同法又は同法に基く命令の規定による制限がないものを除く。」に改める。

附則第二項中「昭和二十五年五月一日又は経済安定本部廃止の日のいずれか早い時」を「昭和二十六年五月一日」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案(内閣提出) に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔小野瀬忠兵衛君登壇〕
○小野瀬忠兵衛君 ただいま議題となりました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、飲食営業臨時規整法の有効期限を一箇年延長し、主要食糧の制限の一部を解除しようというのであります。現行法は、本年五月一日または経済安定本部廃止の日のいずれか早い時に失効するものと規定されておりますが、現在の主要食糧の需給事情及び米国の対日援助の關係から見ても、また主要食糧の統制下において飲食営業に違法行為をなからしめるためにも、本年五月一日に本法を失効させるとは適當でないで、本法の有効期限をさらに一年間延長しようというのであります。また経済安定本部は、経済安定本部設置法の改正により恒久的機関として存置されることになりましたので、「又は経済安定本部廃止の日のいずれか早い時」を削り、「昭和二十五年五月一日」を「昭和二十六年五月一日」に改めようというのであります。

なお主要食糧は漸次需給事情が好転し、昨年十二月以降は米類、穀粉等については一部統制が緩和され、自由に販売できるようになつたので、さらに将来食糧管理法及び同法に基く命令の規定により一般に自由に販売することのできるようになつた主要食糧及びこれに調理加工したものについては、飲食営業業者はその提供についての制限を解除されることがするために、本法

に「主要食糧」とあるのを「主要食糧(その販売について同法又は同法に基く命令の規定による制限がないものを除く。)」に改めようというのであります。

本案については、去る九日提案理由の説明を聴取し、引続き三月九日、十一日、十三日、二十九日、四月一日、十五日及び十八日に審議をいたしました。委員会においては、主食の需給の状況が好転いたしました今日、飲食営業についても改正するのが当然であります。本法が実施されて以来の実績にかんがみまして審議の慎重を期し、資料の要求をいたし、数回の懇談会を開きまして熱心なる質疑が行われました。ことに飲食営業の状況について詳細なる質疑応答がかわされましたが、主要食糧の制限が緩和されるにつれて、くず米がどうなるかとの質問に対しては、政府は、主食の輸入が必要である今日においては、これを緩和することはできないとの答弁がありました。また外食券、めん類の購入券、委託加工、兼業、酒類提供等についても質疑がありましたが、これらの問題については現行法が適当でないことが明らかになりましたので、共産党を除いた各派の共同提案といたしまして本案に修正を加えることにいたしました。

修正案は次の通りであります。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案に対する修正案

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三條第一項第四号の改正規定を次のように改める。

第三條第一項第二号中「外食券と引換に」を「外食券又はめん類購入券と引換に」に、同項第四号中「食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第二條の規定による主要食糧及びこれを調理加工したもの(以下「指定主食」という。)」を「指定主食(食糧管理法昭和十七年法律第四十号)第二條の規定による主要食糧及びこれを調理加工したもの(以下「指定主食」という。))」をいい、その販売について同法又は同法に基く命令の規定による制限のないもの及び飲食営業を営む者が同法又は同法に基く命令の規定により入手したものと並びにこれらを調理加工したものを除く。に、同項第五号中「酒類以外の飲物」を「酒類その他の飲物」に改める。

第三條の改正規定の次に次のように加える。

第六條を次のように改める。

(指定主食に関する制限)

第六條 飲食営業を営む者は、指定主食を提供してはならない。

第七條を次のように改める。

第七條 旅館又は外食食堂を営む者は、外食券と引換でなければ、めん類外食券を営む者は、めん類外食券購入券と引換でなければ、食事を提供してはならない。

第十條及び第十一條第二項中「外食券」の下に「又はめん類の購入券」を加える。

附則第二項として次の一項を加える。

2 この法律の施行前にした違法行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

すなわち、この修正案によつて指定主食の制限が緩和され、従来禁止されていた喫茶店等における酒類の提供が許され、めん類購入券でも、外食券同様、引きかえてめん類食事が提供されることになるのであります。また附則第二項を加えたのは、罰則の適用に関する経過規定が必要であると考へたからであります。

かくて本日、右の修正案について竹山委員より提案理由の説明がありましたが、特に政府の運用の適切化と、業務用配給の社会政策化並びに農民に対する均衡の公平化について要望せられました。

次いで討論に入りましたが、志田委員は自由党を代表して、笹山委員は民主を代表してそれぞれ賛成の意見を述べられ、米原委員は共産党を代表して反対の意見を述べられました。

次に採決に入りましたが、最初に右の修正案について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決されました。次いで右の修正点を除いた内閣提出の改正案について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○山本猛夫君 残余の日程を延期し、

本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君
通商産業大臣 高瀬莊太郎君
農林大臣 森 幸太郎君
運輸大臣 大屋 晋三君
郵政大臣 小澤佐重喜君
電気通信大臣 益谷 秀次君
建設大臣 益谷 秀次君

出席政府委員

法務政務次官 牧野 寛策君
大蔵政務次官 水田三喜男君
農林政務次官 坂本 實君
通商産業事務官 中島 征帆君
運輸事務官 足羽 則之君

(朗読を省略した報告)

一、昨二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

資産再評価法

医療法の一部を改正する法律

健康保険法等の一部を改正する法律

船員職業安定法の一部を改正する法律

植物防疫法

農林物資規格法

ことを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件

一、昨二十五日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(資源庁石炭管理局長) 村田 恒
(資源庁電力局長) 小室 恒夫
(通商産業事務官) 小室 恒夫
(資源庁電力局長) 小室 恒夫
(通商産業事務官) 小室 恒夫

一、昨二十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 江花 靜君(理事江花靜君去る二十四日委員辭任につきその補欠)

理事 木村 榮君(理事木村榮君去る十七日委員辭任につきその補欠)

厚生委員会

理事 今泉 貞雄君(理事橋直治君去る十二日委員辭任につきその補欠)

建設委員会

理事 前田榮之助君(理事前田榮之助君去る十九日委員辭任につきその補欠)

一、去る二十四日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

法務委員 梨木作次郎君
予算委員 田中 樂平君

一、昨二十五日議長において、次の常

衆議院會議錄第三十七号中正誤

八三九 三 二 法法案 法律案

ため、現

四百六十人に、四百六十人

七 変更
変更し

三
四三
印刷が不鮮明であるが次の通り

第五章 雜則（第二十二

條—第二十六條)

六(九州)
(本州)

二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

八五二 四 三意見 意思

三末一られました

五末二五 ㄱㄱㄱㄱㄱㄱ ㄱㄱㄱㄱㄱㄱ

品名	単位	数量	輸出	輸入
三末七	輸出	100	100	0
三末七	輸入	0	0	100

一末六「最終号の」

〔載〕附金に持
〔載〕附金に持

〔高塩三郎〕
君登壇

〔高塩三郎〕
君登壇

五末三協力を提て 協力を得て

末ないうよに
ないように

三 四 トロとちかあーと にしちかあーと

衆議院會議錄第三十八号中正誤

頁段行誤正

末六よめてし よめてし 言葉

六九三 一ひそある ひそめる

末七改喜
改善

一一五

定價 一部 六円五十銭
送料 実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇官報課